

令和５年度の大学における教育内容等の改革状況について（概要）

文部科学省では、令和５年度の大学における教育内容等の改革状況について調査を行い、この度、その結果を取りまとめました。調査結果の概要は、以下のとおりです。

【調査方法等】

- ・調査対象：国公立 792 大学

（令和５年度 学校基本調査のデータにある 810 大学のうち、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、令和５年度に学生の募集を停止した大学を除いた大学数。）

- ・調査方法：文部科学省ホームページに調査票・回答票等を掲載し、全大学に回答依頼の文書を発出。各大学の記入後に回答票を回収、集計。

- ・実施時期：令和６年９月～令和６年１２月

- ・回答率：99%（786 大学が回答。うち、各母数および内数は以下の通り。）

【大学全体】 国立 86 大学、公立 98 大学、私立 602 大学の計 786 大学

【学部段階】 国立 82 大学、公立 95 大学、私立 585 大学の計 762 大学

【研究科段階】 国立 86 大学、公立 88 大学、私立 487 大学の計 661 大学

<参考：令和元年度から令和４年度における本調査の回答数【大学全体】>

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
国立	86	86	86	86
公立	87	90	94	96
私立	590	599	595	599
計	763	775	775	781

【グラフについて】

- ・掲載年度：経年の調査項目については、原則、令和元年度以降、５年度分の回答を掲載。

隔年の調査項目については、原則、直近５回分の回答を掲載。

※令和２年度以降に新設した調査項目については、新設した年度以降の回答を掲載。

※令和元年度～令和３年度には、令和２年１月以降の新型コロナウイルス感染症拡大（パンデミック）が生じていた社会背景があることに留意すること。

- ・概要文：各グラフの概要では、原則、令和元年度及び令和５年度の数値を取り上げている。ただし、令和２年度以降に新設された設問や選択肢の場合は、新設した年度の数値を取り上げている。また、１つのグラフで複数の項目がある場合は、以下のとおり記載している。

項目数	記載内容
5 項目以下	最も多い回答ともっと少ない回答の項目を 1 つ掲載
6 ～ 9 項目	回答数の多い上位 2 つの項目と、回答数の少ない下位 2 つの項目を掲載
10 項目以上	回答数の多い上位 3 つの項目と、回答数の少ない下位 3 つの項目を掲載

【その他】

各大学での分析等の活用に供することを目的として一部の設問を除き、個別の大学の回答内容について、大学名や学部名等が特定又は推定されないよう匿名処理を行った上で、公表いたしました。

また、令和 2 年 1 月に中央教育審議会大学分科会で取りまとめた「教学マネジメント指針」に関連する取組について、各大学の取組事例を紹介いたします。詳細は下記 URL をご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1417336_00013.htm

① 教学マネジメント指針に基づく教学マネジメントの確立に向けた取組

令和5年度は、ほぼ全ての大学が、自大学の大学教育を改善していくための全学的な教学マネジメントの取組を実施するとともに、教学マネジメント指針に示されたⅠ～Ⅴの個々の取組についても、実施する大学がおおむね増加。

教学マネジメントの確立に向けた取組が5年前（令和元年度）から全体的に進展。

＜全学的な教学マネジメントの取組状況＞

- 教育改善に関するPDCAサイクルの確立を行っている大学は74.8%で、令和元年度より15.3ポイント上昇。（P37）
- 学修状況の分析や教育改善を支援する体制の構築を行っている大学は69.0%で、令和元年度より9.4ポイント上昇。（P37）

＜教学マネジメント指針に示されたⅠ～Ⅴに関連して顕著な増加が見られた取組＞

- Ⅰ 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化
 - ・三つの方針の達成状況を全学的に点検・評価している大学は93.8%で、令和元年度より11.8ポイント上昇。（P1）
 - ・三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、学位プログラム共通の考え方や尺度を策定している大学は77.1%で、令和元年度より21.2ポイント上昇。（P2）
- Ⅱ 授業科目・教育課程の編成・実施
 - ・ナンバリングを実施している大学は77.0%で、令和元年度より16.2ポイント上昇。（P4）
 - ・カリキュラム編成に当たり、日本学術会議が作成している分野別の教育課程編成上の参照基準を活用している大学は36.0%で、令和元年度より16.1ポイント上昇。（P4）
- Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化
 - ・学位授与にあたりディプロマサプリメントなど学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料を併せて交付している大学は25.5%で、令和元年度より13.8ポイント上昇。（P32）
- Ⅳ 教学マネジメントを支える基盤
 - ・大学全体の専任教員のうち、令和5年度にFDに参加した者の割合が100%の大学は32.7%で、令和元年度より9.9ポイント上昇。（P59）
- Ⅴ 情報公表
 - ・大学の教育研究活動に関する学生の満足度を公表している大学は58.4%で、令和元年度より17.8ポイント上昇。（P45）
 - ・大学の教育研究活動を通じた学生の成長実感を公表している大学は46.3%で、令和元年度より16.9ポイント上昇。（P45）
 - ・学生の学修に対する意欲を公表している大学は38.9%で、令和元年度より15.2ポイント上昇。（P45）

① 教学マネジメント指針に基づく教学マネジメントの確立に向けた取組（つづき）

一方で、個々の取組を有機的に関連付け、根本的かつ包括的な教育改善に繋げていく観点からは、教学マネジメントの確立は道半ば。各大学において組織的な教学マネジメントの取組を更に進展させるとともに、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育及び学修の質の向上に向けて不
断の改善に取り組むことが必要。

<組織的な教学マネジメントの取組状況>

- 全学的な教育目標等とカリキュラムとの整合性を検証する、全学的な委員会を設置している大学は 47.8%（国立:57.0%、公立:34.7%、私立:48.7%）（P37）
- 教学マネジメント確立のための学長と教授会の役割を明確化している大学は 60.7%（国立:64.0%、公立:39.8%、私立:63.6%）（P37）
- 教学マネジメントのための教職協働体制を構築している大学は 54.7%（国立:60.5%、公立:30.6%、私立:57.8%）（P37）

<学修成果・教育成果の把握・可視化と教育の質向上に向けた取組>

- 全学的な履修指導または学修支援の取組として学修ポートフォリオを活用している大学は 49.4%（国立:76.7%、公立:32.7%、私立:48.2%）（P26）
- 全学的な組織として I R を専門で担当する部署において、学生の学修成果の評価のためのデータ収集、評価の実施・分析を行っている大学は 41.5%（国立:44.2%、公立:18.4%、私立:44.9%）（P76）

② 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善のための取組

<教育内容①>

令和5年度は、カリキュラム（教育課程）の体系性を明らかにする等の観点からカリキュラム編成上の工夫を実施する大学が増加し、5年前（令和元年度）から全体的に進展。

<カリキュラム編成上の工夫に関する具体的な取組状況>

- 大学全体で定める人材養成の目的や学位授与の方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学は 90.3%で、令和元年度より 6.2 ポイント上昇。（P4）
- ナンバリングを実施している大学は 77.0%で、令和元年度より 16.2 ポイント上昇。（P4）
- カリキュラム編成に当たり、日本学術会議が作成している分野別の教育課程編成上の参照基準を活用している大学は 36.0%で、令和元年度より 16.1 ポイント上昇。（P4）
- 履修系統図（カリキュラム・ツリー等）を活用している大学は 87.8%で、令和元年度より 9.6 ポイント上昇。（P4）

② 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善のための取組（つづき）

- カリキュラムの体系性を明確化する観点からの検討の実施と検討結果の反映を行っている大学は 75.7%で、令和元年度より 3.1 ポイント上昇。（P4）
- シラバスの作成に当たり、内部を担当教員以外が検討・修正する機会を設定している大学は 90.7%で、令和元年度より 2.6 ポイント上昇。（P4）
- 教養教育と専門教育の連携に関する検討の実施と検討結果の反映を行っている大学は 59.4%で、令和元年度より 2.3 ポイント上昇。（P4）

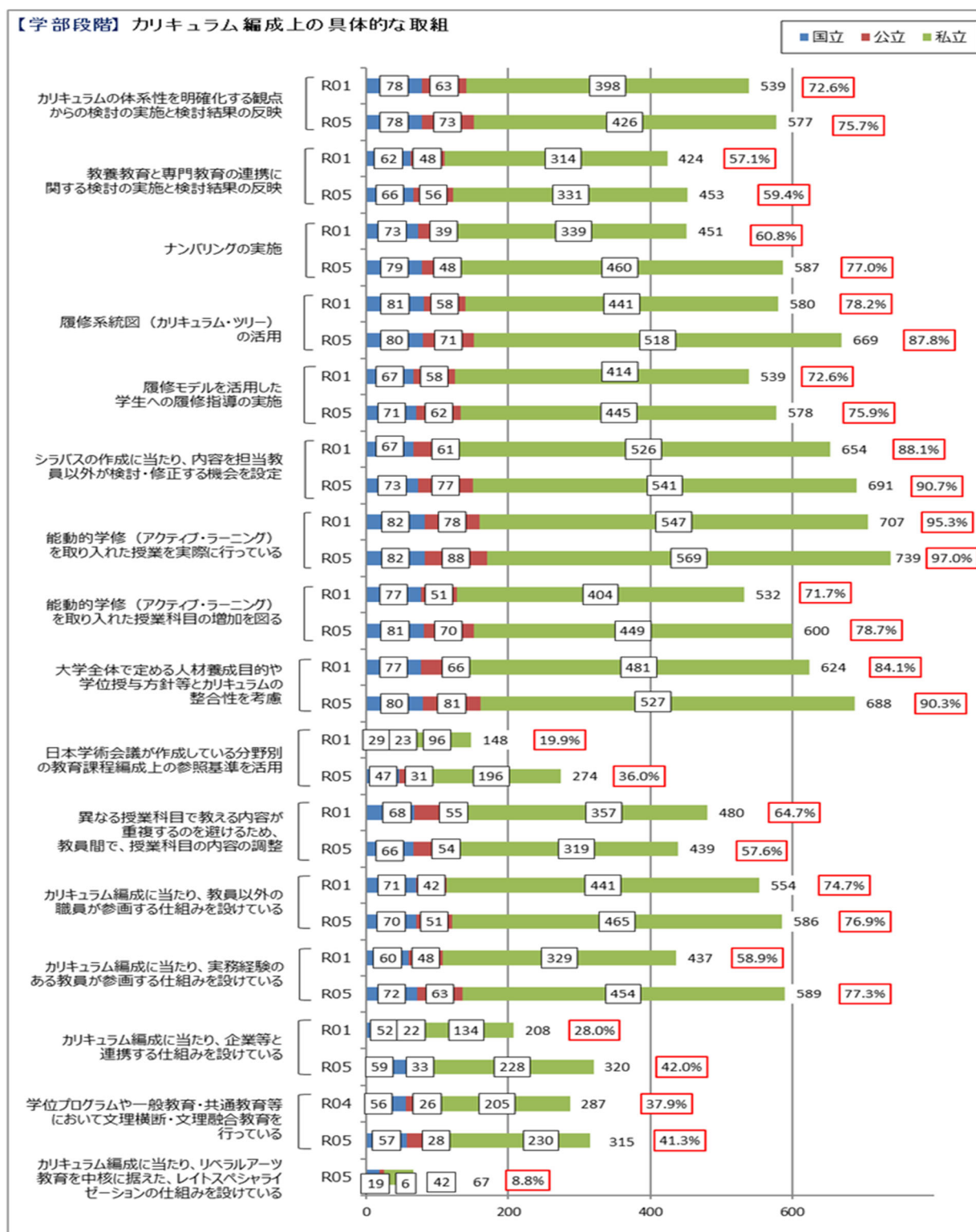
<教育内容②>

「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（令和 7 年 2 月 21 日）中央教育審議会」等において提唱されている、大学等における汎用的な能力育成や文理横断・文理融合教育、実践的な教育研究の実施など、柔軟な教育課程の編成については一層の進展の余地あり。

<柔軟な教育課程に関する取組状況>

- 能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れた授業を実際に行っている大学は 97.0%（P4）
- カリキュラム編成に当たり、学位プログラムや一般教育・共通教育等において文理横断・文理融合教育を行っている大学は 41.3%（P4）
- 学部の壁を越えた充実した教育課程の構築をしている大学は 43.5%（P37）
- 主専攻・副専攻制を導入している大学は 39.0%（P22）
- カリキュラム編成に当たり、企業等と連携する仕組みを設けている大学は 42.0%（P4）
- カリキュラム編成に当たり、リベラルアーツ教育を中核に据えた、レイトスペシャライゼーションの仕組みを設けている大学は 8.8%（P4）

② 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善のための取組（つづき）



各項目において、回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

② 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善のための取組（つづき）

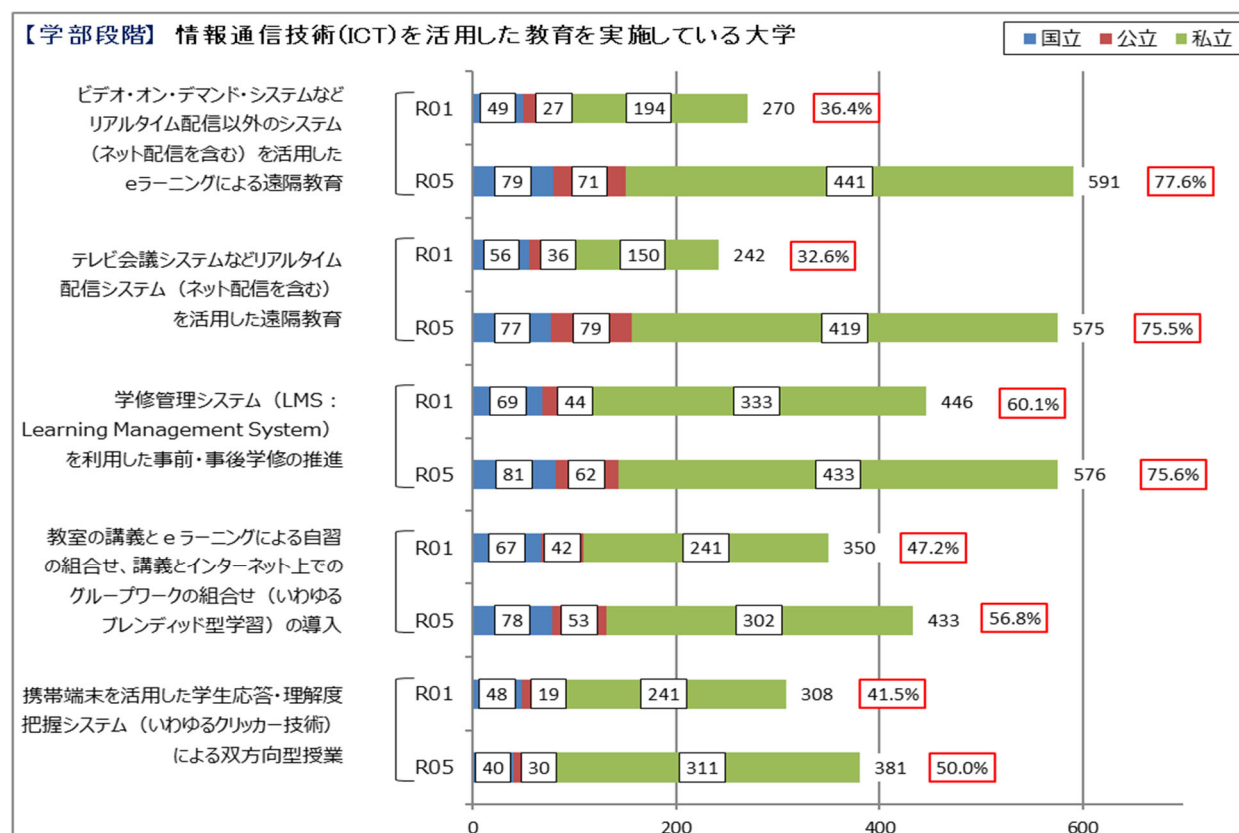
<教育方法①>

コロナ禍を契機として遠隔教育が急速に普及し、多様なメディアを利用した遠隔授業を実施している大学は、令和3年度から3年間、約70%と高い水準で推移。

今後、対面授業と遠隔授業を効率的に組み合わせたハイブリッド型教育の充実等について進展の余地あり。

<遠隔教育に関する取組状況>

- ビデオ・オン・デマンド・システムなどリアルタイム配信以外のシステム（ネット配信を含む）を活用したeラーニングによる遠隔教育を実施する大学は約77.6%であり、令和元年度から41.2ポイント上昇。（P16）
- 学修管理システム（LMS：Learning Management System）を利用し、事前・事後学修を推進している大学：約76%（令和元年度から約16ポイント上昇）（P16）
- 教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せ（いわゆるブレンディッド型学修）を導入している大学は約56.8%であり、令和元年度から9.6ポイント上昇。（P16）



情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した学部が1つ以上ある大学において、各項目に回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

② 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善のための取組（つづき）

＜教育方法②＞

全学的な学修支援体制としての、履修指導や学修支援、学生支援に関する取組の実施状況は令和元年度から横ばいで推移。今後、アカデミック・アドバイジング¹など学生が主体的・自律的に学修するための学修支援体制の整備を一層進めることも必要。

＜全学的な履修指導または学修支援に関する取組状況＞※ [] 内は令和元年度実績（P26）

- ・学生の就職支援のためのセンター等の設置 84.1% [81.3%]
- ・アドバイザー制 58.4% [56.4%]
- ・学生のボランティア活動を支援するためのセンター等の設置 38.2% [36.7%]
- ・学習支援センター等における個別指導 35.9% [36.2%]
- ・全学共通の教養教育のセンター等の設置 38.0% [33.8%]
- ・初年次教育を実施するためのセンター等の設置 26.7% [25.7%]
- ・アカデミック・アドバイザー等の専門職の配置 9.3% [8.0%]

③ 大学におけるハラスメント等防止のための取組

令和5年度は、ほぼ全ての大学が、学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置し、ハラスメント等防止の取組を実施。また、ハラスメント防止のための全学的な調査・対策機関を設置し、実効性を高める観点から学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組を実施している大学も着実に増加。

＜大学におけるハラスメント等防止のための取組状況＞

○ほぼ全ての大学において、

- ・学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置 99.2%（P64）
- ・ハラスメントの防止に関する方針等の策定・明示を実施 97.6%（P67）

○学生及び教職員を対象としたハラスメントの防止のための全学的な調査・対策の常設機関を設置している大学は 52.8%（P64）

○ハラスメントを行った者への対処方針（懲戒規程等）を策定・明示している大学は 76.3%（P67）

○学内の調査・対策機関に第三者（※）を含める等の取組を実施している大学は 55.0%で、令和2年度より 9.8 ポイント上昇。（P66）

※第三者の例：大学の顧問弁護士 17.2%

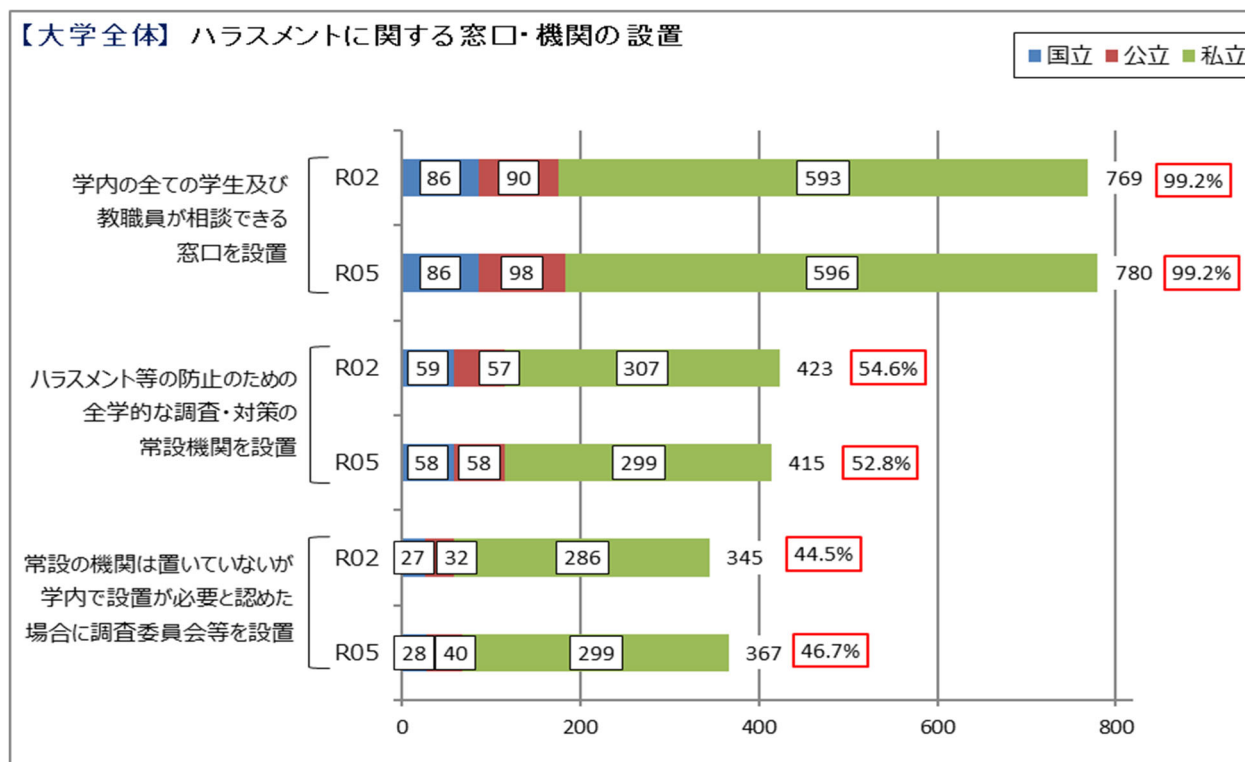
大学の顧問弁護士以外の弁護士 20.4%

医療、心理、福祉、法律等に関する専門家 15.5%

事実に関係のない職員 33.1%

¹ 相談窓口の設置（既存の学生相談窓口において履修指導・学修支援を行う場合や担任やゼミ担当等の教員が窓口としての役割を担う場合を含む）や専門職（アカデミック・アドバイザー等）を配置し、全学生が相談可能な状態とした上で、相談内容に応じて学内の各部署や各学部・研究科等と密に連携し、学生の将来を見据えたきめ細かな履修指導や学修支援、学生支援を包括的に行う体制を構築していること。

③ 大学におけるハラスメント等防止のための取組（つづき）



ハラスメントに関し、学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置しているかについて、選択肢「設置している」と回答した大学を集計。さらに、ハラスメント防止のための全学的な調査・対策機関の設置について、各項目に回答した大学を集計。

ハラスメント防止に向けた周知・啓発活動について、多くの大学が管理職を含む教職員に対する研修・ガイダンスを実施。学生に対する研修・説明会の実施等についても、文部科学省が公開している研修教材（※）を活用する等、一層の取組が必要。

<ハラスメント防止に向けた周知・啓発活動の取組状況>

- 管理職を含む教職員に対する研修・ガイダンスを実施している大学は 74.4%（P67）
- 学生に対する研修・説明会を実施している大学は 36.5%（P67）
- ハラスメントに関する規程・相談窓口やハラスメント防止に関する取組内容をインターネットで公表している大学は 68.4%（P67）
- ハラスメント防止に関するリーフレット等を作成し教職員や学生に配布している大学は 59.7%（P67）

（※）文部科学省HP「大学におけるハラスメント防止に向けて」（研修教材）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/250410_00001.htm

④ 社会人の学びの場の拡大のための取組

学び直しを推進することにより、一人一人の最大限の可能性や人生 100 年時代を生きていく能力を獲得できるよう、リカレント教育・リスキリングが一層求められているが、履修証明プログラムを開設している大学は約 30%、短期の社会人向けの体系的リカレント教育プログラムを実施している大学は約 16%。

今後、地域や産業界との連携をより一層強め、求められるプログラムや教育水準等について検討し、生涯学習の充実に向けた更なる取組を促進することが必要。

<社会人の学び直しの取組状況>

○聴講生の受入制度を設けている大学は 69.6%で、令和元年度から 0.4 ポイント上昇。（P47）

○履修証明プログラムを開設している大学は 30.4%で、令和元年度から 6.4%ポイント上昇。（P48）

〔履修証明プログラムを開設している大学で、開設が多い分野〕（P49）

- ・医療・福祉系 25.1%
- ・商学・経済学系（経営・財務等） 13.2%
- ・デジタル分野（IT、データサイエンス、AI 等） 11.5%

○短期の社会人向けの体系的リカレント教育プログラムを実施している大学は 16.4%（P51）

〔短期の社会人向けの体系的リカレント教育プログラムで、開設が多い分野〕（P52）

- ・医療・福祉系 13.2%
- ・デジタル分野（IT、データサイエンス、AI 等） 11.5%
- ・商学・経済学系（経営・財務等） 8.8%

○公開講座を実施している大学は 86.3%（P53）

〔公開講座で、開設が多い分野・テーマ〕（P55）

- ・デジタル分野（IT、データサイエンス、AI 等） 13.5%
- ・社会学・心理学系 13.0%
- ・医療・福祉系 11.1%

●各グラフ項目一覧

※ページ数は、当該グラフが掲載されているページを示している。

1. 三つの方針に基づいた点検等の状況

< 1－A 三つの方針に基づく大学教育の点検状況 >

- 三つの方針の達成状況を点検・評価している大学〔毎年〕 p. 1
- 確認・点検の主体〔毎年〕 p. 1
- 点検・評価に当たって学外の者が参画して意見を取り入れる機会を設けている大学〔毎年〕 . p. 1
- 三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、
学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度を策定している大学〔毎年〕 p. 2

2. 教育内容の改善の状況

< 2-A カリキュラム編成上の工夫 >

- カリキュラム編成上の具体的な取組〔毎年〕 p. 4

< 2-B 多様な授業科目の実施状況 >

- ボランティア活動を取り入れた授業科目を開設している大学〔毎年〕 p. 6
- 知的財産権に関する授業科目を開設している大学〔毎年〕 p. 7

< 2-C キャリア教育の取組 >

- キャリア教育を教育課程内で実施している大学〔毎年〕 p. 9
- 具体的な取組内容〔毎年〕 p. 9
- キャリア教育を教育課程外で実施している大学〔毎年〕 p. 11
- 具体的な取組内容〔毎年〕 p. 11
- キャリア教育を推進する産学連携のための組織の設置〔毎年〕 p. 12

< 2-D 主権者教育の取組 >

- 教育課程内で主権者教育を実施している大学〔毎年〕 p. 13
- 具体的な取組内容〔毎年〕 p. 13
- 教員課程外で主権者教育を実施している大学〔毎年〕 p. 14
- 具体的な取組内容〔毎年〕 p. 14

< 2-E 情報通信技術を活用した教育の実施状況 >

- 多様なメディアを利用した遠隔授業を実施している大学〔毎年〕 p. 15
- 情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施している大学〔毎年〕 p. 16
- 遠隔教育の質保証や遠隔教育の効果的な実施のための取組を行っている大学〔新規〕 p. 17
- 具体的な取組内容〔新規〕 p. 17

< 2-F 卒業論文や卒業研究、卒業制作等の実施状況 >

- 卒業論文等を授業科目として設けている大学〔毎年〕 p. 18
- 当該授業科目を学部の全部又は一部で必修にしている大学〔毎年〕 p. 18

3. 教育方法の改善の状況

< 3-A 学期制の状況 >

- 学期制の採用状況〔隔年〕 p. 19, p. 20

< 3-B 履修科目の登録上限の設定状況 >

- 履修単位の登録上限を設定している大学〔隔年〕 p. 21

< 3-C 主専攻以外の分野を履修させるための取組 >

- 主専攻・副専攻制を導入している大学〔隔年〕 p. 22

< 3-D 初年次教育の取組 >

- 初年次教育を実施している大学〔毎年〕 p. 24
- 初年次教育の具体的内容〔毎年〕 p. 24

< 3-E 履修指導や学修支援制度等の取組 >

- 全学的な履修指導または学修支援制度の取組〔毎年〕 p. 26

< 3-F 学生の学修時間・学修行動の把握の状況 >

- 学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学〔毎年〕 p. 27
- 学生の学修時間や学修行動の把握方法〔毎年〕 p. 27
- 学生の学修意欲の把握を行っている大学〔毎年〕 p. 28
- 学生の学修意欲の把握方法〔毎年〕 p. 28
- 学生の学修時間や学修行動、学修意欲に関する情報の活用方法〔毎年〕 p. 29

< 3-G 学生の学修成果の把握の状況 >

- 課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学〔毎年〕 p. 31
- 学修成果として調査・測定を行っている事項〔毎年〕 p. 31
- 学修成果の把握方法〔毎年〕 p. 31
- 学修成果に関する情報の活用方法〔毎年〕 p. 31
- ディプロマサプリメントなどの資料を交付している大学〔毎年〕 p. 32

＜ 3－H 学生による授業評価等の実施状況＞

- 全学部・全研究科で学生による授業評価を実施している大学〔毎年〕 p. 34
- 授業評価に関する特徴的な取組〔毎年〕 p. 34

＜ 3－I 教学マネジメントに関する取組＞

- 授業科目を連携し関連させ、組織的な教育を展開している大学〔毎年〕 p. 35
- 教学マネジメントとして実施している取組〔毎年〕 p. 37

4. 開かれた大学づくり

< 4－A 学生の学外の社会体験活動と機会の提供の状況 >

- 学外の社会体験活動（ギャップ・ターム等）を実施している大学〔毎年〕 p. 38
- 学外の社会体験活動（ギャップ・ターム等）を単位認定している大学〔毎年〕 p. 38

< 4－B 高大連携の状況 >

- 高校生が大学教育に触れる機会の提供〔毎年〕 p. 39
- 高校関係者との連携の取組〔毎年〕 p. 40
- 意見交換会等の結果を踏まえた改善の取組〔毎年〕 p. 40

< 4－C 大学以外の教育施設等における学修 >

- 大学以外の教育施設等における学修の単位認定制度を設けている大学〔隔年〕 p. 41

< 4－D 国内の大学との単位互換制度 >

- 国内大学との単位互換制度を実施している大学〔毎年〕 p. 42
- 国内大学との単位互換制度の実施方法〔毎年〕 p. 42

< 4－E 学修歴証明書のデジタル化の状況 >

- 学修歴証明書等のデジタル化を実施している大学〔毎年〕 p. 43
- デジタル化の実施方法〔毎年〕 p. 43

< 4－F 情報公表の状況 >

- 公表を行った教育研究活動等の情報〔毎年〕 p. 45

5. 社会人の学び直し（リカレント教育等）の取組状況

< 5－A 聴講生の受入状況 >

- 聴講生の受入制度を設けている大学〔隔年〕 p. 47
- 聴講生の受入れ者数〔隔年〕 p. 47
- 内訳〔隔年〕 p. 47

< 5－B 履修証明プログラムの実施状況 >

- 履修証明プログラムを開設している大学〔毎年〕 p. 48
- 履修証明プログラムの分野・テーマ〔毎年〕 p. 49
- 履修証明プログラムの受講者数〔毎年〕 p. 50
- 履修証明プログラムの証明書交付者数〔毎年〕 p. 50

< 5－C 短期のリカレント教育プログラムの実施状況 >

- 社会人向けの体系的リカレント教育プログラムを実施している大学〔新規〕 p. 51
- 社会人向けの体系的リカレント教育プログラムの分野・テーマ〔新規〕 p. 52
- 社会人向けの体系的リカレント教育プログラムの受講者数〔新規〕 p. 52

< 5－D 公開講座の実施状況 >

- 公開講座を実施している大学〔新規〕 p. 53
- 公開講座の開講総数〔新規〕 p. 53
- 実施している公開講座の総数の区分別内訳〔新規〕 p. 54
- 公開講座の分野・テーマ〔新規〕 p. 55
- 公開講座の受講者数〔新規〕 p. 55

6. 教職員の資質向上等の取組状況

< 6-A ファカルティ・ディベロップメントの実施状況 >

- ファカルティ・ディベロップメントの具体的内容〔毎年〕 p. 57
- FDに関するセンター等の組織を設置している大学〔毎年〕 p. 58
- 当該組織に求められる役割・機能〔毎年〕 p. 58
- 専任教員のFD参加率別大学数〔毎年〕 p. 59
- FDに関する専門家（ファカルティ・ディベロッパー）の活用〔毎年〕 p. 60

< 6-B 教員の教育面における評価のための工夫等 >

- 教員の教育面における業績評価・顕彰を実施している大学〔毎年〕 p. 61
- ティーチング・ポートフォリオを導入している大学〔毎年〕 p. 62

< 6-C ハラスメントの防止 >

- ハラスメント等防止の取組を実施している大学〔毎年〕 p. 64
- ハラスメントに関する窓口・機関の設置〔毎年〕 p. 64
- 学外機関を活用した窓口の設置〔毎年〕 p. 65
- 学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組〔毎年〕 p. 66
- ハラスメント防止のための普及・啓発活動や事案発生時の対応周知等の取組〔毎年〕 p. 67

7. 組織運営の活性化

< 7-A 教員等の採用状況 >

- 教員等採用における取組（基準等に盛り込む大学）〔毎年〕 p. 68
- テニユアトラック制を導入している大学〔毎年〕 p. 69

< 7-B 教員等の任期制等の実施状況 >

- 任期を付して任用している教員等がいる大学〔隔年〕 p. 70
- 任期付教員等数〔隔年〕 p. 70
- 内訳〔隔年〕 p. 70
- 再任可能な任期付教員等数〔隔年〕 p. 71
- 内訳〔隔年〕 p. 71

< 7-C 基幹教員制度の導入状況 >

- 基幹教員制度を導入している大学〔毎年〕 p. 72

< 7-D I Rに関する取組 >

- 全学的なI Rを専門で担当する部署の設置状況〔毎年〕 p. 73
- I Rを専門で担当する部署に、専任の教員を置いている大学〔毎年〕 p. 74
- 専任教員の人数〔毎年〕 p. 74
- I Rを専門で担当する部署に、専任の職員を置いている大学〔毎年〕 p. 74
- 専任職員の人数〔毎年〕 p. 74
- I R部局における担当業務〔毎年〕 p. 76

< 7-E 入学者受入れに関する取組 >

- 入学者選抜に関する学内組織の役割・機能〔毎年〕 p. 78
- 入学者受入れに関する専門家の活用〔毎年〕 p. 79
- 入学者受入れに関する専門家の属性〔毎年〕 p. 80
- 入学者受入れに関する専門家の役割・機能〔毎年〕 p. 81

8. グローバル人材育成と大学の国際化の状況

< 8－A 外国語教育の実施状況 >

- 英語教育に関する取組〔毎年〕 p. 82
- 外国語教育に関する達成目標を設定している大学〔毎年〕 p. 83

< 8－B 外国語による授業の実施状況 >

- 「外国語による授業」を実施している大学〔毎年〕 p. 84
- 「英語による授業」のみで卒業できる大学数〔毎年〕 p. 85
- 「英語による授業」のみで卒業できる学部数〔毎年〕 p. 85
- 「英語による授業」のみで修了できる大学数〔毎年〕 p. 87
- 「英語による授業」のみで修了できる研究科数〔毎年〕 p. 87

< 8－C 国際経験の実施状況 >

- 在学期間中の海外での国際経験を必修化している大学〔新規〕 p. 88, p. 89

< 8－D 海外の大学との大学間交流協定 >

- 海外の大学との大学間交流協定を締結している大学〔毎年〕 p. 90
- 地域別内訳〔毎年〕 p. 90
- 海外の大学との大学間交流協定に基づく単位互換を実施している大学〔毎年〕 p. 91
- 海外の大学との大学間交流協定に基づく単位互換実績（学生数）〔毎年〕 p. 91
- 海外の大学との大学間交流協定に基づくダブル・ディグリーを実施している大学〔毎年〕 ... p. 92
- 海外の大学との大学間交流協定に基づくダブル・ディグリー実績（学生数）〔毎年〕 p. 92
- 海外の大学との大学間交流協定に基づく学生の交流を実施している大学〔毎年〕 p. 93
- 大学間で実施したオンラインの取組の参加人数〔毎年〕 p. 93
- 海外の大学との大学間交流協定の内容〔毎年〕 p. 94

< 8－E 海外における拠点 >

- 海外に拠点を設置している大学〔毎年〕 p. 96
- 地域別内訳〔毎年〕 p. 96
- 活動内容〔毎年〕 p. 96

1. 三つの方針に基づいた点検等の状況

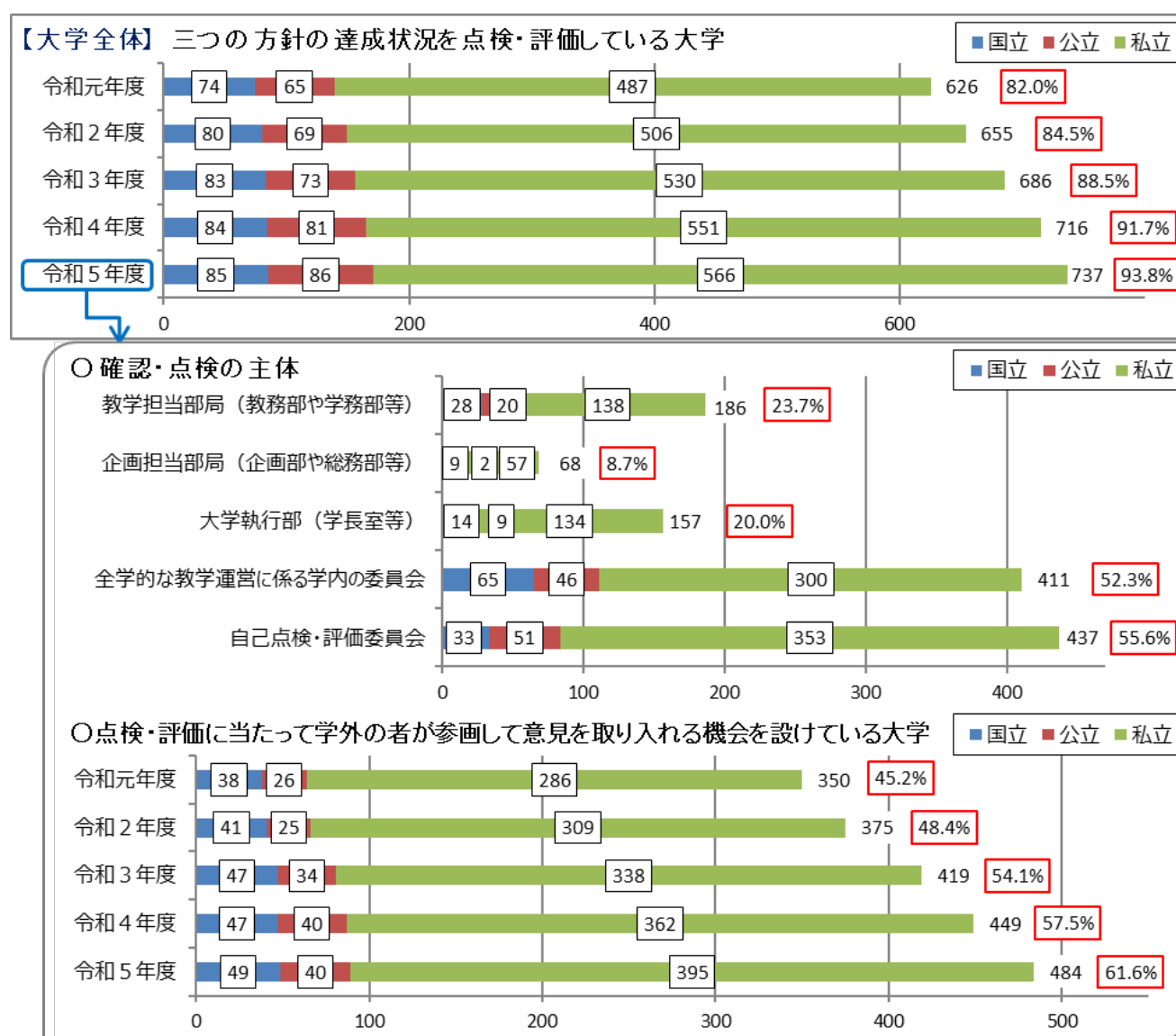
<1-A 三つの方針に基づく大学教育の点検状況>

① 三つの方針の達成状況を点検・評価している大学

令和元年度において、三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）の達成状況を大学全体で点検・評価していると回答したのは626大学（82%）、令和5年度では737大学（約94%）であった。

また、三つの方針の達成状況の確認・点検の主体は「自己点検・評価委員会」と回答した大学が最も多く437大学（約56%）、「企画担当部局（企画部や総務部等）」と回答した大学が最も少なく68大学（約9%）であった。

令和元年度において、点検・評価にあたって学外の者が参画して意見を取り入れる機会を設けていると回答したのは350大学（約45%）、令和5年度では484大学（約62%）であった。

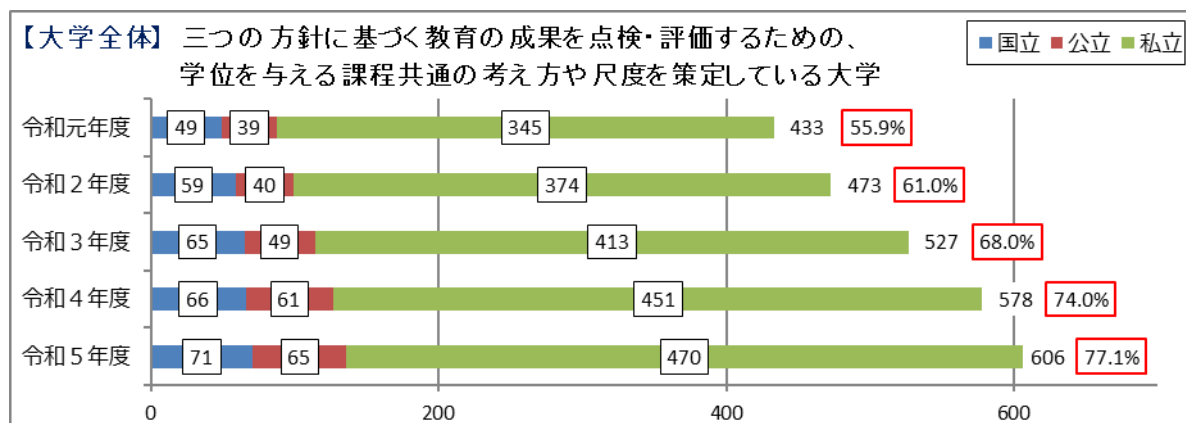


- 三つの方針の達成状況を点検・評価を行っているかについて、選択肢「行っている」と回答した大学を集計。
- また、選択肢「行っている」と回答した大学において、確認・点検の主体について、各項目を回答した大学を集計。
- さらに、選択肢「行っている」と回答した大学において、学外の者が参画して意見を取り入れる機会について、選択肢「設けている」と回答した大学を集計。

< 1-A 三つの方針に基づく大学教育の点検状況 >

② 三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、 学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度を策定している大学

令和元年度において、三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度を大学全体で策定していると回答したのは 433 大学（約 56%）、令和 5 年度では 606 大学（約 77%）であった。



- 三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度を策定しているかについて、選択肢「策定している」と回答した大学を集計。

学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度：

「教学マネジメント指針」（令和 2 年 1 月中央教育審議会大学分科会）における「アセスメントプラン」であり、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」（平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会答申）17 ページでは「アセスメント・ポリシー」と表記されていたものである。

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048_1.pdf

2. 教育内容の改善の状況

＜2－A カリキュラム編成上の工夫＞

① カリキュラム編成上の工夫の具体的な取組

令和元年度では、カリキュラム編成上の工夫の具体的な取組として、「能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れた授業を実際に行っている」と回答した大学が最も多く 707 大学（約 95%）、次いで「シラバスの作成に当たり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定」と回答した大学が 654 大学（約 88%）、「大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮」と回答した大学が 624 大学（約 84%）であった。

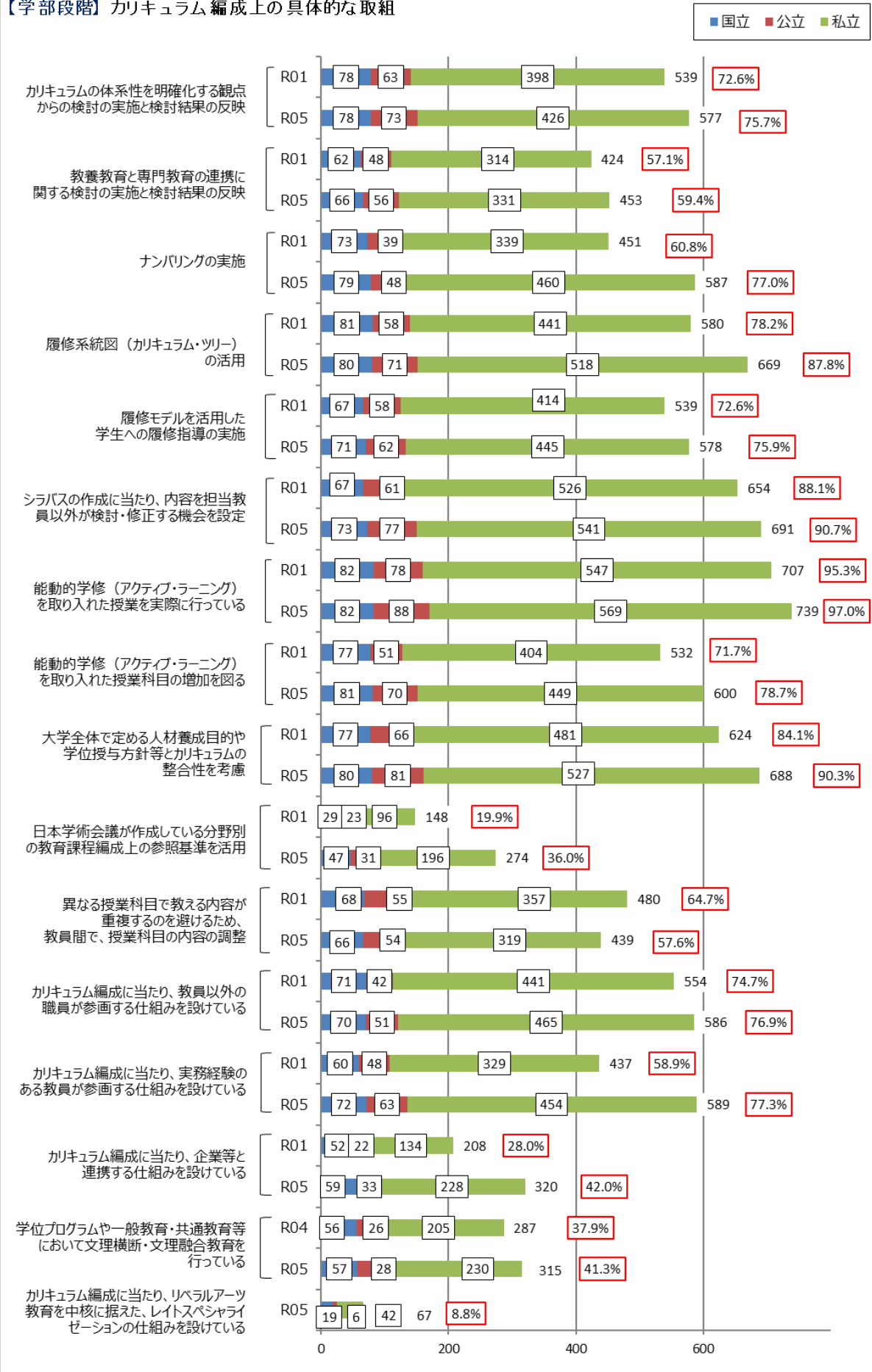
令和5年度も同様に、「能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れた授業を実際に行っている」と回答した大学が最も多く 739 大学（97%）、次いで「シラバスの作成に当たり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定」と回答した大学が 691 大学（約 91%）、「大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮」と回答した大学が 688 大学（約 90%）であった。

一方、令和元年度では、「日本学術会議が作成している分野別の教育課程編成上の参照基準を活用」と回答した大学が最も少なく 148 大学（約 20%）、次いで「カリキュラム編成に当たり、企業等と連携する仕組みを設けている」と回答した大学が 208 大学（28%）、「教養教育と専門教育の連携に関する検討の実施と検討結果の反映」と回答した大学が 424 大学（約 57%）であった。

令和5年度では、「カリキュラム編成に当たり、リベラルアーツ教育を中核に据えた、レイトスペシャライゼーションの仕組みを設けている」と回答した大学が最も少なく 67 大学（約 9%）、次いで「日本学術会議が作成している分野別の教育課程編成上の参照基準を活用」と回答した大学が 274 大学（36%）、「学位プログラムや一般教育・共通教育等において文理横断・文理融合教育を行っている」と回答した大学が 315 大学（約 41%）であった。

※ただし、「カリキュラム編成に当たり、リベラルアーツ教育を中核に据えた、レイトスペシャライゼーションの仕組みを設けている」は令和5年度に、「学位プログラムや一般教育・共通教育等において文理横断・文理融合教育を行っている」は令和4年度に新設された選択肢であることに留意。

【学部段階】カリキュラム編成上の具体的な取組



- 各項目において、回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

ナンバリング：

カリキュラムの体系的性を示すために、各授業科目に意味づけされた番号を付与すること。

履修系統図（カリキュラム・ツリー等）：

ここでは、学生に身につけさせる知識・能力との対応関係等を示した科目区分の下に授業科目を構成し、科目区分間、授業科目間の関係性や履修順序（配当年次）等を示すことにより、授業科目の体系的な履修を促すことを目的とした図を指す。

能動的学修（アクティブ・ラーニング）：

教員の一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学修法を指す。発見学修、問題解決学修、体験学修、調査学修等が含まれ、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効な方法とされている。

文理横断・文理融合教育：

人文・社会科学、自然科学などの様々な学問分野を横断的に学び、学修の幅を広げるような教育を指す。

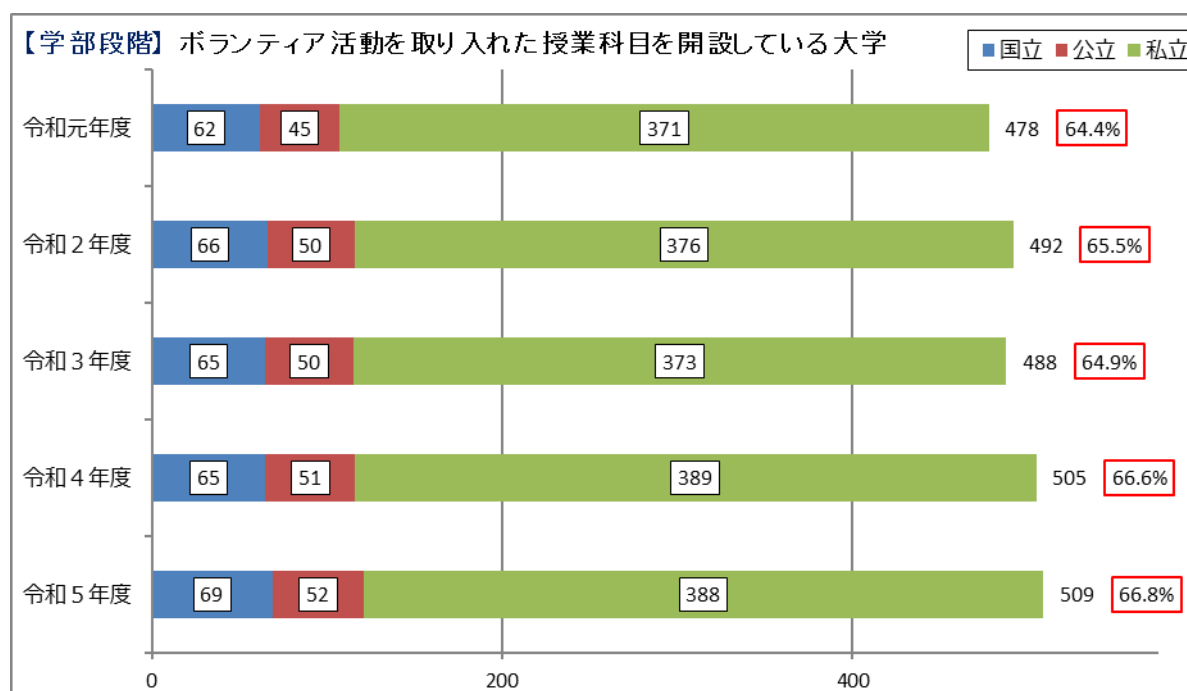
レイトスペシャライゼーション：

大学教育における文理を横断したリベラルアーツ教育の幅広い実現を図るため、当該制度等を活用して全学的な共通教育から大学院教育までを通じて広さと深さを両立する新しいタイプの教育プログラムを指す。

< 2－B 多様な授業科目の実施状況 >

① ボランティア活動を取り入れた授業科目を開設している大学

令和元年度において、ボランティア活動を取り入れた授業科目を開設していると回答したのは478大学（約64％）、令和5年度では509大学（約67％）であった。



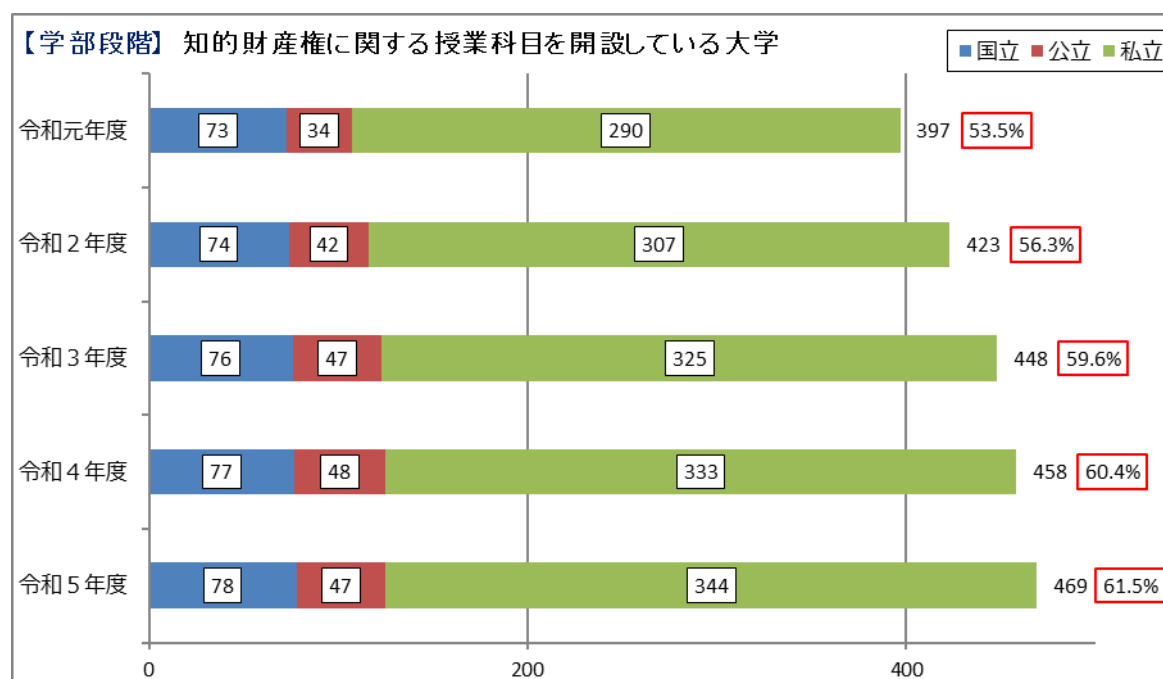
- 多様な授業科目の実施状況について、選択肢「ボランティア活動を取り入れた科目」と回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

< 2－B 多様な授業科目の実施状況 >

② 知的財産権に関する授業科目を開設している大学

令和元年度において、知的財産権に関する授業科目を開設していると回答したのは 397 大学（約 54％）、令和 5 年度では 469 大学（約 62％）であった。



- 多様な授業科目の実施状況について、選択肢「知的財産権に関する内容を扱う科目」と回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

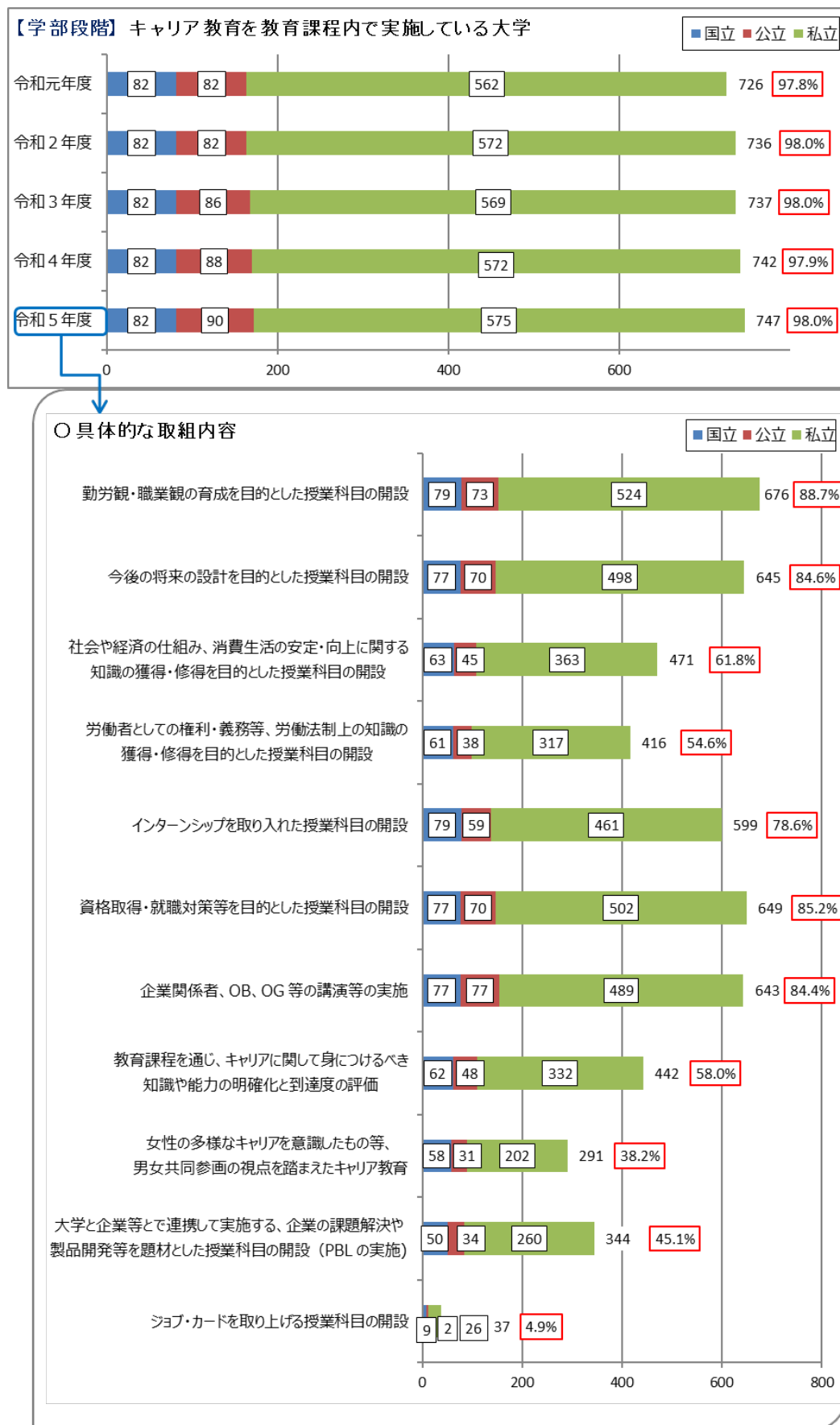
＜２－Ｃ キャリア教育の取組＞

① 教育課程内でのキャリア教育の実施状況

令和元年度において、キャリア教育を教育課程内で実施していると回答したのは 726 大学（約 98％）、令和 5 年度では 747 大学（98％）であった。

また、具体的な取組内容として、「勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設」と回答した大学が最も多く 676 大学（約 89％）、次いで「資格取得・就職対策等を目的とした授業科目の開設」と回答した大学が 649 大学（約 85％）、「今後の将来の設計を目的とした授業科目の開設」と回答した大学が 645 大学（約 85％）であった。

一方、「ジョブ・カードを取り上げる授業科目の開設」と回答した大学が最も少なく 37 大学（約 5％）、次いで「女性の多様なキャリアを意識したもの等、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育」と回答した大学が 291 大学（約 38％）、「大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBL の実施）」と回答した大学が 344 大学（約 45％）であった。



- 教育課程内でキャリア教育を実施しているかについて、選択肢「学部の全部で行っている」「学部の一部で行っている」のいずれかに回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

また、これらの選択肢に回答した学部が1つ以上ある大学において、各項目に回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

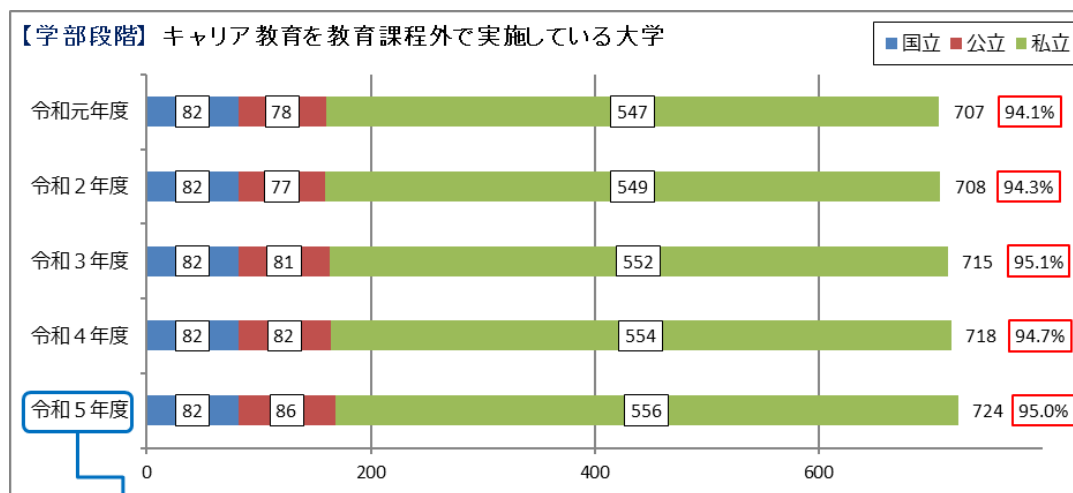
＜２－Ｃ キャリア教育の取組＞

② 教育課程外でのキャリア教育の実施

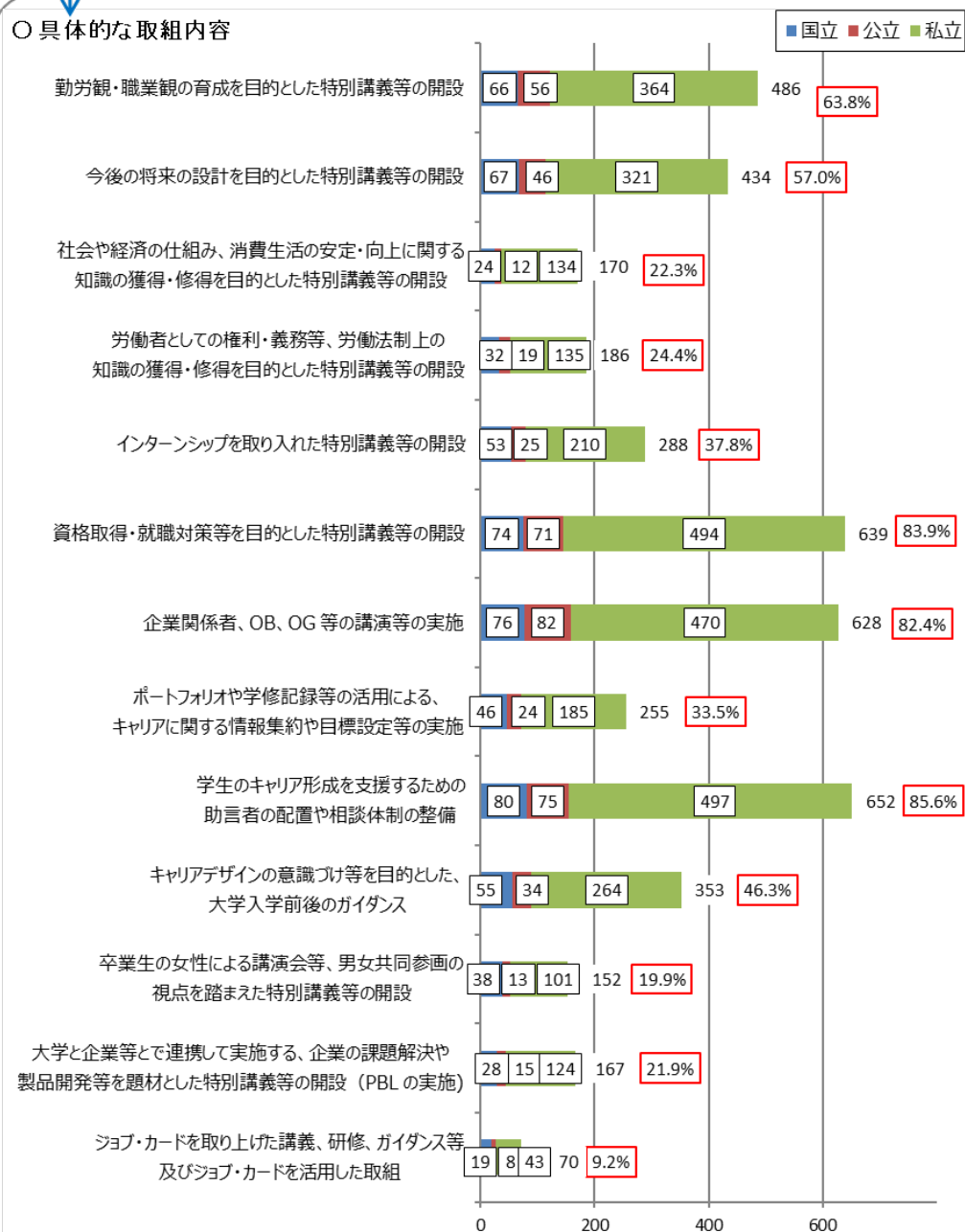
令和元年度において、キャリア教育を教育課程外で実施していると回答したのは 707 大学（約 94％）、令和 5 年度では 724 大学（95％）であった。

また、具体的な取組内容として、「学生のキャリア形成を支援するための助言者の配置や相談体制の整備」と回答した大学が最も多く 652 大学（約 86％）、次いで「資格取得・就職対策等を目的とした特別講義等の開設」と回答した大学が 639 大学（約 84％）、「企業関係者、OB、OG 等の講演等の実施」と回答した大学が 628 大学（約 82％）であった。

一方、「ジョブ・カードを取り上げた講義、研修、ガイダンス等及びジョブ・カードを活用した取組」と回答した大学が最も少なく 70 大学（約 9％）、次いで「卒業生の女性による講演会等、男女共同参画の視点を踏まえた特別講義等の開設」と回答した大学が 152 大学（約 20％）、「大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした特別講義等の開設（PBL の実施）」と回答した大学が 167 大学（約 22％）であった。



○ 具体的な取組内容



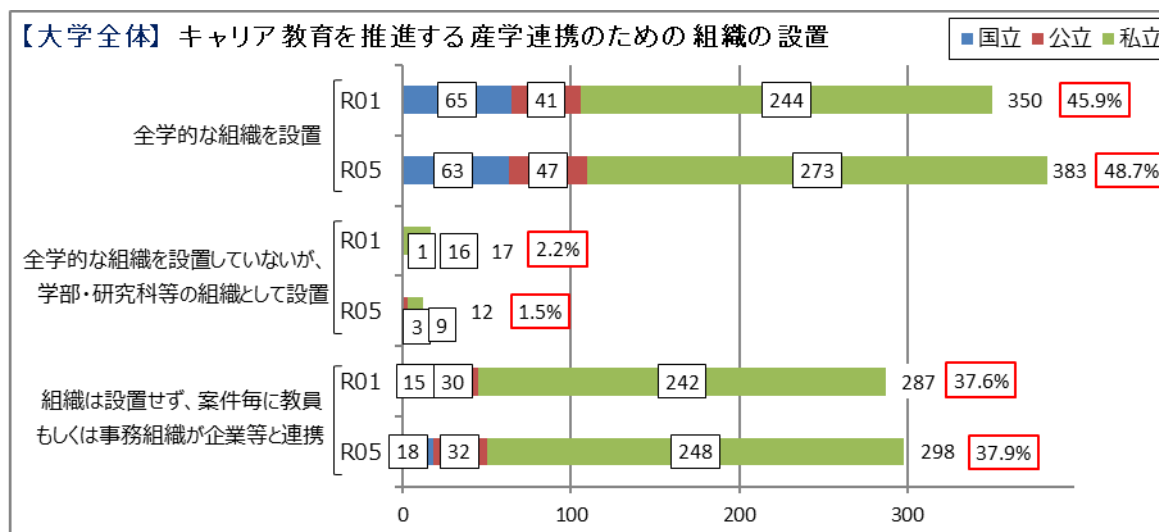
- 教育課程外でキャリア教育を実施しているかについて、選択肢「学部の全部で行っている」「学部の一部で行っている」のいずれかに回答した学部が1つ以上ある大学を集計。
- また、これらの選択肢に回答した学部が1つ以上ある大学において、各項目に回答した学部が1つ以上ある大学を集計。
- (※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

< 2-C キャリア教育の取組 >

③ キャリア教育を推進するための組織

令和元年度では、キャリア教育を推進する産学連携のための組織として、「全学的な組織を設置」と回答した大学が最も多く 350 大学（約 46％）、「全学的な組織を設置していないが、学部・研究科等の組織として設置」と回答した大学が最も少なく 17 大学（約 2％）であった。

令和 5 年度も同様に、「全学的な組織を設置」と回答した大学が最も多く 383 大学（約 49％）、「全学的な組織を設置していないが、学部・研究科等の組織として設置」と回答した大学が最も少なく 12 大学（約 2％）であった。



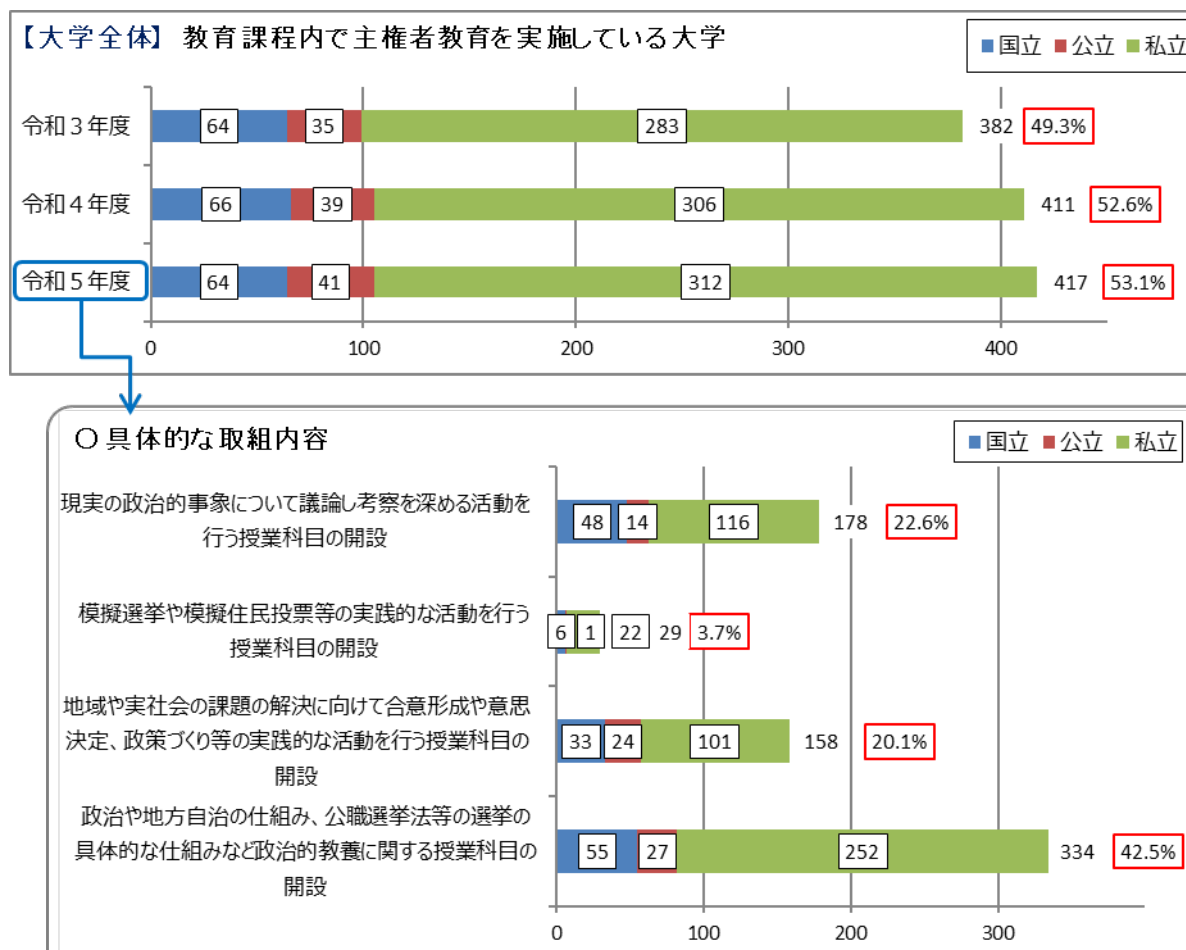
- 各項目に回答した大学を集計。

< 2-D 主権者教育の取組 >

① 教育課程内での主権者教育の実施状況

令和3年度において、教育課程内で主権者教育を実施しているとは回答したのは382大学（約49%）、令和5年度では417大学（約53%）であった。

また、具体的な取組内容として、「政治や地方自治の仕組み、公職選挙法等の選挙の具体的な仕組みなど政治的教養に関する授業科目の開設」と回答した大学が最も多く334大学（約43%）、
「模擬選挙や模擬住民投票等の実践的な活動を行う授業科目の開設」と回答した大学が最も少なく29大学（約4%）であった。



- 教育課程内で主権者教育を実施しているかについて、選択肢「全学的に初年次教育や共通教育等で必修科目として行っている」「全学的に必修科目としてではないが初年次教育や共通教育等で行っている」「一部の学部等で必修科目として行っている」「一部の学部等で必修科目としてではないが行っている」のいずれかに回答した大学を集計。

また、これらの選択肢に回答した大学において、各項目に回答した大学を集計。

（※）令和3年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和元年度でない。

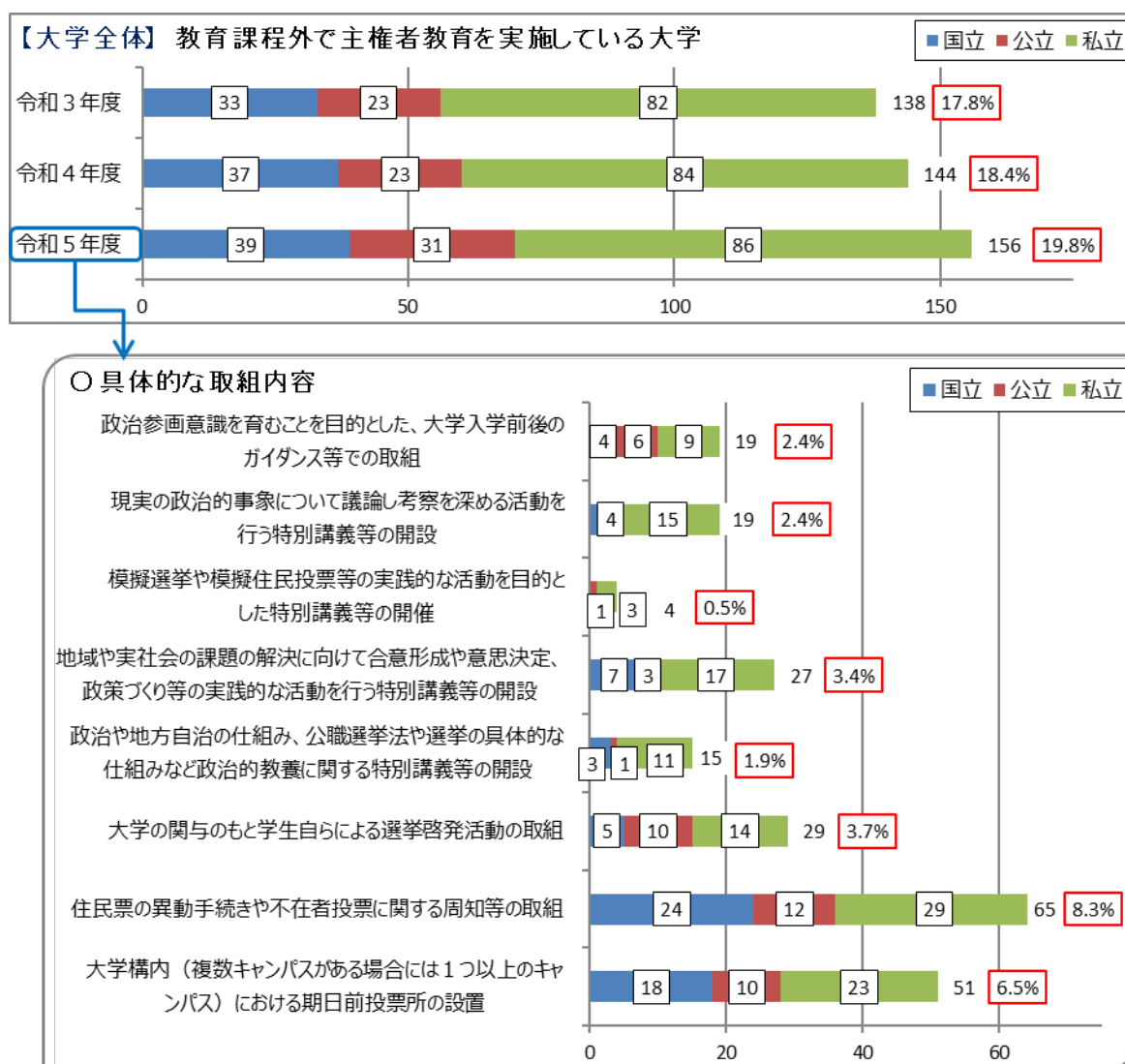
＜２－Ｄ 主権者教育の取組＞

② 教育課程外での主権者教育の実施状況

令和３年度において、教育課程外で主権者教育を実施しているとは回答したのは138大学（約18%）、令和５年度では156大学（約20%）であった。

また、具体的な取組内容として、「住民票の異動手続きや不在者投票に関する周知等の取組」と回答した大学が最も多く65大学（約8%）、次いで「大学構内（複数キャンパスがある場合には1つ以上のキャンパス）における期日前投票所の設置」と回答した大学が51大学（約7%）であった。

一方、「模擬選挙や模擬住民投票等の実践的な活動を目的とした特別講義等の開催」と回答した大学が最も少なく4大学（約1%）、次いで「政治や地方自治の仕組み、公職選挙法や選挙の具体的な仕組みなど政治的教養に関する特別講義等の開設」と回答した大学が15大学（約2%）であった。



- 教育課程外で主権者教育を実施しているかについて、選択肢「行っている」と回答した大学を集計。

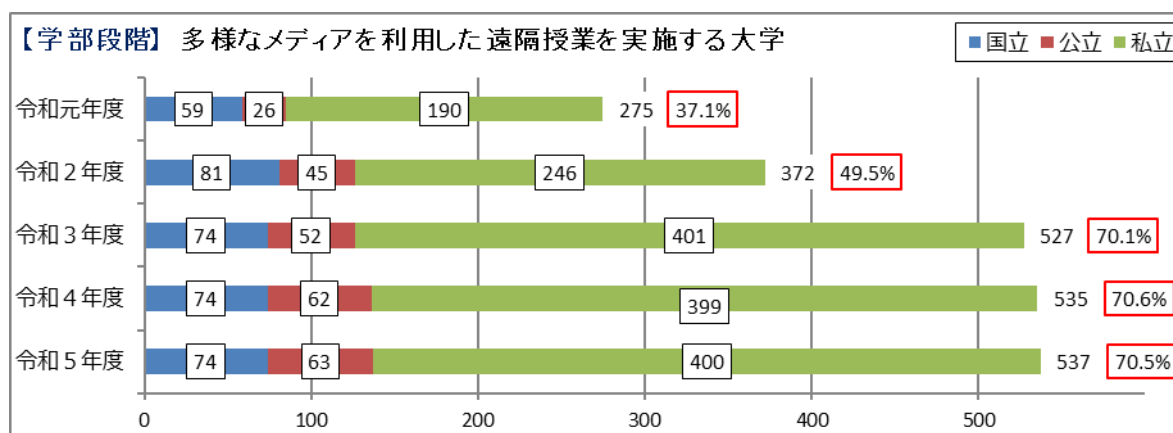
また、選択肢「行っている」と回答した大学において、各項目に回答した大学を集計。

（※）令和３年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和元年度でない。

＜２－Ｅ 情報通信技術を活用した教育の実施状況＞

① 多様なメディアを利用した遠隔授業の実施状況

令和元年度において、多様なメディアを利用した遠隔授業を実施しているとは回答したのは 275 大学（約 37％）、令和 5 年度では 537 大学（約 71％）であった。



- 多様な授業科目の実施状況について、選択肢「多様なメディアを利用した遠隔授業」と回答した学部が 1 つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

多様なメディアを利用した遠隔授業：

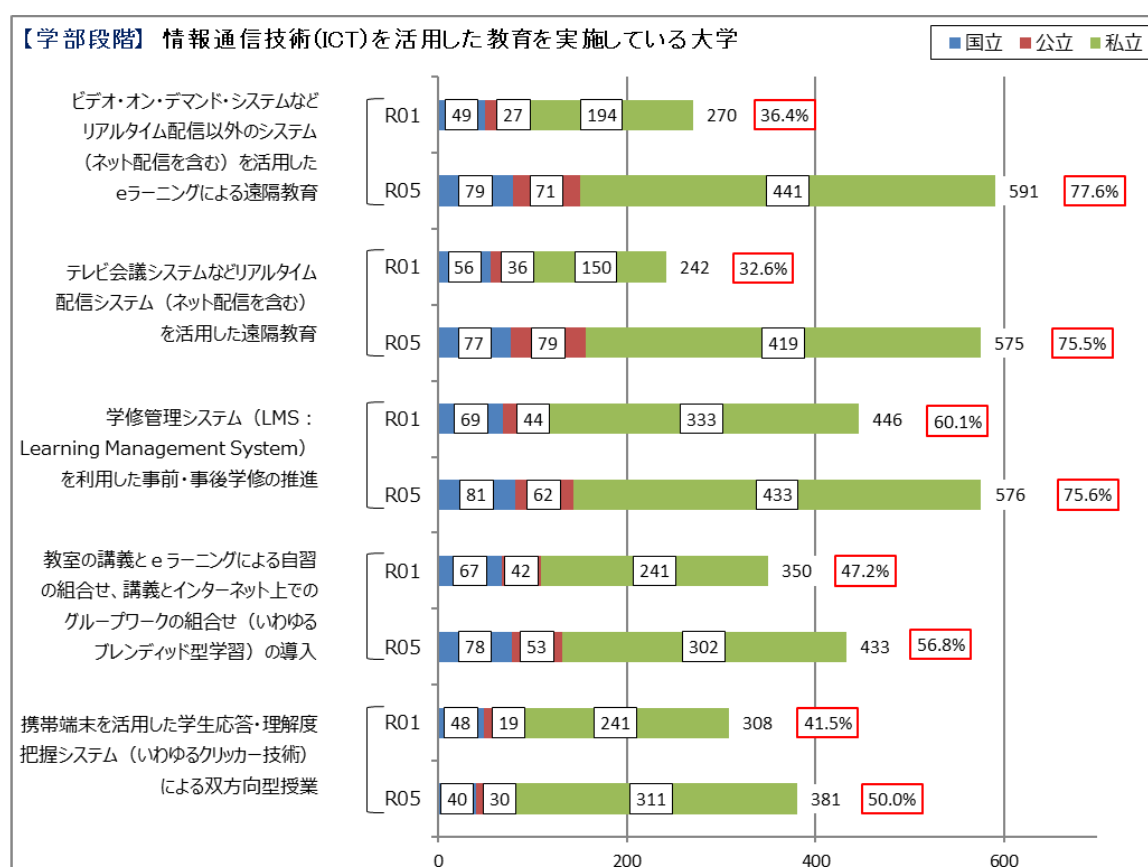
大学設置基準第 25 条第 2 項に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業科目のことを指す。

< 2－E 情報通信技術を活用した教育の実施状況 >

② 情報通信技術（ICT）を活用した教育の実施状況

令和元年度では、「学修管理システム（LMS：Learning Management System）を利用した事前・事後学修の推進」と回答した大学が最も多く 446 大学（約 60％）、「テレビ会議システムなどリアルタイム配信システム（ネット配信を含む）を活用した遠隔教育」と回答した大学が最も少なく 242 大学（約 33％）であった。

令和 5 年度では、「ビデオ・オン・デマンド・システムなどリアルタイム配信以外のシステム（ネット配信を含む）を活用した eラーニングによる遠隔教育」と回答した大学が最も多く 591 大学（約 78％）、「携帯端末を活用した学生応答・理解度把握システム（いわゆるクリッカー技術）による双方向型授業」と回答した大学が最も少なく 381 大学（50％）であった。



- 情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した学部が 1 つ以上ある大学において、各項目に回答した学部が 1 つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

学修管理システム（LMS：Learning Management System）：

eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学修者の登録や教材の配布、学修の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学修者との連絡等の機能がある。

ブレンディッド型学習：

教室の講義と eラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。

クリッカー技術：

携帯端末等を活用した学生応答・理解度把握システム。

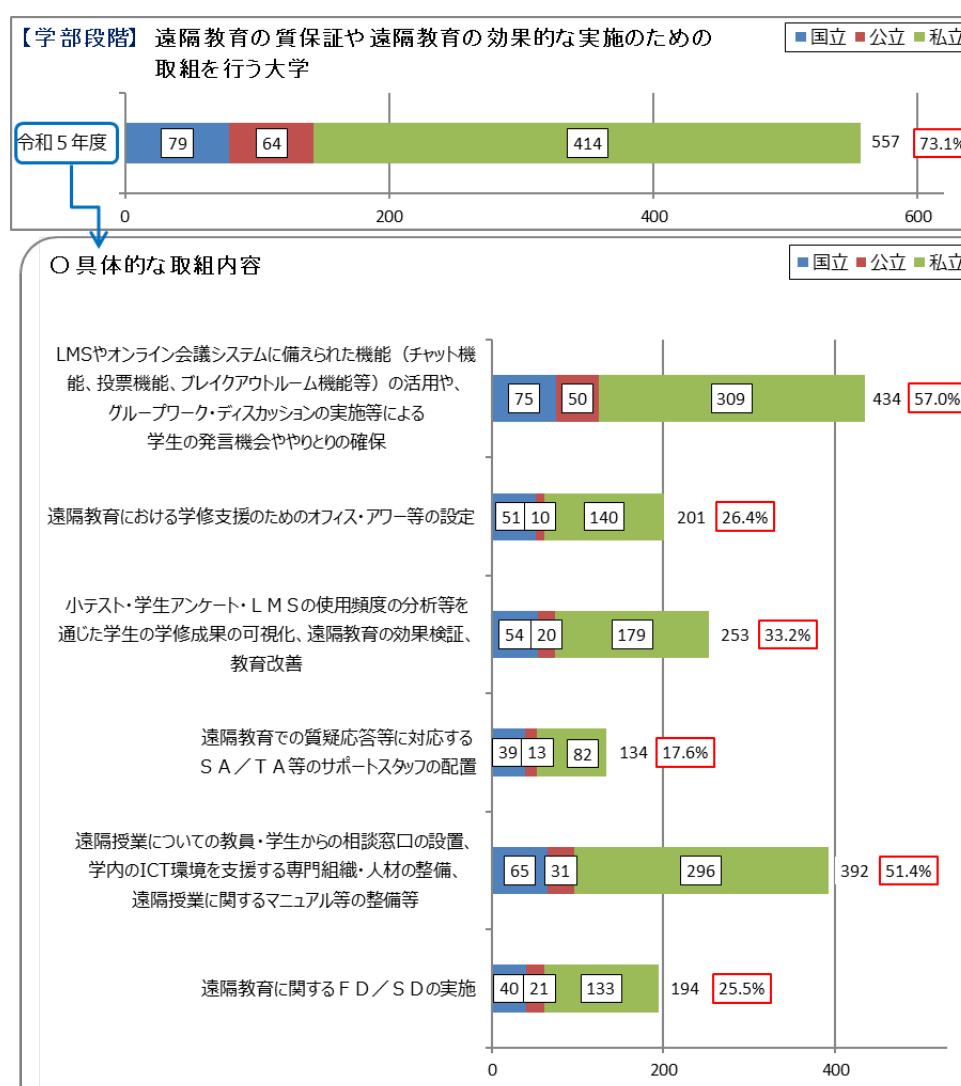
＜ 2－E 情報通信技術を活用した教育の実施状況＞

③ 遠隔教育の質保証や遠隔教育の効果的な実施のための取組状況

令和5年度において、遠隔教育の質保証や遠隔教育の効果的な実施のための取組を行っているとは回答したのは557大学（約73%）であった。

また、具体的な取組内容として、「LMSやオンライン会議システムに備えられた機能（チャット機能、投票機能等）の活用や、グループワーク・ディスカッションの実施等による学生の発言機会ややりとりの確保」と回答した大学が最も多く434大学（57%）、次いで「遠隔授業についての教員・学生からの相談窓口の設置、学内のICT環境を支援する専門組織・人材の整備、遠隔授業に関するマニュアル等の整備等」と回答した大学が392大学（約51%）であった。

一方、「遠隔教育での質疑応答等に対応するSA/TA等のサポートスタッフの配置」と回答した大学が最も少なく134大学（約18%）、次いで「遠隔教育に関するFD/SDの実施」と回答した大学が194大学（約26%）であった。



- 遠隔教育の質保証や遠隔教育の効果的な実施のための取組を行っているかについて、選択肢「実施している」と回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

また、選択肢「実施している」と回答した学部が1つ以上ある大学において、各項目に回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

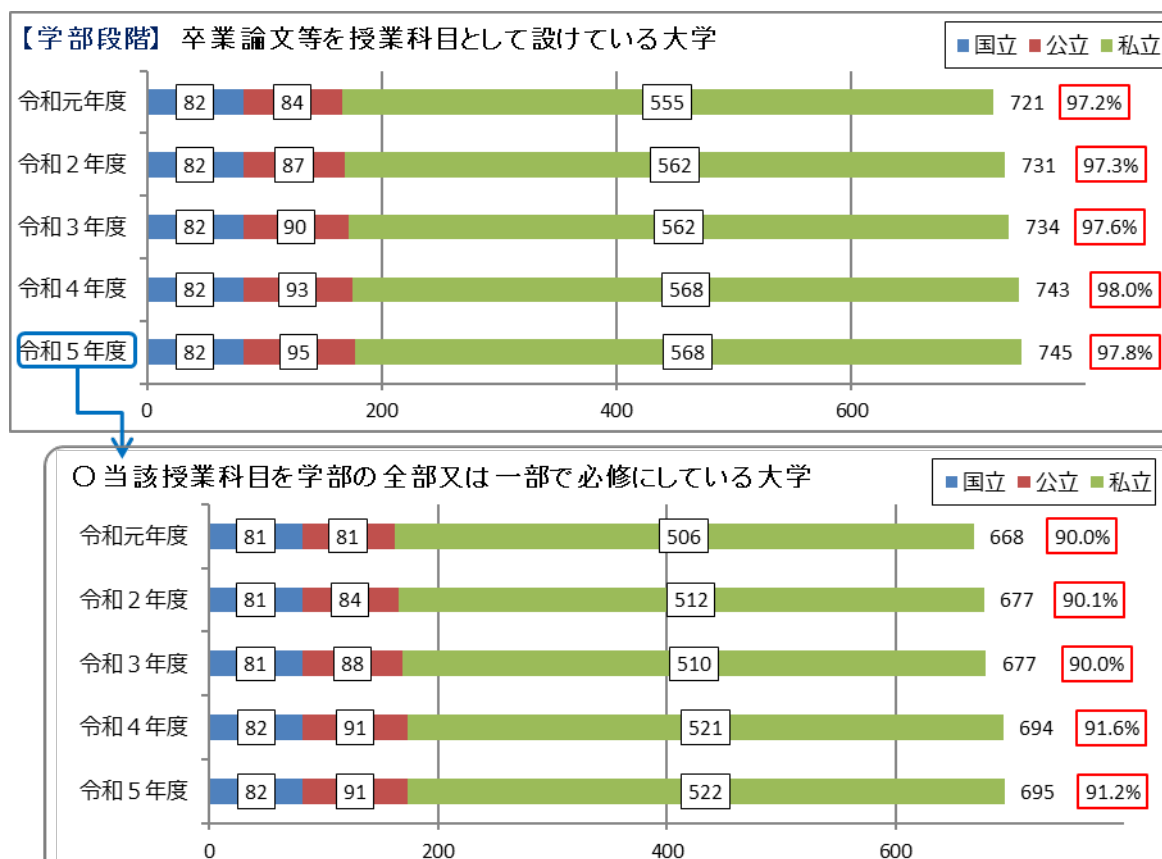
（※）令和5年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和元年度でない。

< 2－F 卒業論文や卒業研究、卒業制作等の実施状況 >

① 卒業論文等を授業科目として設けている大学

令和元年度において、卒業論文等を授業科目として設けていると回答したのは721大学（約97%）、令和5年度では745大学（約98%）であった。

また、令和元年度において、当該授業科目を学部の全部又は一部で必修にしていると回答した大学は668大学（90%）、令和5年度では695大学（約91%）であった。



- 卒業論文等を授業科目として設けているかについて、選択肢「設けている」と回答した学部が1つ以上ある大学を集計。
また、選択肢「設けている」と回答した学部が1つ以上ある大学において、選択肢「学部の全部で必修にしている」「学部の一部で必修にしている」のいずれかに回答した学部が1つ以上ある大学を集計。
(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

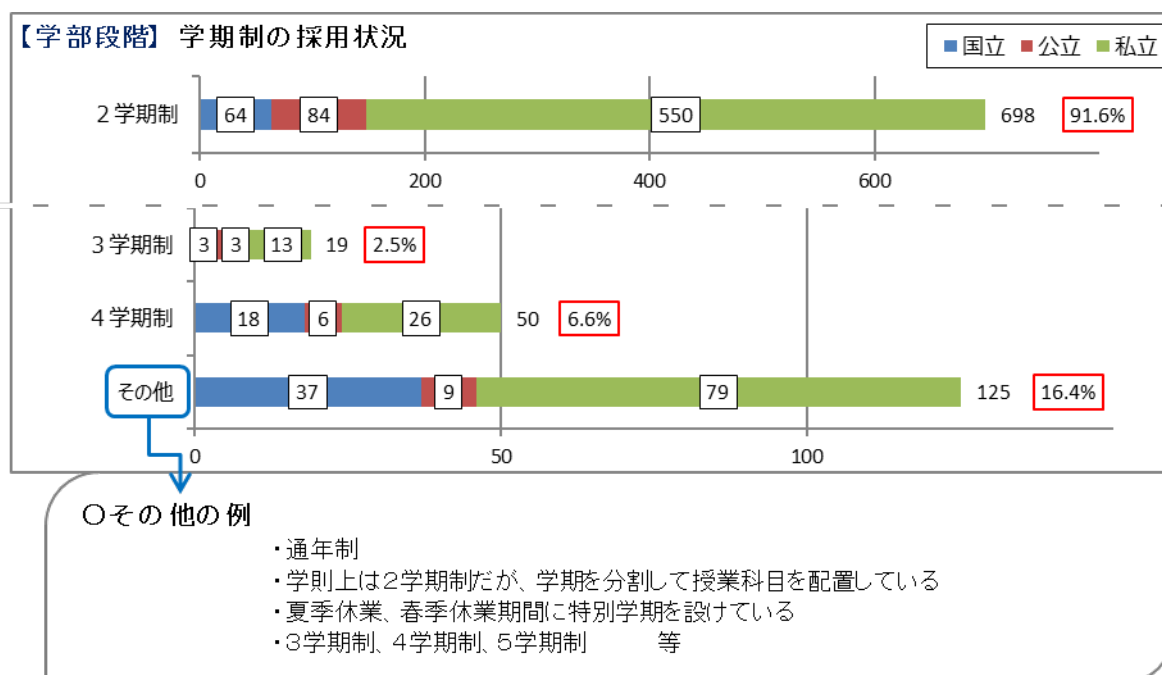
3. 教育方法の改善の状況

< 3-A 学期制の状況 >

① 学期制の採用状況

令和5年度では、学部段階での学期制の採用状況について、「2学期制」と回答した大学が最も多く698大学（約92%）、次いで「その他」と回答した大学が125大学（約16%）であった。その他の回答として、「通年制」、「学則上は2学期制だが、学期を分割して授業科目を配置している」等が挙げられた。

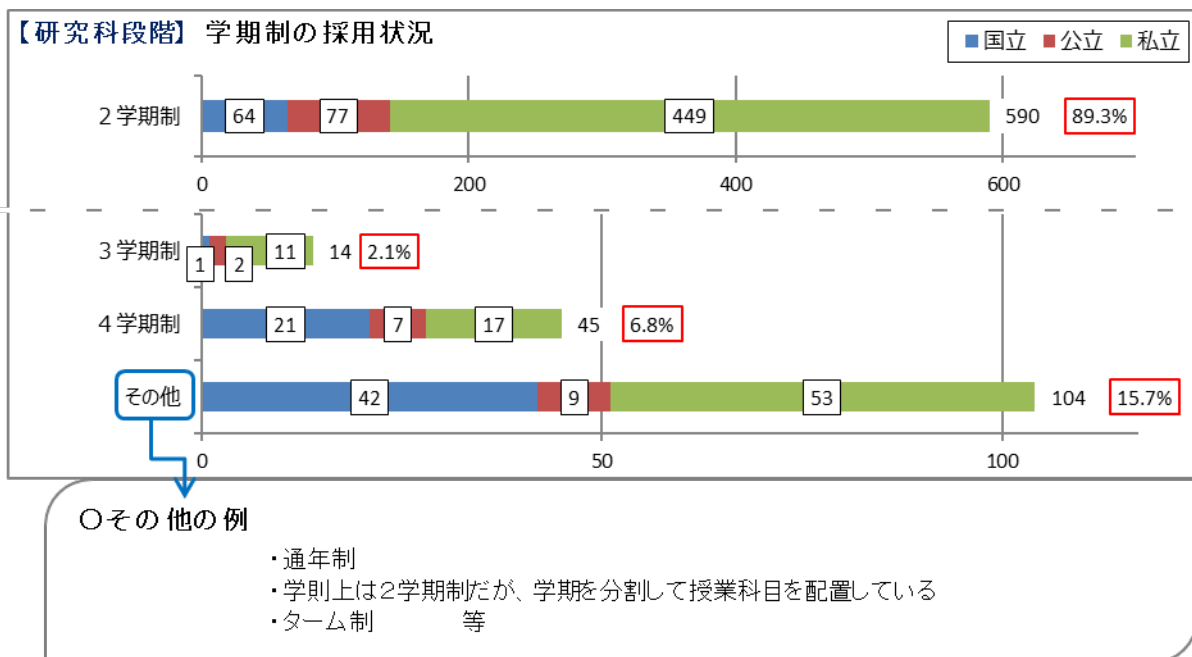
研究科段階での学期制の採用状況についても同様に、「2学期制」と回答した大学が最も多く590大学（約89%）、次いで「その他」と回答した大学が104大学（約16%）であった。その他の回答として、「通年制」、「ターム制」等が挙げられた。



- 学期制の採用状況について、選択肢「2学期制」「3学期制」「4学期制」「その他」のいずれかに回答した学部が1つ以上ある大学をそれぞれ集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）数値は、各学期制を採用する学部を持つ大学数であり、合計数は母数と一致しない。



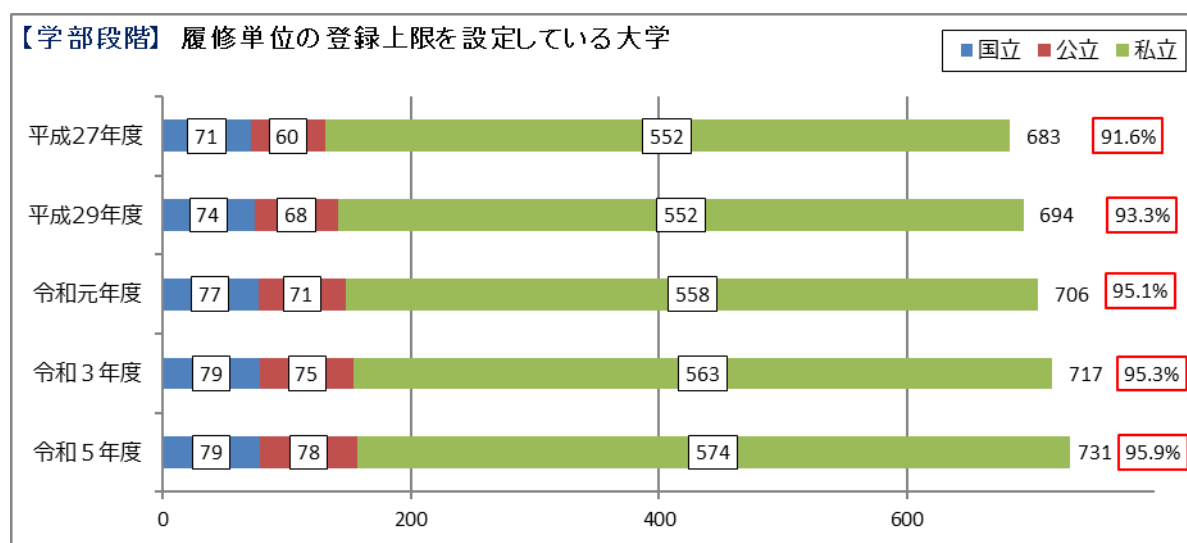
- 学期制の採用状況について、選択肢「2学期制」「3学期制」「4学期制」「その他」のいずれかに回答した研究科が1つ以上ある大学を集計。

(※) 数値は、各学期制を採用する研究科を持つ大学数であり、合計数は母数と一致しない。

< 3－B 履修科目の登録上限の設定状況 >

① 履修単位の登録上限設定の状況

平成 27 年度において、履修単位の登録上限を設定していると回答したのは 683 大学（約 92％）、令和 5 年度では 731 大学（約 96％）であった。



- 履修単位の登録上限を設定しているかについて、選択肢「学部の全部で設定している」「学部の一部で設定している」のいずれかに回答した学部が 1 つ以上ある大学を集計。

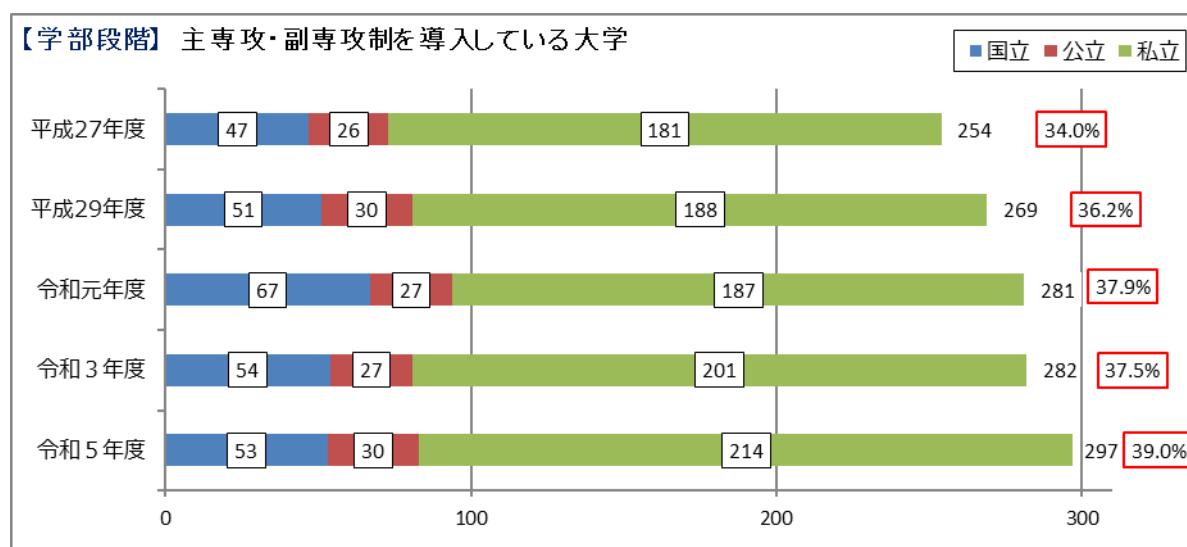
（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）隔年の調査項目であることから、直近 5 回分の回答を掲載。そのため、当該グラフの起点は令和元年度でない。（平成 28 年度、平成 30 年度、令和 2 年度、令和 4 年度は調査をしていない）

< 3－C 主専攻以外の分野を履修させるための取組 >

① 主専攻・副専攻制を導入している大学

平成 27 年度において、主専攻・副専攻制を導入していると回答したのは 254 大学（34％）、令和 5 年度では 297 大学（39％）であった。



- 主専攻・副専攻制を導入しているかについて、選択肢「全ての学生に主専攻・副専攻制による履修を義務づけている」「一部の学生に主専攻・副専攻制による履修を義務づけている」「学生の選択により、主専攻・副専攻制による履修が可能となっている」のいずれかに回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）隔年の調査項目であることから、直近5回分の回答を掲載。そのため、当該グラフの起点は令和元年度でない。（平成28年度、平成30年度、令和2年度、令和4年度は調査をしていない）

< 3-D 初年次教育の取組 >

① 初年次教育の実施状況

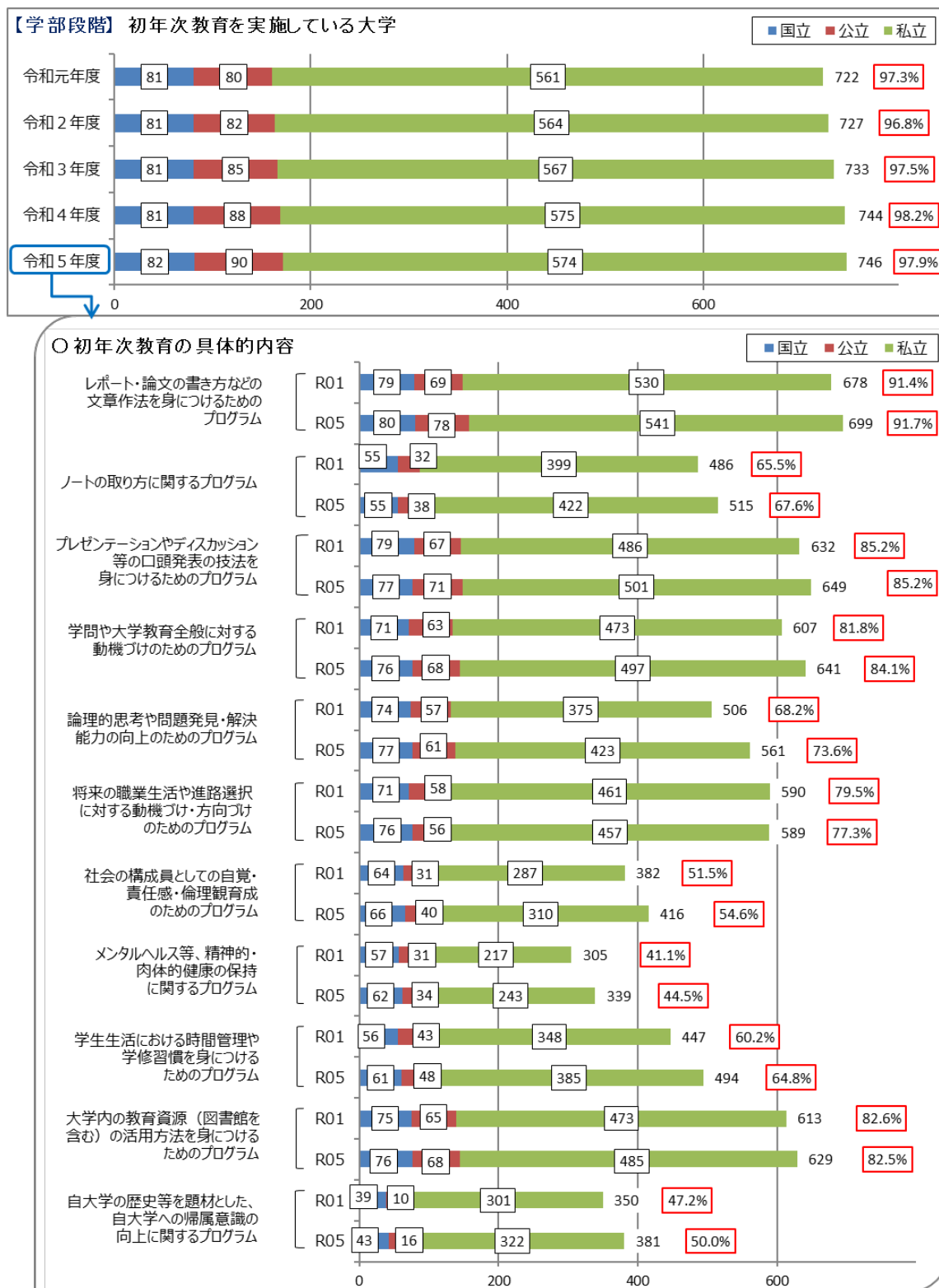
令和元年度において、初年次教育を実施しているとは回答したのは722大学（約97%）、令和5年度では746大学（約98%）であった。

また、令和元年度では、初年次教育の具体的内容として、「レポート・論文の書き方などの文章作法を身につけるためのプログラム」と回答した大学が最も多く678大学（約91%）、次いで「プレゼンテーションやディスカッション等の口頭発表の技法を身につけるためのプログラム」と回答した大学が632大学（約85%）、「大学内の教育資源（図書館を含む）の活用方法を身につけるためのプログラム」と回答した大学が613大学（約83%）であった。

令和5年度では、「レポート・論文の書き方などの文章作法を身につけるためのプログラム」と回答した大学が最も多く699大学（約92%）、次いで「プレゼンテーションやディスカッション等の口頭発表の技法を身につけるためのプログラム」と回答した大学が649大学（約85%）、「学問や大学教育全般に対する動機づけのためのプログラム」と回答した大学が641大学（約84%）であった。

一方、令和元年度では、「メンタルヘルス等、精神的・肉体的健康の保持に関するプログラム」と回答した大学が最も少なく305大学（約41%）、次いで「自大学の歴史等を題材とした、自大学への帰属意識の向上に関するプログラム」と回答した大学が350大学（約47%）、「社会の構成員としての自覚・責任感・倫理観育成のためのプログラム」と回答した大学が382大学（約52%）であった。

令和5年度も同様に、「メンタルヘルス等、精神的・肉体的健康の保持に関するプログラム」と回答した大学が最も少なく339大学（約45%）、次いで「自大学の歴史等を題材とした、自大学への帰属意識の向上に関するプログラム」と回答した大学が381大学（50%）、「社会の構成員としての自覚・責任感・倫理観育成のためのプログラム」と回答した大学が416大学（約55%）であった。



- 初年次教育を実施しているかについて、選択肢「学部の全部で実施している」「学部の一部で実施している」のいずれかに回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

また、これらの選択肢に回答した学部が1つ以上ある大学において、各項目に回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

初年次教育：

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸条件を成功させるべく、主として大学新入生を対象に作られた総合的教育プログラム。高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育とは異なり、新入生に最初に提供されることが強く意識されたもの。

＜ 3－E 履修指導や学修支援制度等の取組＞

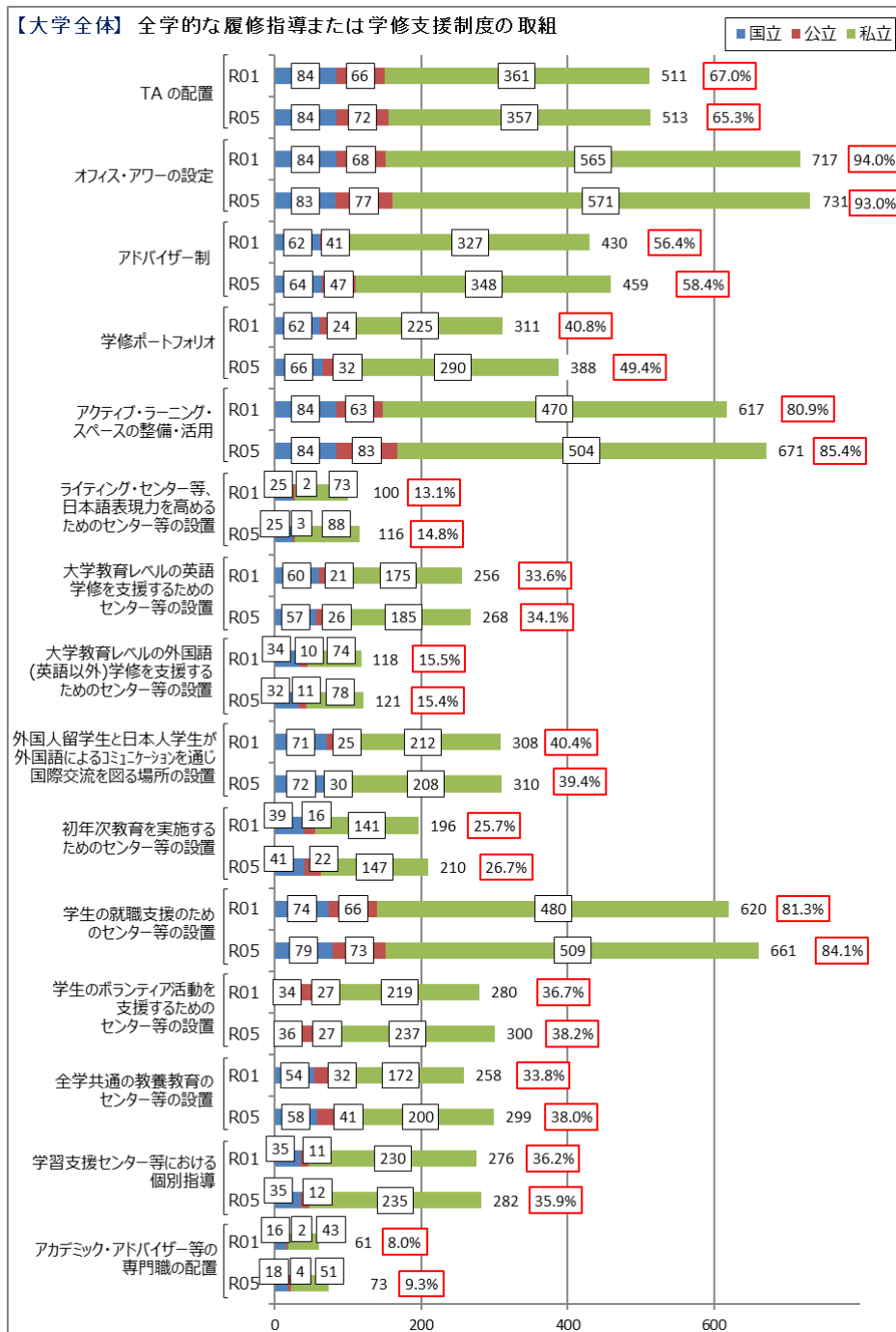
① 履修指導や学修支援制度等の取組状況

令和元年度では、全学的な履修指導または学修支援制度の取組として、「オフィス・アワーの設定」と回答した大学が最も多く 717 大学（94％）、次いで「学生の就職支援のためのセンター等の設置」と回答した大学が 620 大学（約 81％）、「アクティブ・ラーニング・スペースの整備・活用」と回答した大学が 617 大学（約 81％）であった。

令和 5 年度では、「オフィス・アワーの設定」と回答した大学が最も多く 731 大学（93％）、次いで「アクティブ・ラーニング・スペースの整備・活用」と回答した大学が 671 大学（約 85％）、「学生の就職支援のためのセンター等の設置」と回答した大学が 661 大学（約 84％）であった。

一方、令和元年度では、「アカデミック・アドバイザー等の専門職の配置」と回答した大学が最も少なく 61 大学（8％）、次いで「ライティング・センター等、日本語表現力を高めるためのセンター等の設置」と回答した大学が 100 大学（約 13％）、「大学教育レベルの外国語（英語以外）学修を支援するためのセンター等の設置」と回答した大学が 118 大学（約 16％）であった。

令和 5 年度も同様に、「アカデミック・アドバイザー等の専門職の配置」と回答した大学が最も少なく 73 大学（約 9％）、次いで、「ライティング・センター等、日本語表現力を高めるためのセンター等の設置」と回答した大学が 116 大学（約 15％）、「大学教育レベルの外国語（英語以外）学修を支援するためのセンター等の設置」と回答した大学が 121 大学（約 15％）であった。



- 各項目に回答した大学を集計。

学修ポートフォリオ：

学生が、学修過程ならびに各種の学修成果（例えば、学修目標・学修計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表等）を長期にわたって収集したもの。これらを必要に応じて系統的に選択し、学修過程を含めて達成度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図ること等を目的としている。

アクティブ・ラーニング・スペース：

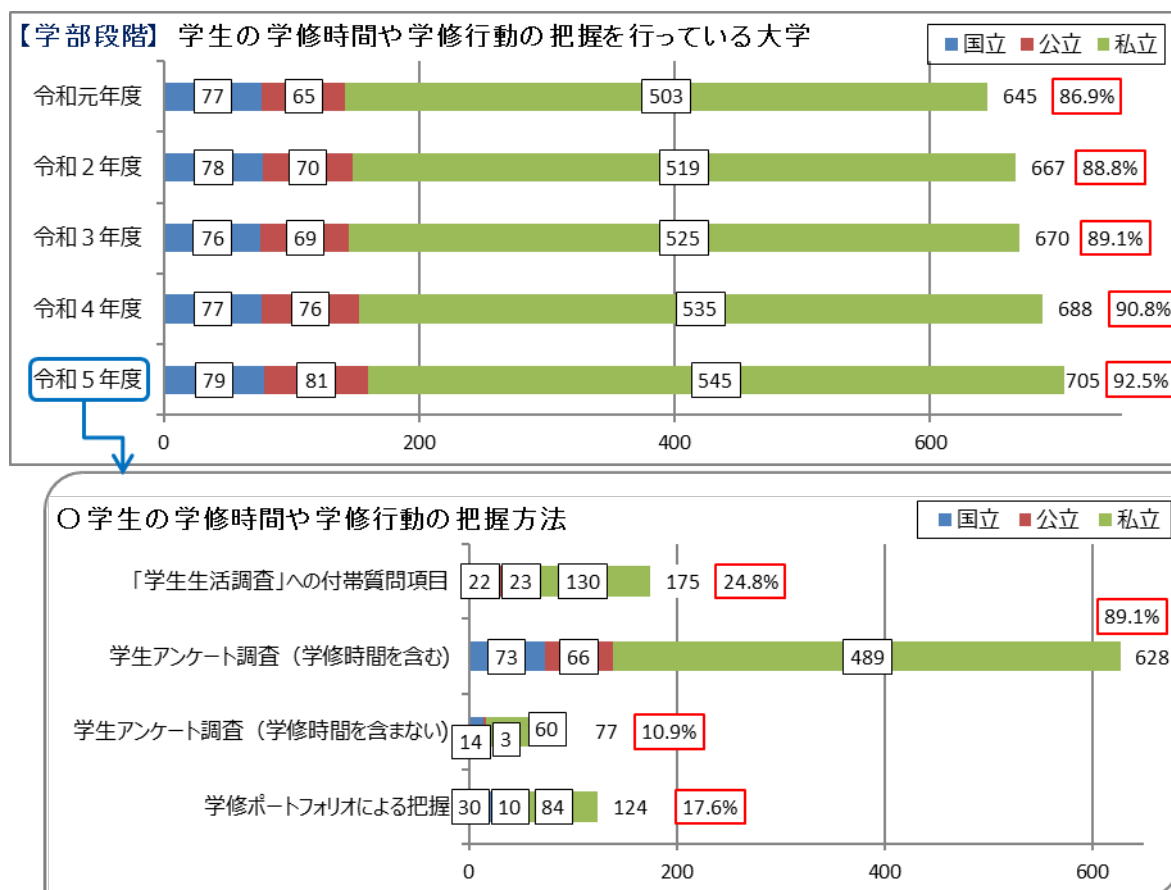
学生が能動的学修のために集うことのできる共有スペース。グループ活動エリア、プレゼンテーションエリア、PC 利用エリア等、個人の自習環境に加え、グループワークにも適した学習環境を指す。なお、大学図書館等におけるラーニング・コモンズを整備・活用している場合も該当する。

< 3－F 学生の学修時間・学修行動の把握の状況 >

① 学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学

令和元年度において、学生の学修時間や学修行動の把握を行っているとは回答したのは645大学（約87%）、令和5年度では705大学（約93%）であった。

また、学生の学修時間や学修行動の把握方法として「学生アンケート調査（学修時間を含む）」と回答した大学が最も多く628大学（約89%）、「学生アンケート調査（学修時間を含まない）」と回答した大学が最も少なく77大学（約11%）であった。



- 学生の学修時間や学修行動の把握を行っているかについて、選択肢「行っている」と回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

また、選択肢「行っている」と回答した学部が1つ以上ある大学において、各項目に回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

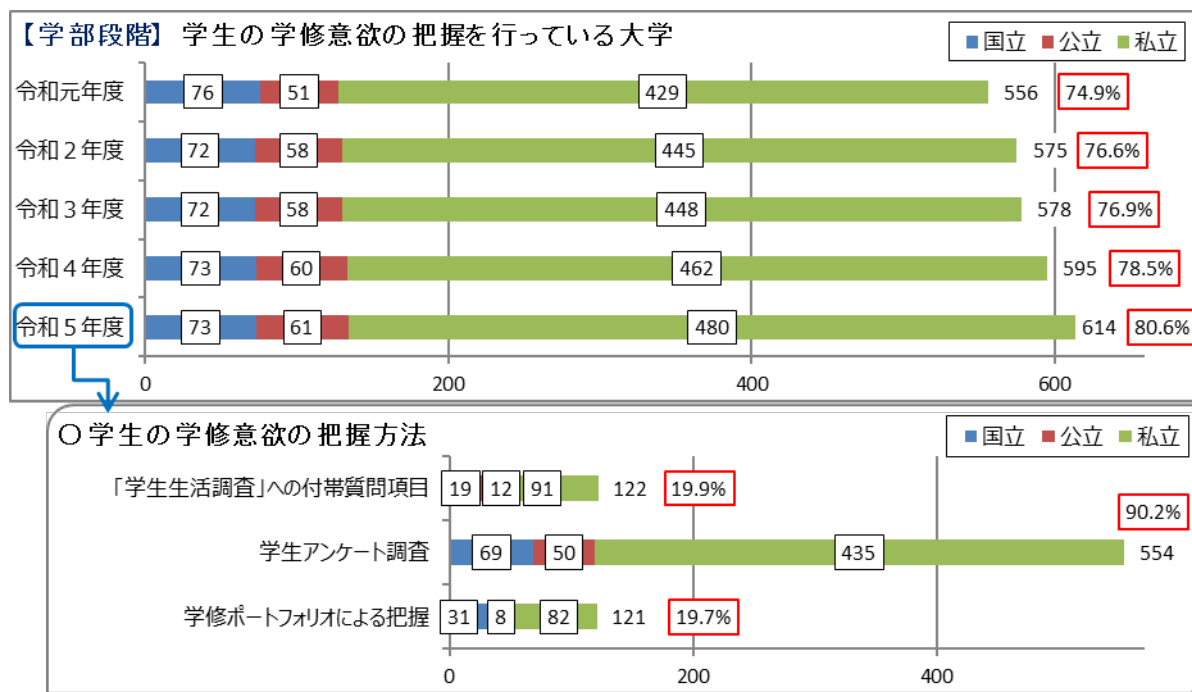
（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

< 3－F 学生の学修時間・学修行動の把握の状況 >

② 学生の学修意欲の把握を行っている大学

令和元年度において、学生の学修意欲の把握を行っているとは回答したのは 556 大学（約 75％）、令和 5 年度では 614 大学（約 81％）であった。

また、学生の学修意欲の把握方法として、「学生アンケート調査」と回答した大学が最も多く 554 大学（約 90％）、「学修ポートフォリオによる把握」と回答した大学が最も少なく 121 大学（約 20％）であった。

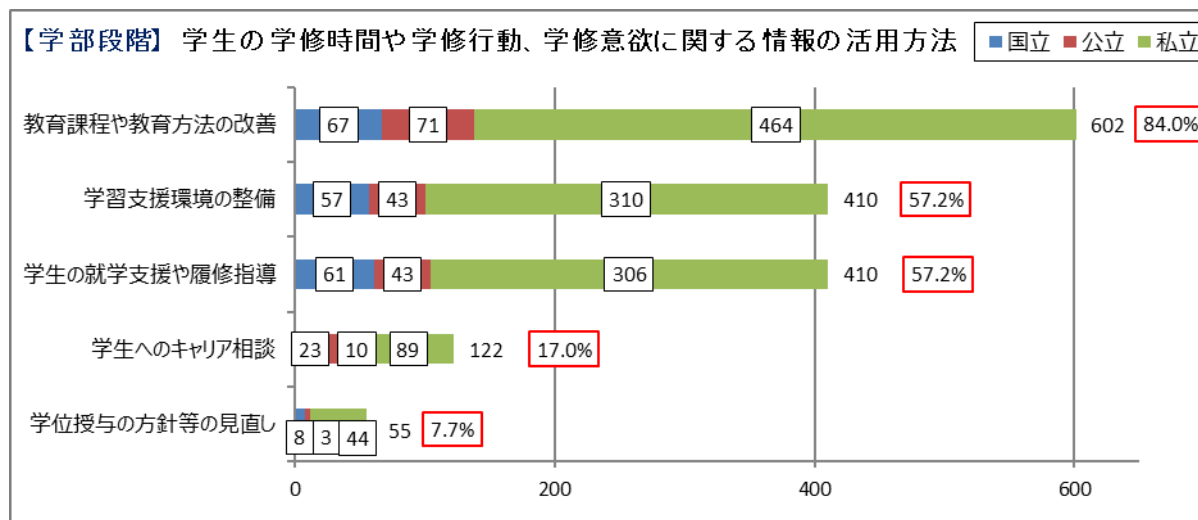


- 学生の学修意欲の把握を行っているかについて、選択肢「行っている」と回答した学部が1つ以上ある大学を集計。
また、選択肢「行っている」と回答した学部が1つ以上ある大学において、各項目に回答した学部が1つ以上ある大学を集計。
- (※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

< 3－F 学生の学修時間・学修行動の把握の状況 >

③ 学生の学修時間や学修行動、学修意欲に関する情報の活用方法

令和5年度では、学生の学修時間や学修行動、学修意欲に関する情報の活用方法として、「教育課程や教育方法の改善」と回答した大学が最も多く602大学（84%）、「学位授与の方針等の見直し」と回答した大学が最も少なく55大学（約8%）であった。



- 学生の学修時間や学修行動の把握を行っているかについて、選択肢「行っている」と回答、または学生の学修意欲の把握を行っているかについて、選択肢「行っている」と回答した学部が1つ以上ある大学において、各項目に回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）本グラフにおける母数と内訳は「国立：79大学、公立：86大学、私立：552大学」。

< 3－G 学生の学修成果の把握の状況 >

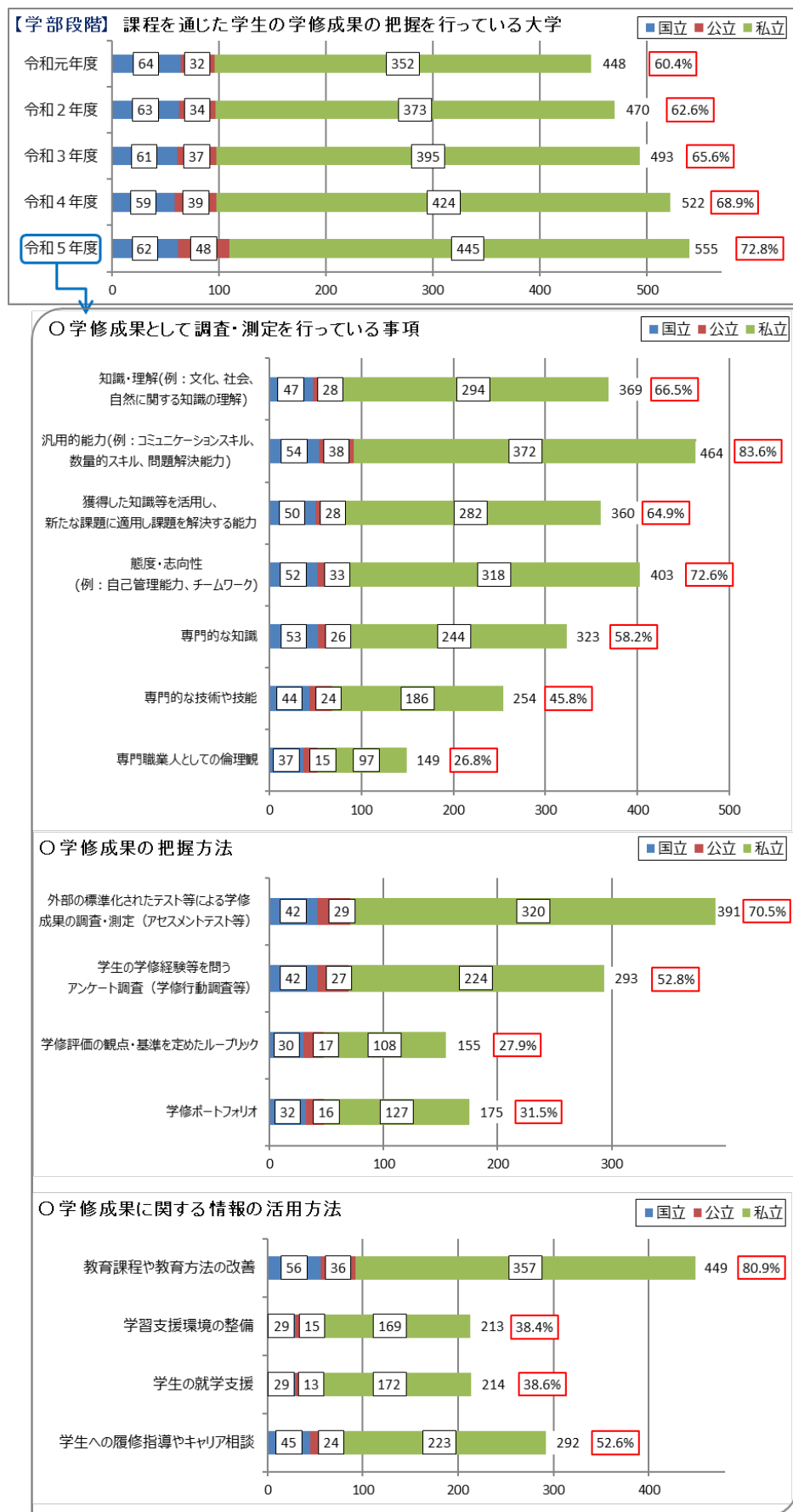
① 課程を通じた学生の学修成果の把握

令和元年度において、課程を通じた学生の学修成果の把握を行っているとは回答したのは 448 大学（約 60%）、令和 5 年度では 555 大学（約 73%）であった。

また、学修成果として調査・測定を行っている事項については、「汎用的能力（例：コミュニケーション・スキル、数量的スキル、問題解決能力）」と回答した大学が、464 大学（約 84%）と最も多く、次いで「態度・志向性（例：自己管理能力、チームワーク）」と回答した大学が 403 大学（約 73%）であった。一方、「専門職業人としての倫理観」と回答した大学が最も少なく 149 大学（約 27%）、次いで「専門的な技術や技能」と回答した大学が 254 大学（約 46%）であった。

学修成果の把握方法については、「外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメントテスト等）」と回答した大学が最も多く 391 大学（約 71%）、「学修評価の観点・基準を定めたルーブリック」と回答した大学が最も少なく 155 大学（約 28%）であった。

学修成果に関する情報の活用方法については、「教育課程や教育方法の改善」と回答した大学が最も多く 449 大学（約 81%）、「学習支援環境の整備」と回答した大学が最も少なく 213 大学（約 38%）であった。

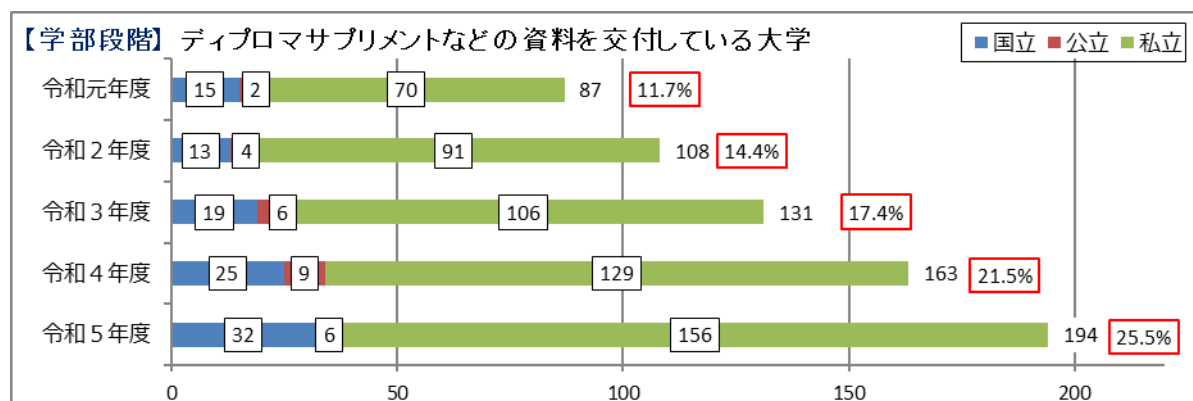


- 学生の学修成果の把握を行っているかについて、選択肢「行っている」と回答した学部が1つ以上ある大学を集計。
- また、選択肢「行っている」と回答した学部が1つ以上ある大学において、各項目に回答した学部が1つ以上ある大学を集計。
- (※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

< 3－G 学生の学修成果の把握の状況 >

② 学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料交付状況

令和元年度において、ディプロマサプリメントなど、学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料を交付していると回答したのは 87 大学（約 12％）、令和 5 年度では 194 大学（約 26％）であった。



- 学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料を交付しているかについて、選択肢「行っている」と回答した学部が 1 つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜３－Ｈ 学生による授業評価等の実施状況＞

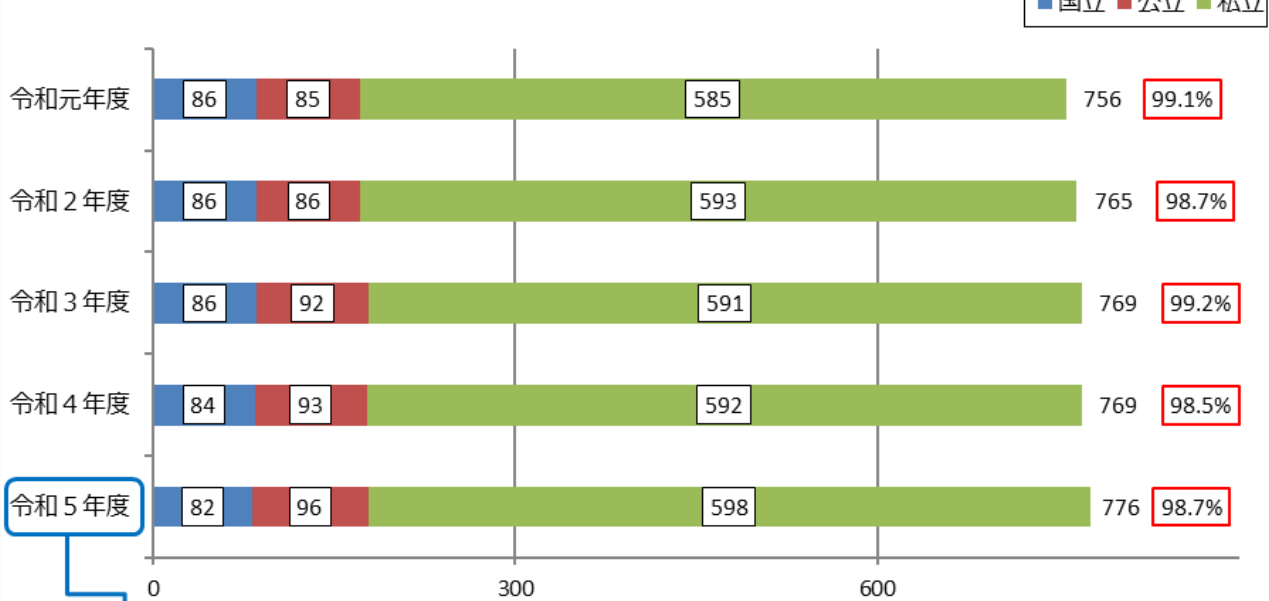
① 学生による授業評価の実施

令和元年度において、学生による授業評価を実施していると回答したのは 756 大学（約 99％）、令和 5 年度では 776 大学（約 99％）であった。

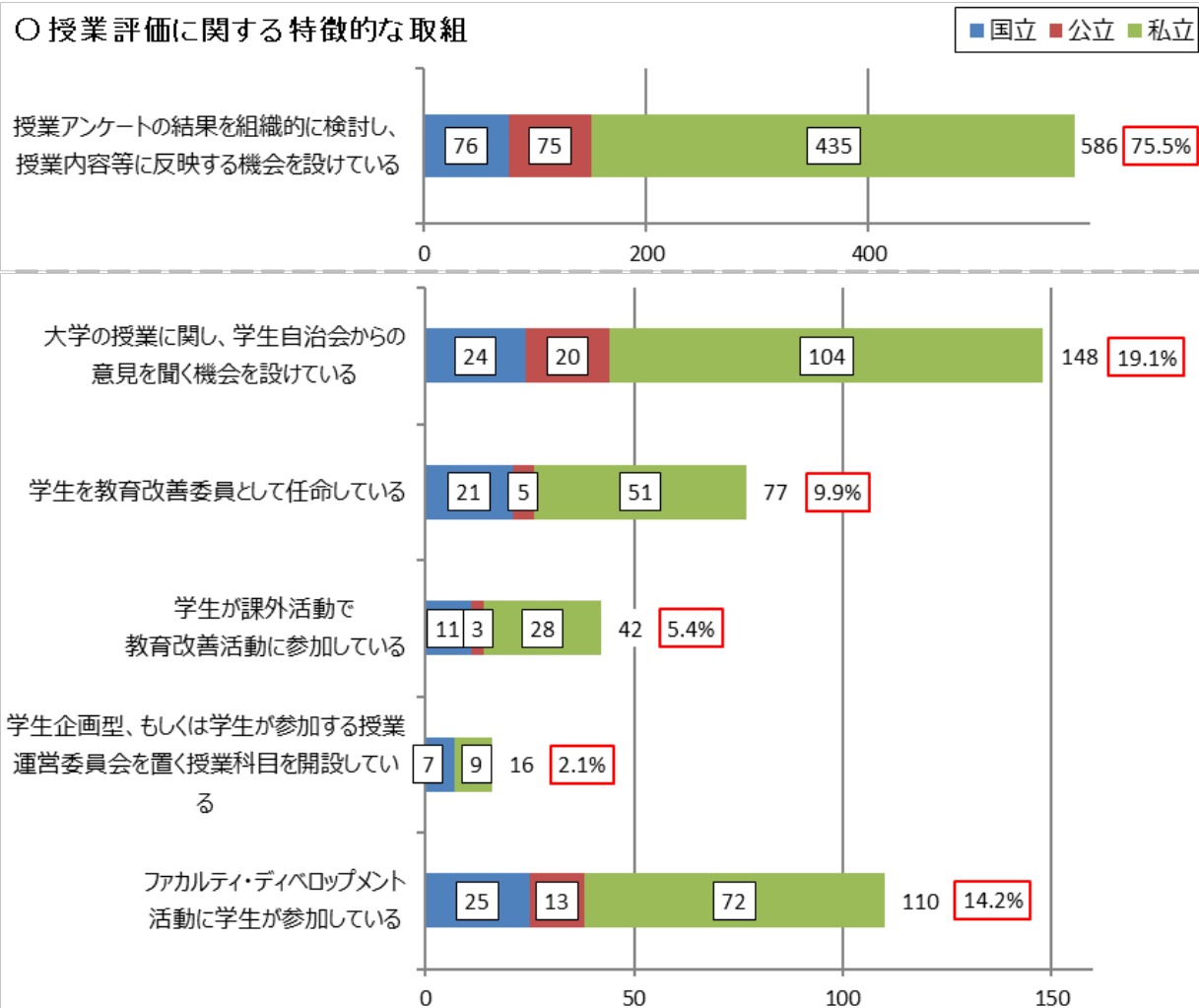
また、授業評価に関する特徴的な取組として、「授業アンケートの結果を組織的に検討し、授業内容等に反映する機会を設けている」と回答した大学が最も多く 586 大学（約 76％）、次いで「大学の授業に関し、学生自治会からの意見を聞く機会を設けている」と回答した大学が 148 大学（約 19％）であった。

一方、「学生企画型、もしくは学生が参加する授業運営委員会を置く授業科目を開設している」と回答した大学が最も少なく 16 大学（約 2％）、次いで「学生が課外活動で教育改善活動に参加している」と回答した大学が 42 大学（約 5％）であった。

【大学全体】 全学部・全研究科で学生による授業評価を実施している大学



○ 授業評価に関する特徴的な取組

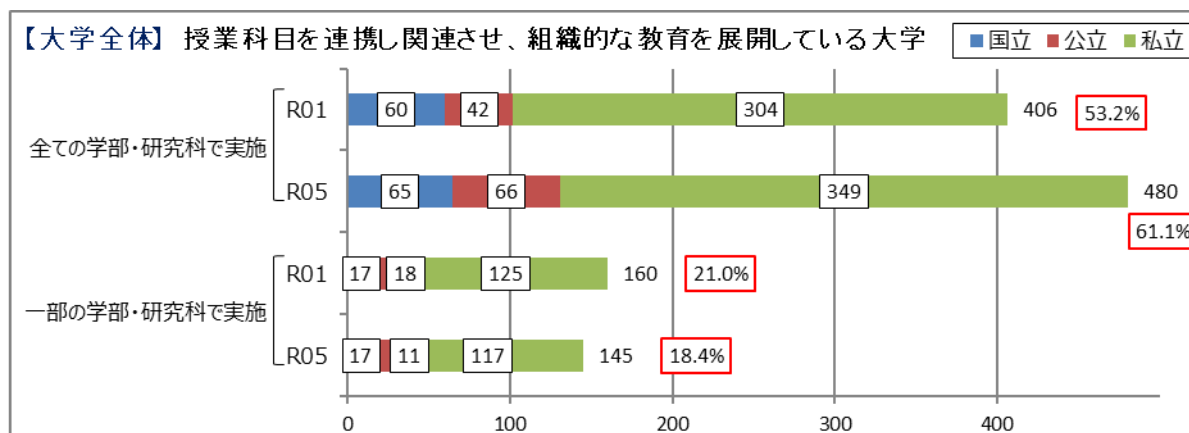


- 学生による授業評価を実施したかについて、選択肢「全ての学部で実施した」「全ての研究科で実施した」のいずれかを回答した大学を集計。
また、これらの選択肢に回答した大学において、各項目に回答した大学を集計。

< 3 - I 教学マネジメントに関する取組 >

① 全学的な方針による組織的な教育の展開

令和元年度において、授業科目を連携し関連させ、組織的な教育を全ての学部・研究科で展開していると回答した大学は 406 大学（約 53%）、令和 5 年度では 480 大学（約 61%）であった。



- 各項目に回答した大学を集計。

＜３－Ⅰ 教学マネジメントに関する取組＞

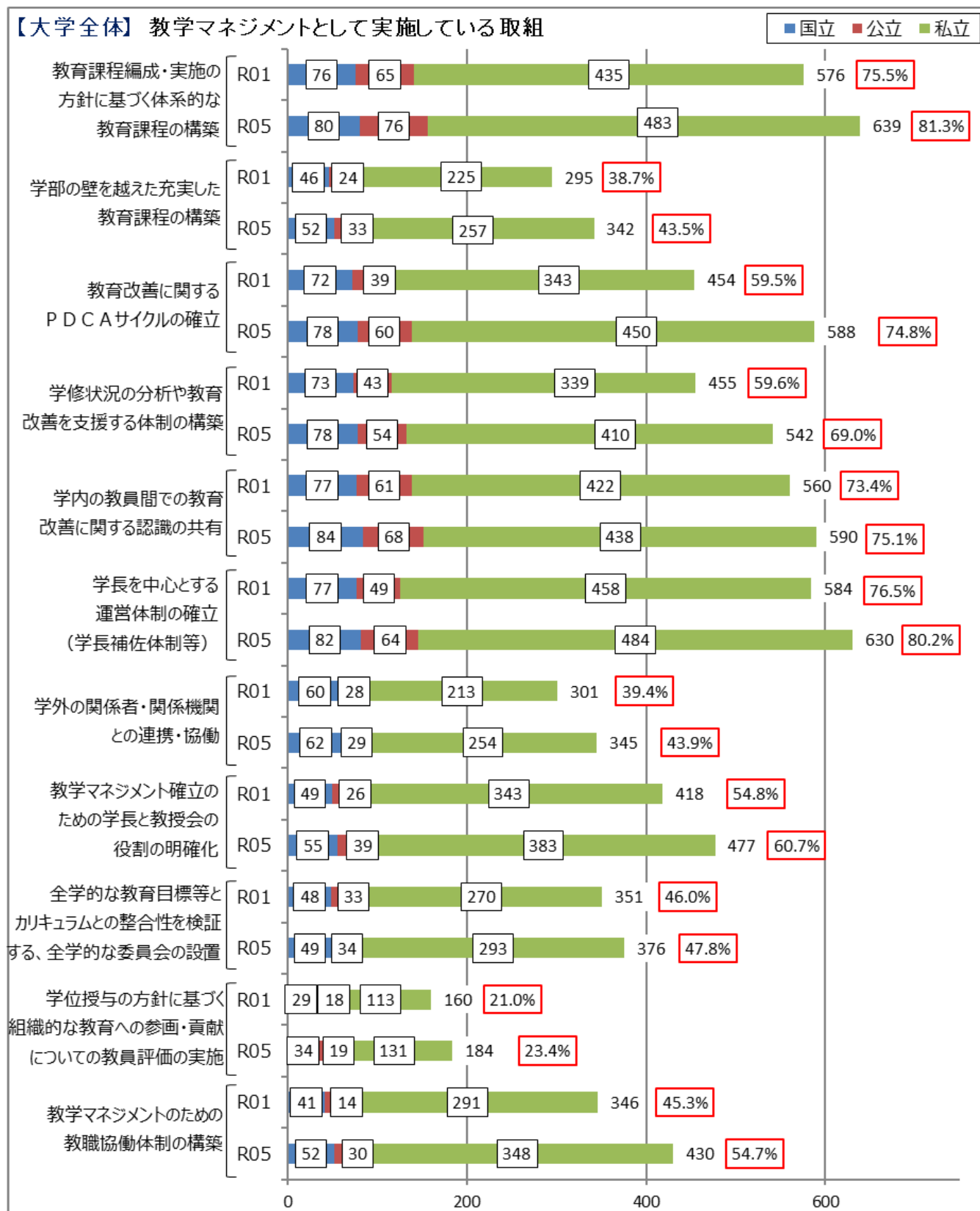
② 教学マネジメントとして実施している取組

令和元年度では、教学マネジメントとして実施している取組として、「学長を中心とする運営体制の確立（学長補佐体制等）」と回答した大学が最も多く 584 大学（約 77％）、次いで「教育課程編成・実施の方針に基づく体系的な教育課程の構築」と回答した大学が 576 大学（約 76％）、「学内の教員間での教育改善に関する認識の共有」と回答した大学が 560 大学（約 73％）であった。

令和５年度では、「教育課程編成・実施の方針に基づく体系的な教育課程の構築」と回答した大学が最も多く 639 大学（約 81％）、次いで「学長を中心とする運営体制の確立（学長補佐体制等）」と回答した大学が 630 大学（約 80％）、「学内の教員間での教育改善に関する認識の共有」と回答した大学が 590 大学（約 75％）であった。

一方、令和元年度では、「学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画・貢献についての教員評価の実施」と回答した大学が最も少なく 160 大学（21％）、次いで「学部の壁を越えた充実した教育課程の構築」と回答した大学が 295 大学（約 39％）、「学外の関係者・関係機関との連携・協働」と回答した大学が 301 大学（約 39％）であった。

令和５年度も同様に、「学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画・貢献についての教員評価の実施」と回答した大学が最も少なく 184 大学（約 23％）、次いで「学部の壁を越えた充実した教育課程の構築」と回答した大学が 342 大学（約 44％）、「学外の関係者・関係機関との連携・協働」と回答した大学が 345 大学（約 44％）であった。



- 各項目に回答した大学を集計。

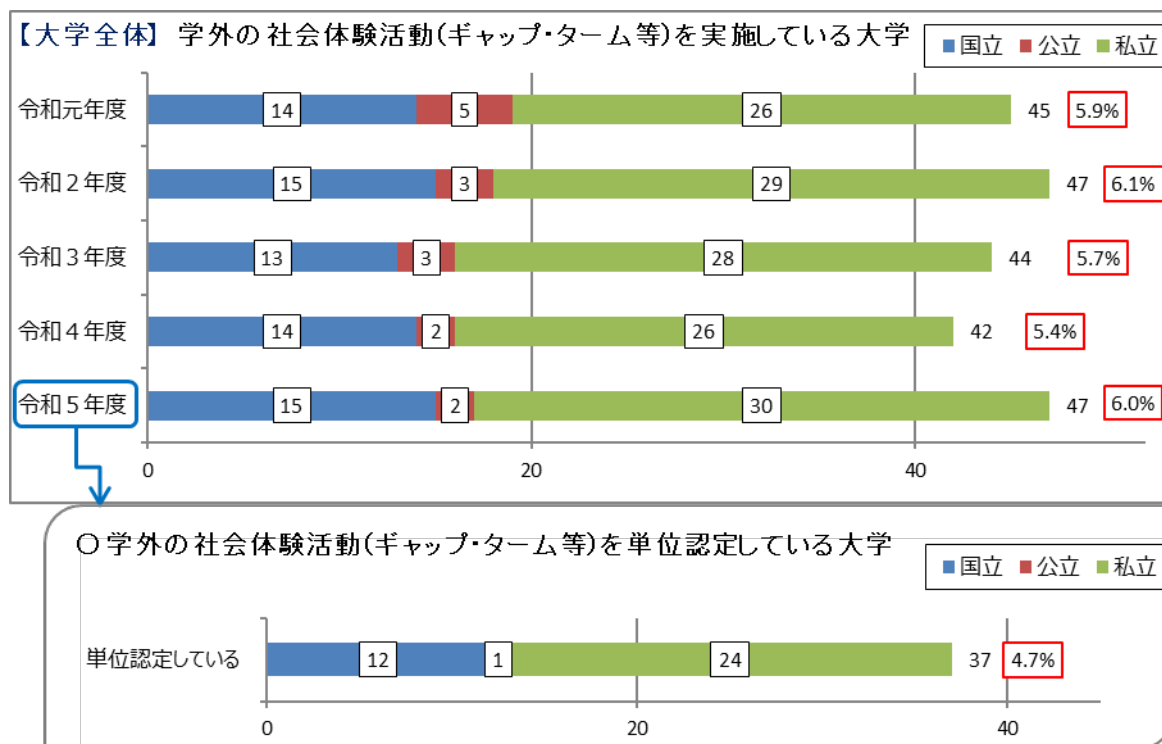
4. 開かれた大学づくり

< 4-A 学生の学外の社会体験活動と機会の提供の状況 >

① 学外の社会体験活動（ギャップ・ターム等）を実施している大学

令和元年度において、学外の社会体験活動（ギャップ・ターム等）を実施していると回答したのは45大学（約6％）、令和5年度では47大学（6％）であった。

また、学外の社会体験活動（ギャップ・ターム等）を単位認定していると回答した大学は、37大学（約5％）であった。



- 学外の社会体験活動（ギャップ・ターム等）を実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した大学を集計。
また、選択肢「実施している」と回答した大学において、学外の社会体験活動（ギャップ・ターム等）を「単位認定している」と回答した大学を集計。

＜４－Ｂ 高大連携の状況＞

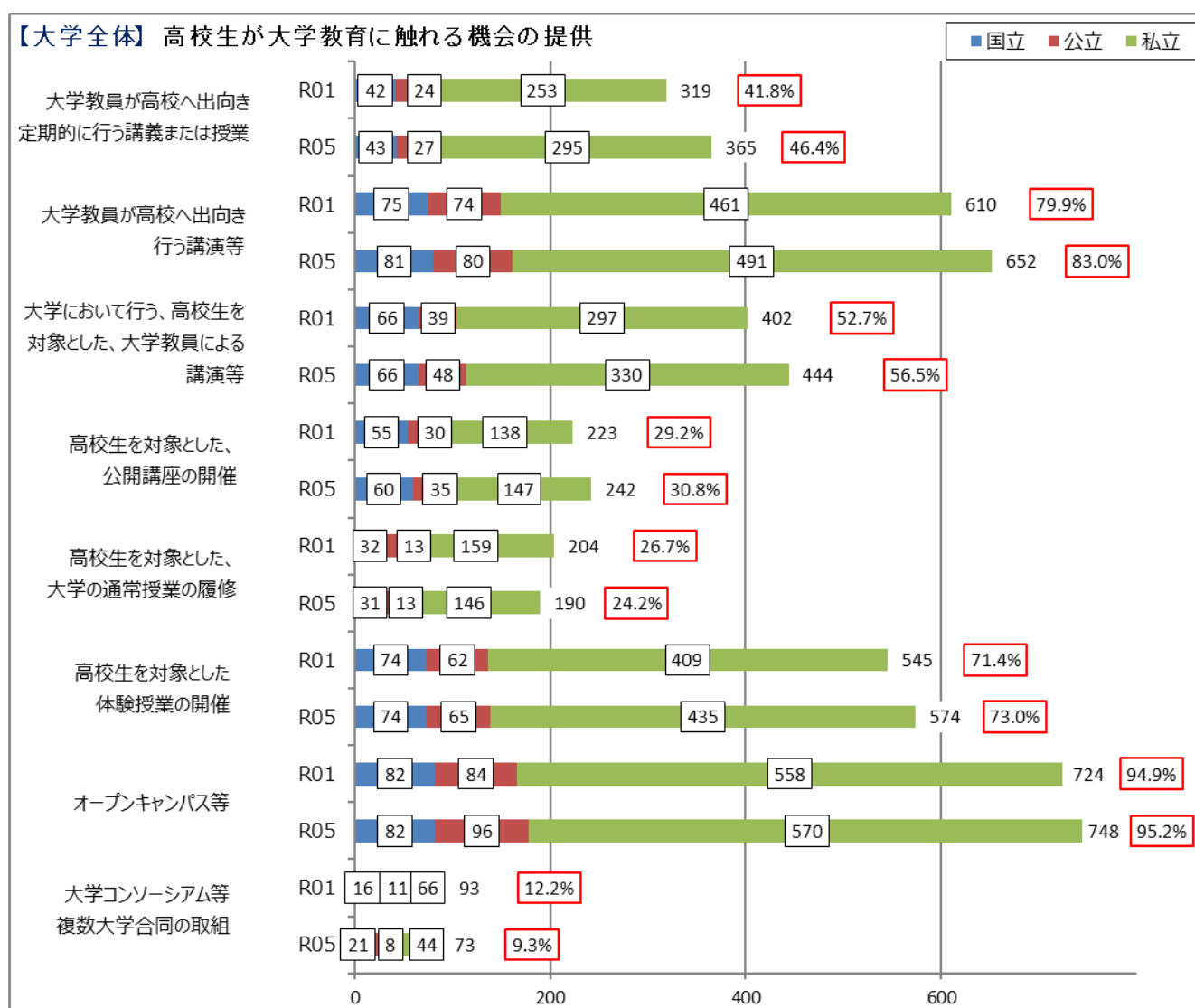
① 高校生が大学教育に触れる機会の提供

令和元年度では、高校生が大学教育に触れる機会として、「オープンキャンパス等」と回答した大学が最も多く724大学（約95%）、次いで「大学教員が高校へ出向き行う講演等」と回答した大学が610大学（約80%）であった。

令和5年度も同様に「オープンキャンパス等」と回答した大学が最も多く748大学（約95%）、次いで、「大学教員が高校へ出向き行う講演等」と回答した大学が652大学（83%）であった。

一方、令和元年度では、「大学コンソーシアム等複数大学合同の取組」と回答した大学が最も少なく93大学（約12%）、次いで「高校生を対象とした、大学の通常授業の履修」と回答した大学が204大学（約27%）であった。

令和5年度も同様に、「大学コンソーシアム等複数大学合同の取組」と回答した大学が最も少なく73大学（約9%）、次いで「高校生を対象とした、大学の通常授業の履修」と回答した大学が190大学（約24%）であった。



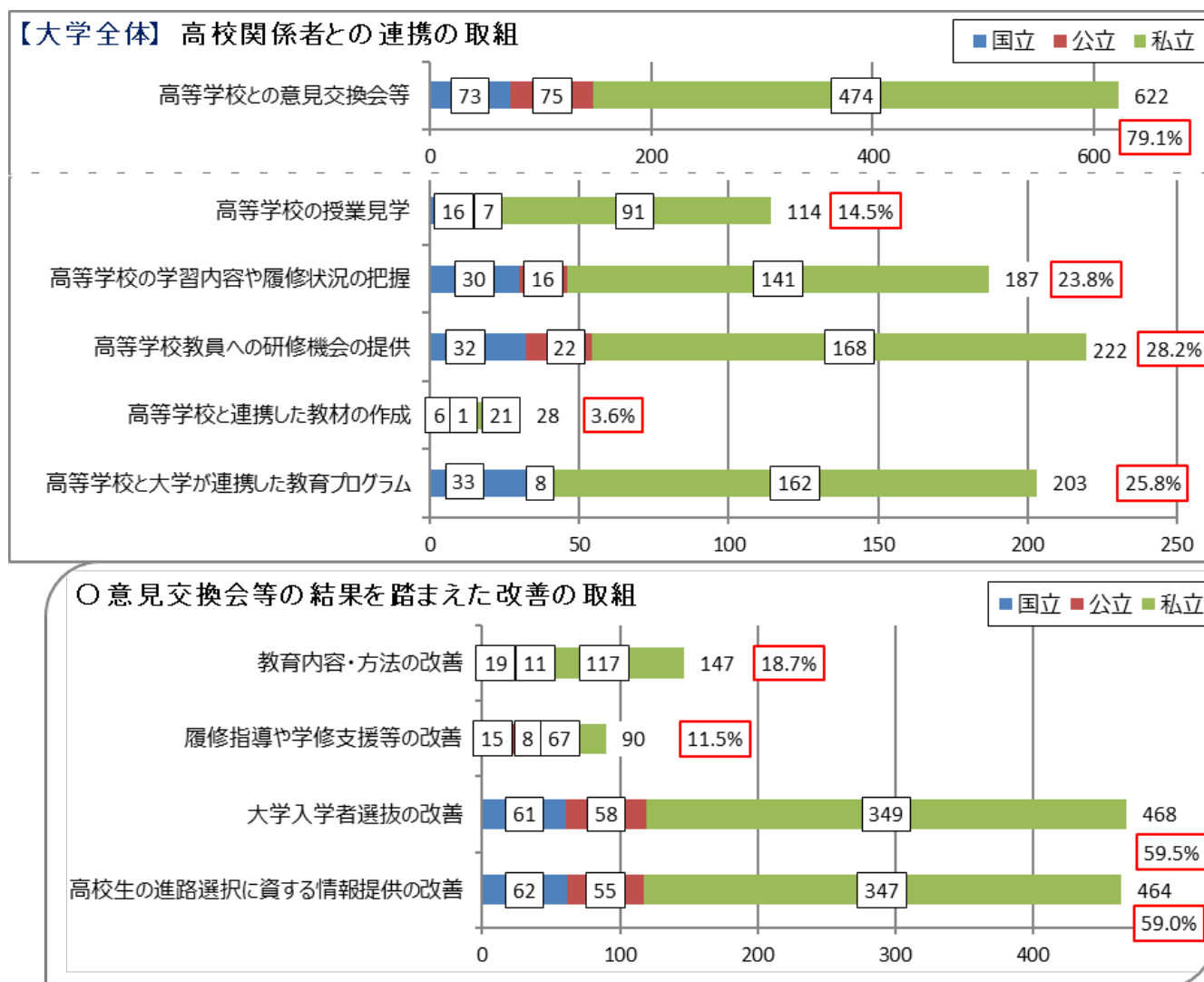
- 各項目に回答した大学を集計。

< 4 - B 高大連携の状況 >

② 高校関係者との意見交換会等の実施

令和5年度では、高校関係者との連携の取組として、「高等学校との意見交換会等」と回答した大学が最も多く622大学（約79%）、次いで「高等学校教員への研修機会の提供」と回答した大学が222大学（約28%）であった。

一方、「高等学校と連携した教材の作成」と回答した大学が最も少なく28大学（約4%）、次いで「高等学校の授業見学」と回答した大学が114大学（約15%）であった。

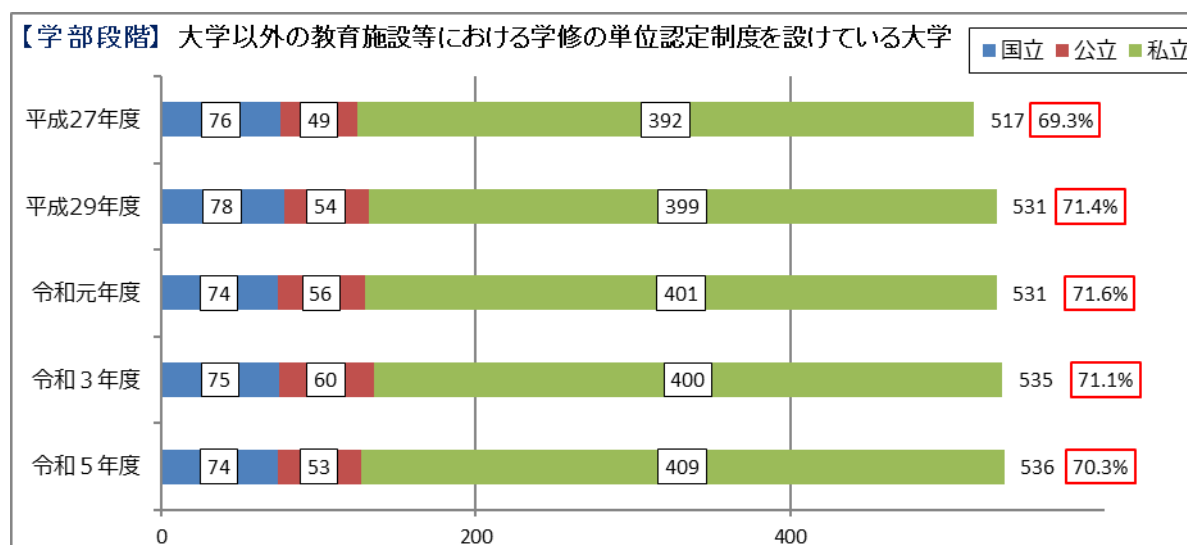


- 各項目に回答した大学を集計。

< 4－C 大学以外の教育施設等における学修 >

① 大学以外の教育施設等における学修の単位認定

平成 27 年度において、大学以外の教育施設等における学修の単位認定制度を設けていると回答したのは 517 大学（約 69%）、令和 5 年度では 536 大学（約 70%）であった。



- 大学以外の教育施設等における学修の単位認定制度を設けているかについて、選択肢「設けている」と回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）隔年の調査項目であることから、直近5回分の回答を掲載。そのため、当該グラフの起点は令和元年度でない。（平成28年度、平成30年度、令和2年度、令和4年度は調査をしていない）

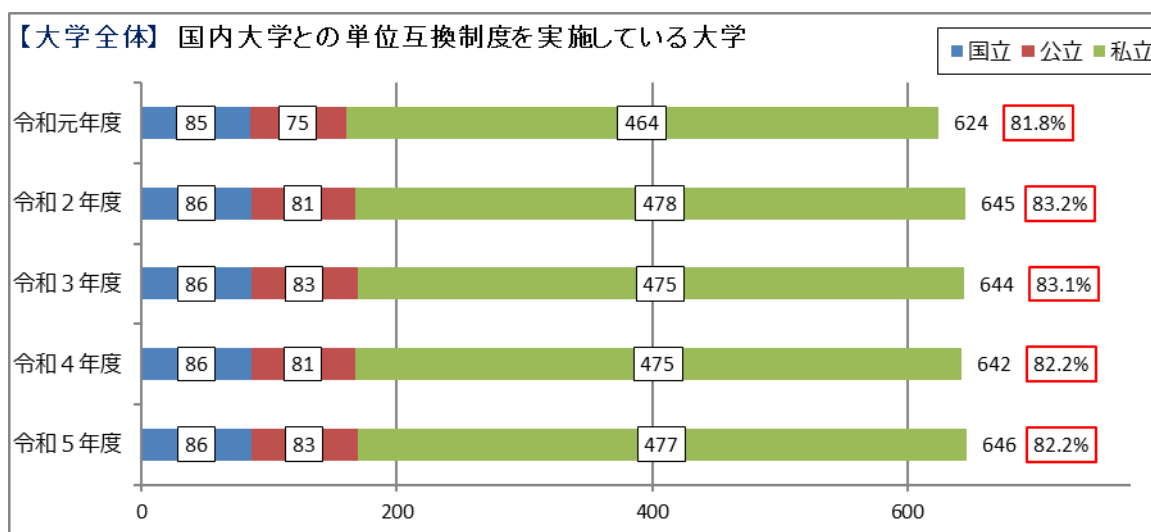
< 4-D 国内の大学との単位互換制度 >

① 国内の大学との単位互換制度を実施している大学

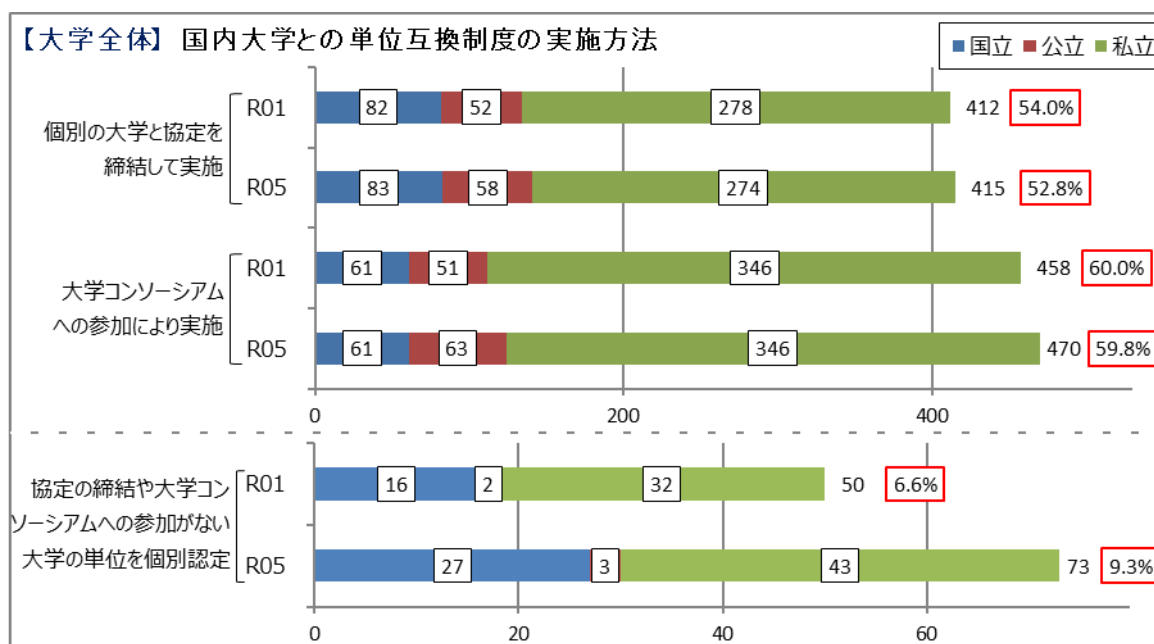
令和元年度において、国内大学との単位互換制度を実施していると回答したのは 624 大学（約 82%）、令和 5 年度では 646 大学（約 82%）であった。

また、令和元年度では、国内大学との単位互換制度の実施方法として、「大学コンソーシアムへの参加により実施」と回答した大学が最も多く 458 大学（60%）、「協定の締結や大学コンソーシアムへの参加がない大学の単位を個別認定」と回答した大学が最も少なく 50 大学（約 7%）であった。

令和 5 年度も同様に、「大学コンソーシアムへの参加により実施」と回答した大学が最も多く 470 大学（約 60%）、「協定の締結や大学コンソーシアムへの参加がない大学の単位を個別認定」と回答した大学が最も少なく 73 大学（約 9%）であった。



- 国内大学との単位互換制度を実施しているかについて、選択肢「大学全体で実施」「一部の学部・研究科で実施」のいずれかに回答した大学を集計。



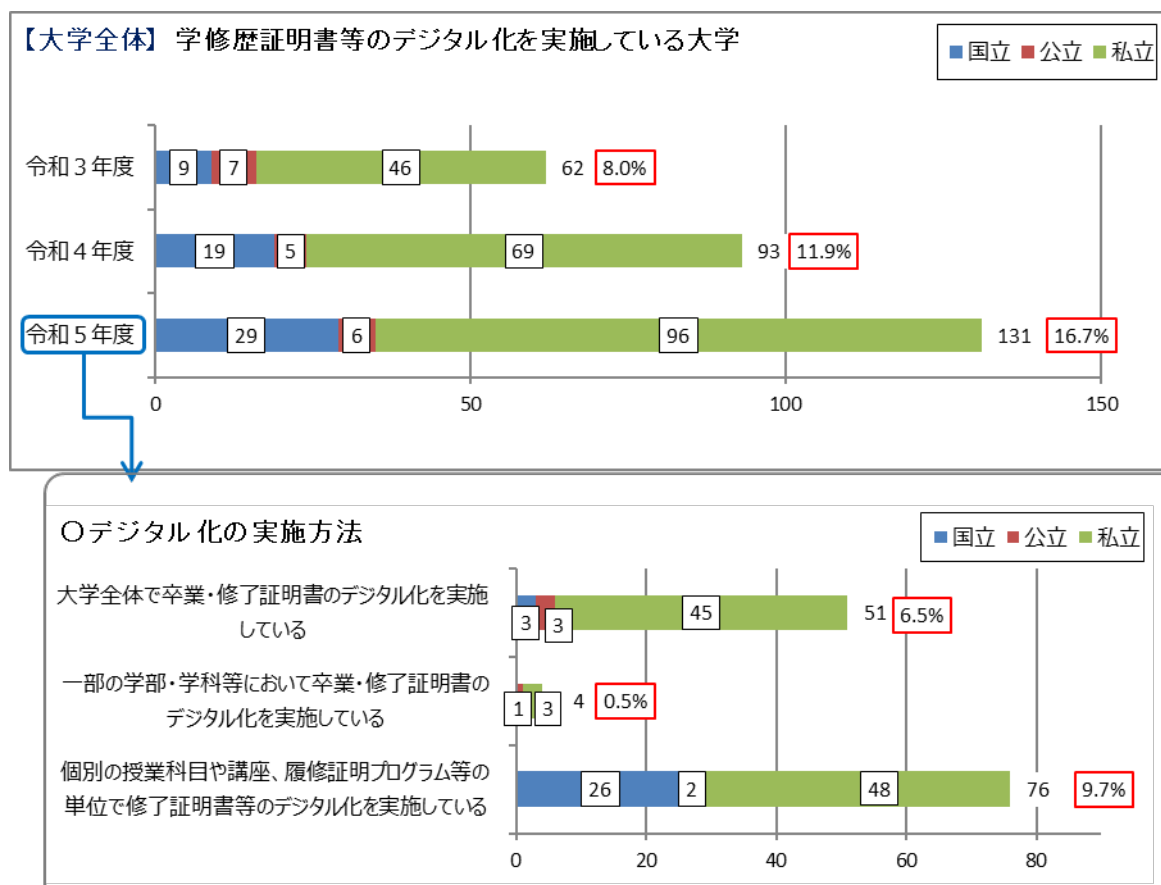
- 各項目に回答した大学を集計。

< 4－E 学修歴証明書のデジタル化の状況 >

① 学修歴証明書等のデジタル化の実施状況

令和3年度において、学修歴証明書等のデジタル化を実施しているとは回答したのは62大学（8％）、令和5年度では131大学（約17％）であった。

また、デジタル化の実施方法として、「個別の授業科目や講座、履修証明プログラム等の単位で修了証明書等のデジタル化を実施している」と回答した大学が最も多く76大学（約10％）、「一部の学部・学科等において卒業・修了証明書のデジタル化を実施している」と回答した大学が最も少なく4大学（約0.5％）であった。



- 学修歴証明書等のデジタル化を実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した大学を集計。
- また、選択肢「実施している」と回答した大学において、デジタル化の実施方法について、各項目に回答した大学を集計。
- （※）令和3年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和元年度でない。

＜４－Ｆ 情報公表の状況＞

① 公表を行った教育研究活動等の情報

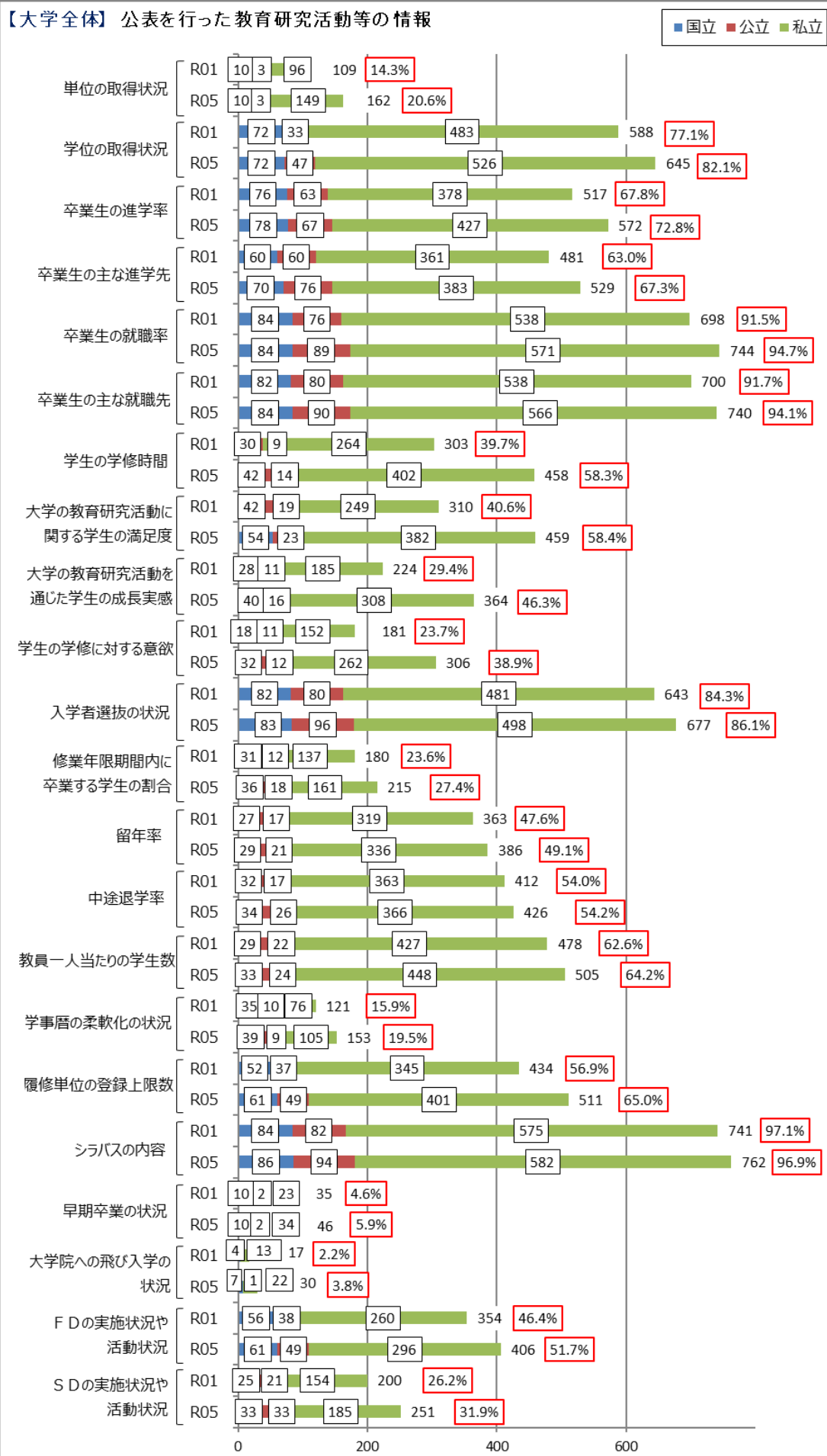
令和元年度では、公表を行った教育研究活動等の情報として、「シラバスの内容」と回答した大学が最も多く 741 大学（約 97％）、次いで「卒業生の主な就職先」と回答した大学が 700 大学（約 92％）、「卒業生の就職率」と回答した大学が 698 大学（約 92％）であった。

令和５年度では、「シラバスの内容」と回答した大学が最も多く 762 大学（約 97％）、次いで「卒業生の就職率」と回答した大学が 744 大学（約 95％）、「卒業生の主な就職先」と回答した大学が 740 大学（約 94％）であった。

一方、令和元年度では、「大学院への飛び入学の状況」と回答した大学が最も少なく 17 大学（約 2％）、次いで「早期卒業の状況」と回答した大学が 35 大学（約 5％）、「単位の取得状況」と回答した大学が 109 大学（約 14％）であった。

令和５年度では「大学院への飛び入学の状況」と回答した大学が最も少なく 30 大学（約 4％）、次いで「早期卒業の状況」と回答した大学が 46 大学（約 6％）、「学事暦の柔軟化の状況」と回答した大学が 153 大学（約 20％）であった。

【大学全体】公表を行った教育研究活動等の情報



- 各項目に回答した大学を集計。

5. 社会人の学び直し（リカレント教育等）の取組状況

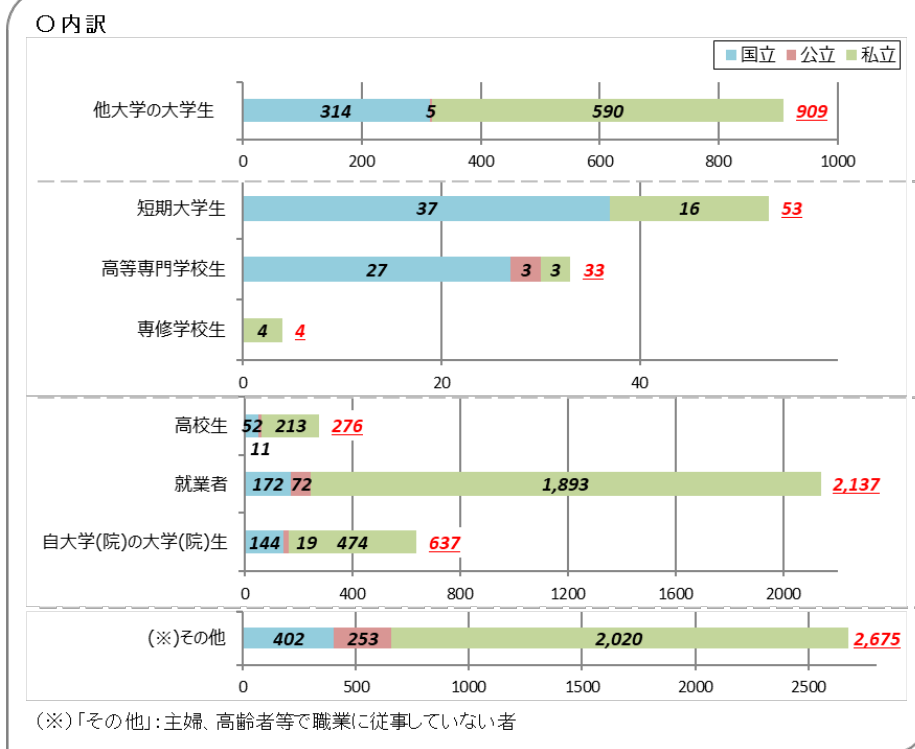
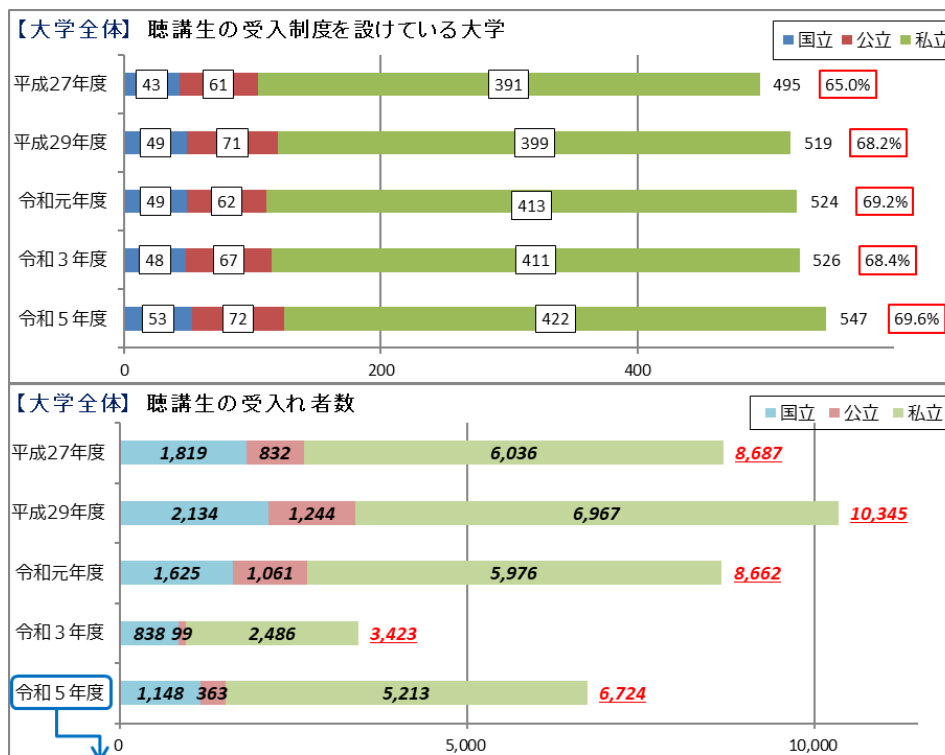
< 5－A 聴講生の受入状況 >

① 聴講生の受入制度を設けている大学

平成 27 年度において、聴講生の受入制度を設けていると回答したのは 495 大学（65％）、令和 5 年度では 547 大学（約 70％）であった。

また、平成 27 年度の聴講生の受入れ者数は 8,687 人、令和 5 年度は 6,724 人であった。

聴講生の受入れ者数の内訳は、「その他」が最も多く 2,675 人、次いで「就業者」が 2,137 人であった。一方、「専修学校生」が最も少なく 4 人、次いで「高等専門学校生」が 33 人であった。



- 聴講生の受入制度を設けているかについて、選択肢「大学全体で設けている」「一部の学部・研究科等で設けている」いずれかに回答した大学を集計。

また、これらの選択肢に回答した大学において、受入実績人数の総人数および、各項目別の人数を集計。

(※) 通信制のみの大学を除く。

(※) 隔年の調査項目であることから、直近5回分の回答を掲載。そのため、当該グラフの起点は令和元年度でない。(平成28年度、平成30年度、令和2年度、令和4年度は調査をしていない)

聴講生制度：

正規学生以外の者が、授業の一部を履修することを目的とした制度。科目等履修生制度とは異なり、履修した授業科目の単位認定は行われない。

< 5－B 履修証明プログラムの実施状況 >

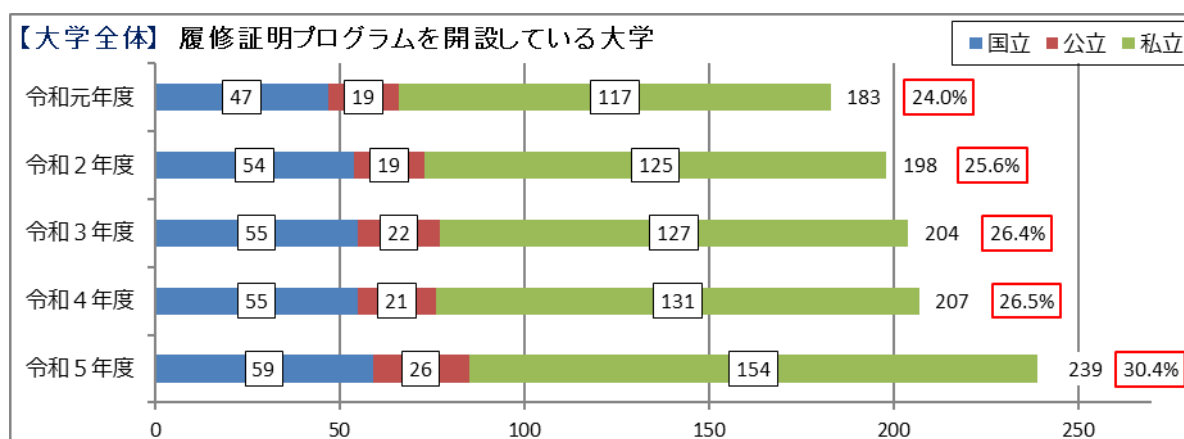
① 履修証明プログラムの開設状況

令和元年度において、履修証明プログラムを開設していると回答したのは183大学（24%）、令和5年度では239大学（約30%）であった。

また、開設している履修証明プログラムの分野・テーマについては、「医療・福祉系」と回答した大学が最も多く197大学（約25%）、次いで「商学・経済学系（経営・財務等）」と回答した大学が104大学（約13%）、「デジタル分野（IT、データサイエンス、AI等）」と回答した大学が90大学（約12%）であった。

一方、「趣味系（園芸・料理等）」と回答した大学が最も少なく、6大学（約1%）、次いで「スポーツ・実技系」と回答した大学が9大学（約1%）、「グリーン分野（脱炭素やカーボンニュートラルなど、環境に配慮した技術やそれに関連するもの）」と回答した大学が14大学（約2%）であった。

また、令和元年度の履修証明プログラムの受講者数は7,490人、令和5年度は11,964人であった。令和元年度の履修証明プログラムの証明書交付者数は4,609人、令和5年度は8,034人であった。



- 履修証明プログラムを開設しているかについて、選択肢「開設している」と回答した大学を集計。

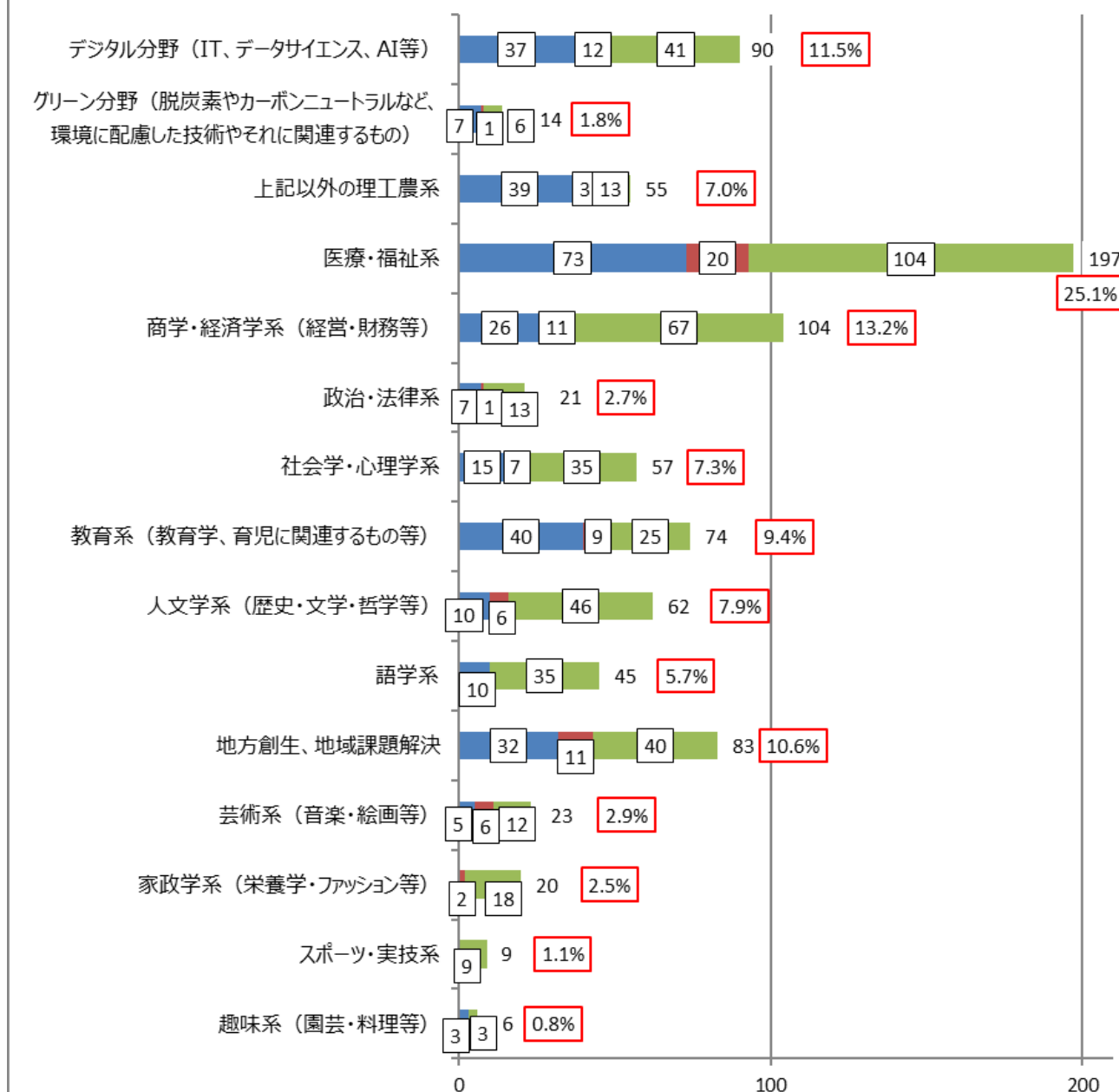
（※）放送大学を除く。

履修証明プログラム：

社会人等の学修の機会を拡充するための特別な課程として編成されるもの。大学は、課程の修了者に証明書を交付することができる。

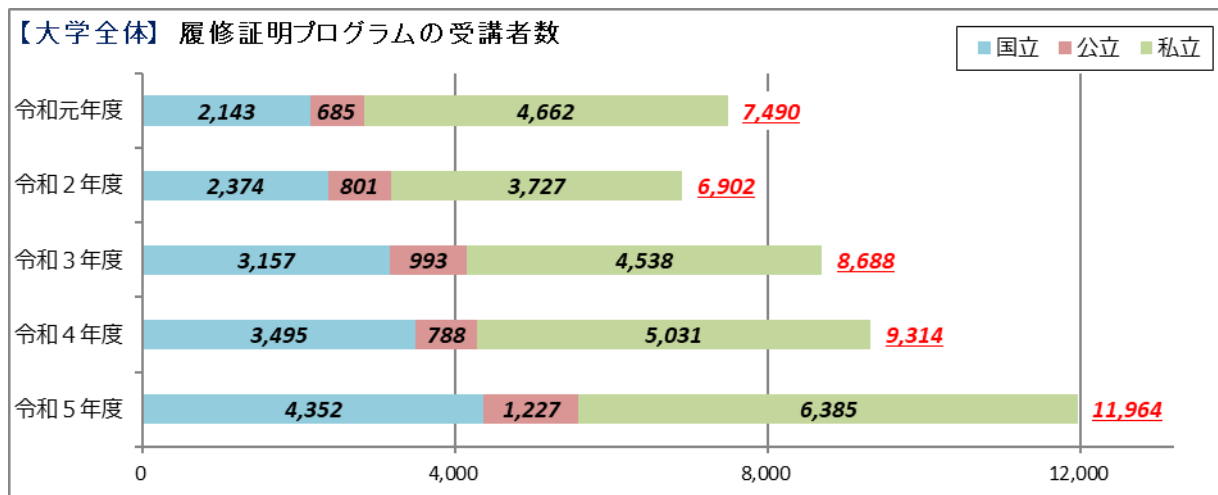
【大学全体】履修証明プログラムの分野・テーマ

■国立 ■公立 ■私立



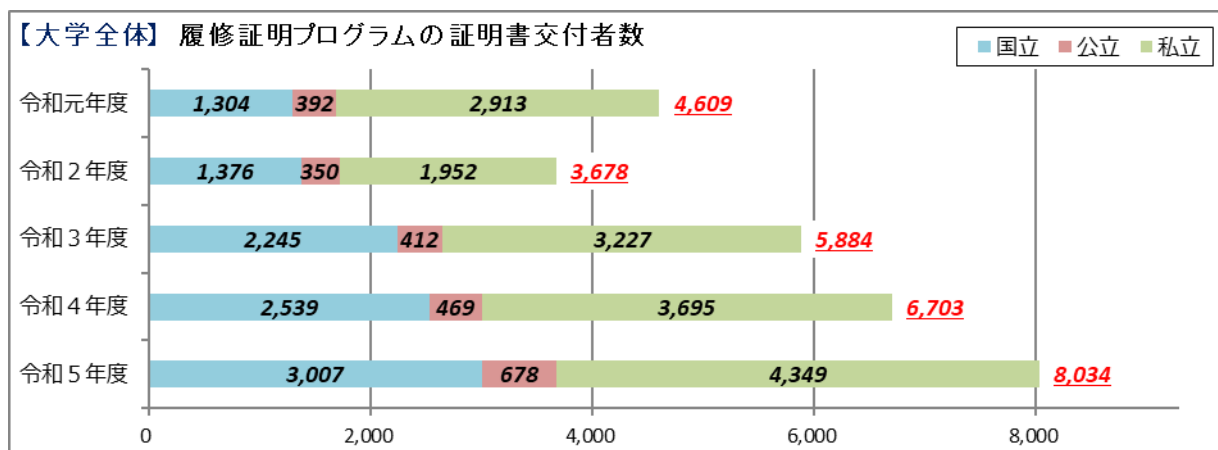
- 各項目に回答した大学を集計。

（※）放送大学を除く。



- 履修証明プログラムを開設しているかについて、選択肢「開設している」と回答した大学の履修証明プログラム受講者数を集計。

(※) 放送大学を除く。



- 履修証明プログラムを開設しているかについて、選択肢「開設している」と回答した大学の履修証明プログラムの証明書交付者数を集計。

(※) 放送大学を除く。

<5-C 短期のリカレント教育プログラムの実施状況>

① 正規課程外で、一定の修了要件を定める、

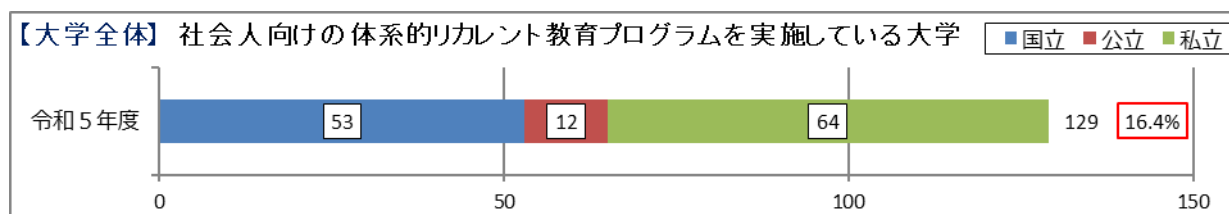
社会人向けの体系的リカレント教育プログラムを実施している大学

令和5年度において、正規課程外で、一定の修了要件を定める社会人向けの体系的リカレント教育プログラムを実施していると回答したのは129大学（約16%）であった。

また、実施しているリカレント教育プログラムの分野・テーマについては、「医療・福祉系」と回答した大学が最も多く104大学（約13%）、次いで「デジタル分野（IT、データサイエンス、AI等）」と回答した大学が90大学（約12%）、「商学・経済学系（経営・財務等）」と回答した大学が69大学（約9%）であった。

一方、「趣味系（園芸・料理等）」と回答した大学が最も少なく1大学（0.1%）、次いで「家政学系（栄養学・ファッション等）」と回答した大学が6大学（約1%）、「芸術系（音楽・絵画等）」、「スポーツ・実技系」と回答した大学がそれぞれ7大学（約1%）であった。

また、社会人向けの体系的リカレント教育プログラムの受講者数は41,112人であった。



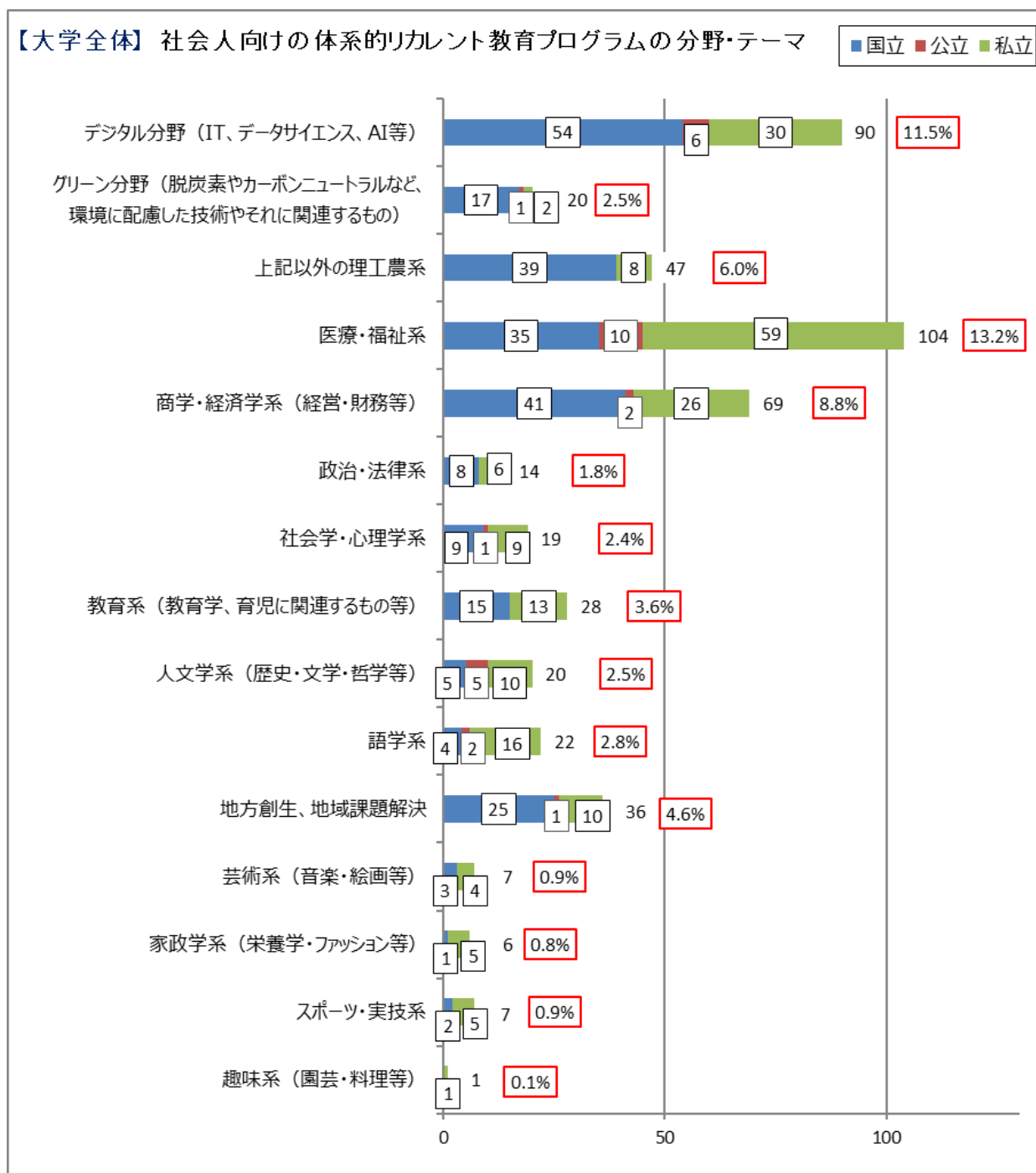
- 社会人向けの体系的リカレント教育プログラムを実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した大学を集計。

（※）履修証明プログラムや単発のワークショップ、公開講座は含まない。

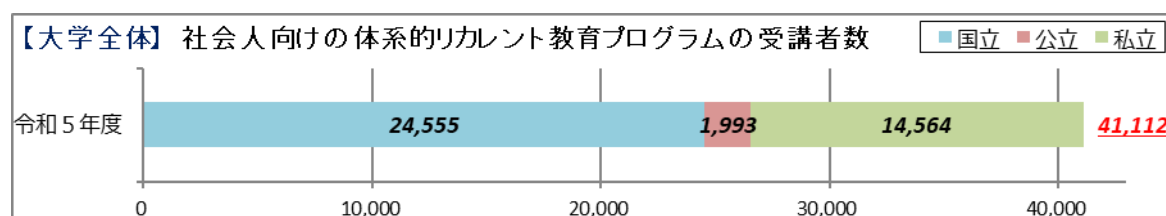
（※）令和5年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和元年度でない。

リカレント教育：

元来はいつでも学び直しができるシステムという広い意味を持つものであるが、本調査では、キャリアチェンジを伴わずに現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること（アップスキリング）や、現在の職務の延長線上では身に付けることが困難な時代のニーズに即した能力・スキルを身に付けること（リ・スキリング）の双方を含むとともに、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しも含む広義の意味で使用している。



- 各項目に回答した大学を集計。



- 社会人向けの体系的リカレント教育プログラムを実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した大学のリカレント教育プログラム受講者数を集計。

（※）令和5年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和元年度でない。

< 5-D 公開講座の実施状況 >

① 公開講座の実施状況

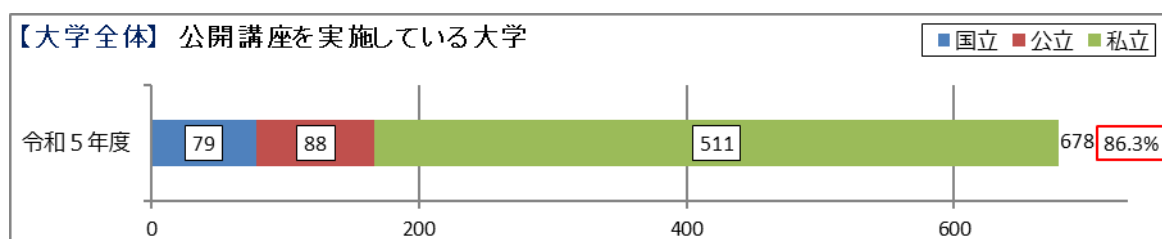
令和5年度において、公開講座を実施していると回答したのは678大学（約86%）であった。

また、公開講座の開講総数は21,501講座であり、開講総数を区分別（1～9、10～29、30～59、60～99、100～）に分類したところ、1～9に該当する大学が最も多く308大学（約39%）、100～に該当する大学が最も少なく34大学（約4%）であった。

また、公開講座の分野・テーマについては、「デジタル分野（IT、データサイエンス、AI等）」と回答した大学が最も多く106大学（約14%）、次いで「社会学・心理学系」と回答した大学が102大学（13%）、「医療・福祉系」と回答した大学が87大学（約11%）であった。

一方、「趣味系（園芸・料理等）」と回答した大学が最も少なく34大学（約4%）、次いで「グリーン分野（脱炭素やカーボンニュートラルなど、環境に配慮した技術やそれに関連するもの）」と回答した大学が43大学（約6%）、「家政学系（栄養学・ファッション等）」と回答した大学が49大学（約6%）であった。

また、公開講座の受講者数は906,725人であった。



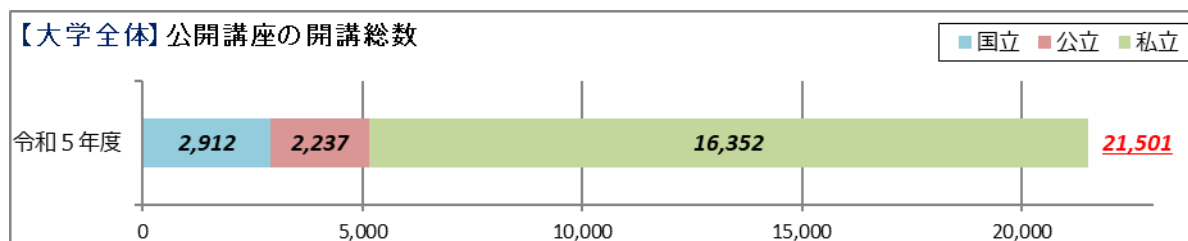
- 公開講座を実施しているかについて、選択肢「開設している」と回答した大学を集計。

（※）履修証明プログラム、社会人向けの体系的リカレント教育プログラム、高大連携事業、教員免許状更新講習は含まない。

（※）令和5年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和元年度でない。

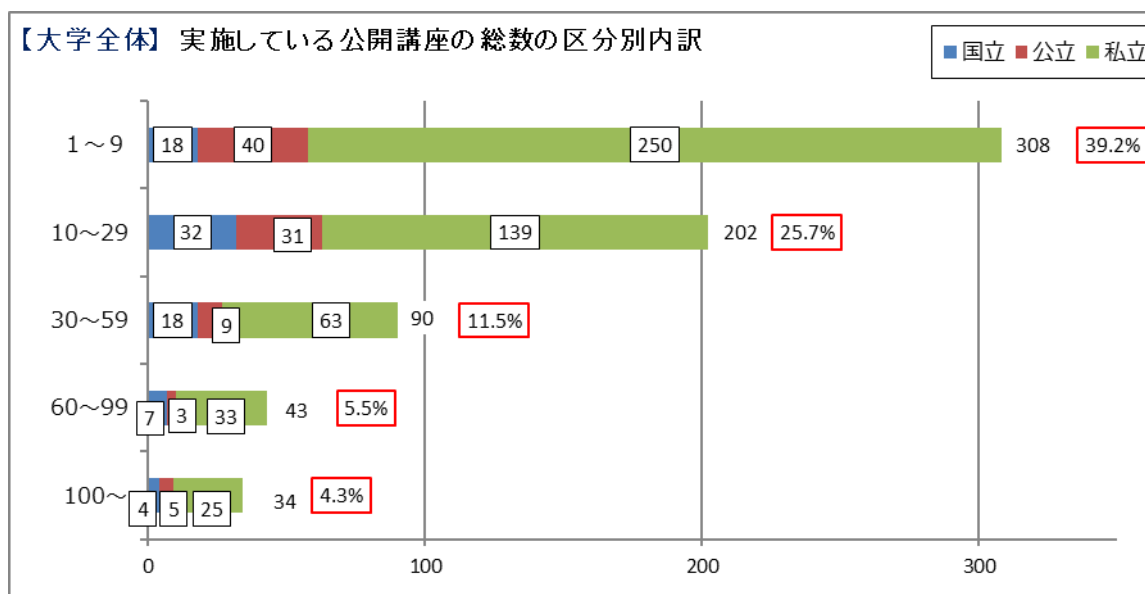
公開講座：

本調査では、正規学生以外の社会人や地域住民等を主な対象として行われる市民教養講座等、正課外で開設され、修了要件も特に設けない講座を指す。



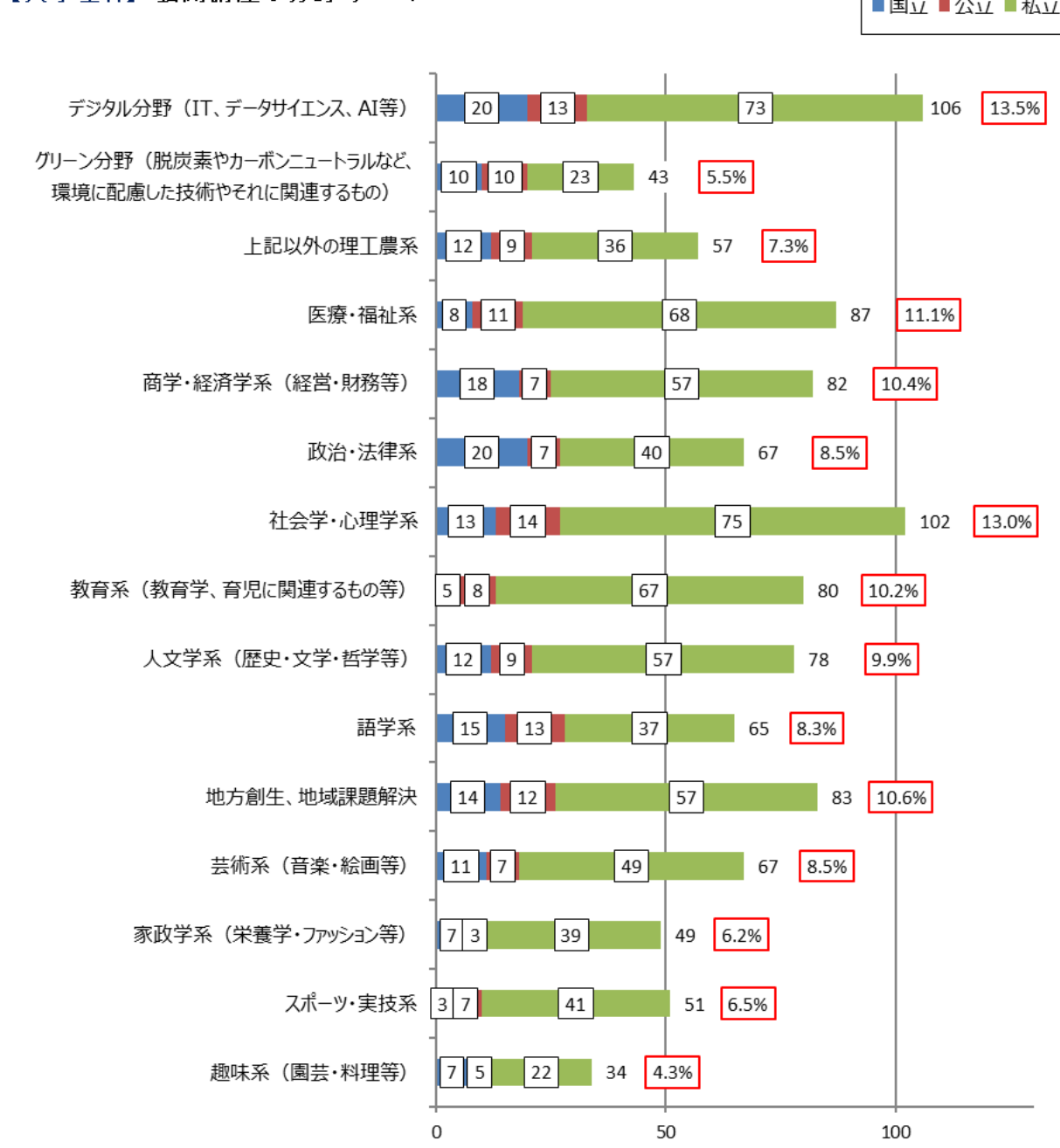
- 公開講座を実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した大学の公開講座の開講数を集計。

（※）令和5年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和元年度でない。



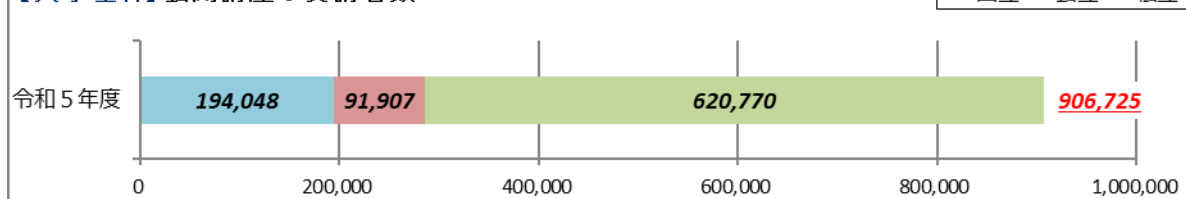
- 公開講座を実施しているかについて、選択肢「開設している」と回答した大学の公開講座の開講数について、区分別（1～9、10～29、30～59、60～99、100～）に集計。

【大学全体】 公開講座の分野・テーマ



- 各項目に回答した大学を集計。

【大学全体】 公開講座の受講者数



- 公開講座を実施しているかについて、選択肢「開設している」と回答した大学の公開講座の受講者数を集計。

（※）令和5年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和元年度でない。

6. 教職員の資質向上等の取組状況

<6-A ファカルティ・ディベロップメントの実施状況>

① ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施

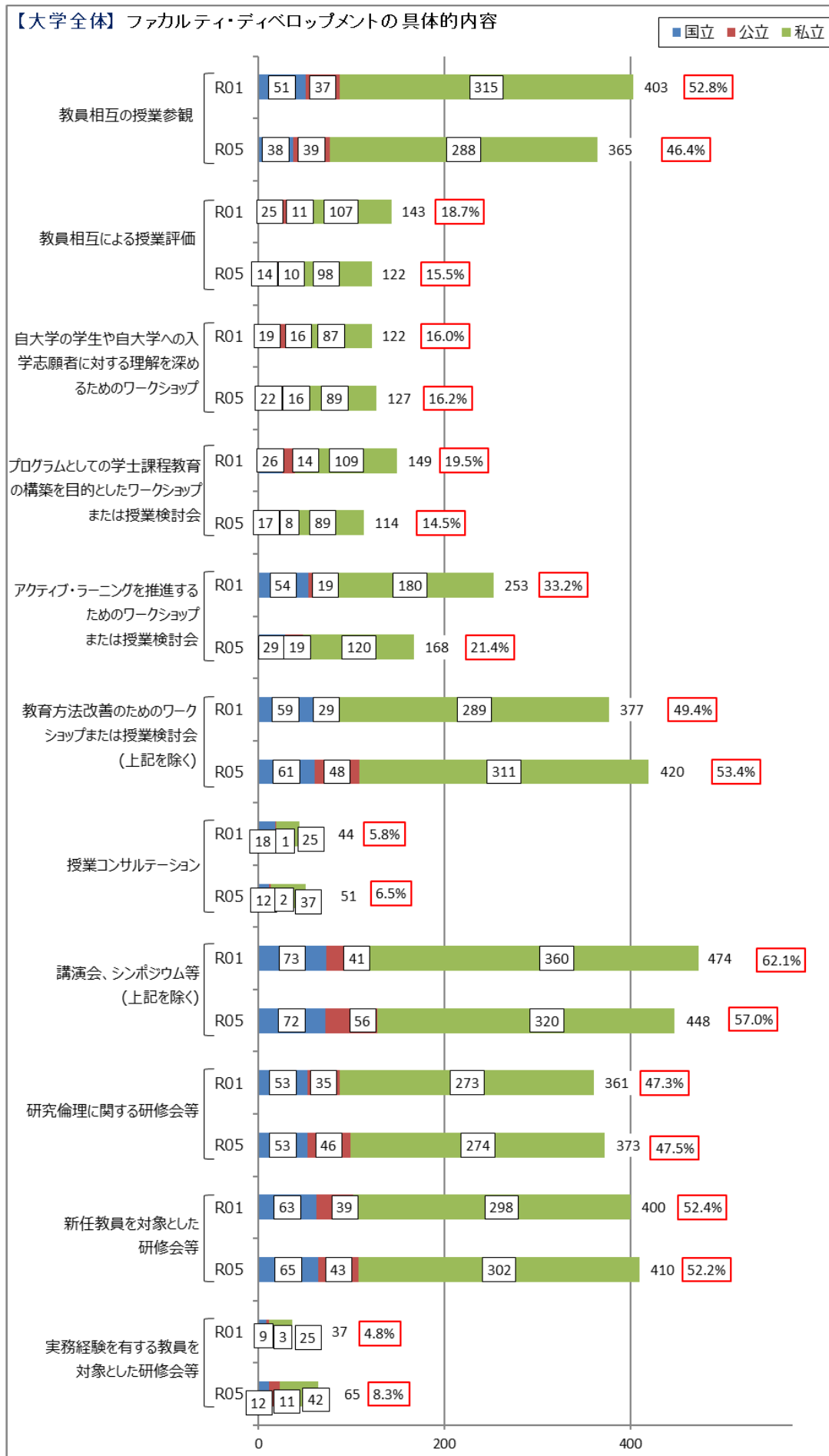
令和元年度では、ファカルティ・ディベロップメントの具体的内容として、「講演会、シンポジウム等」と回答した大学が最も多く 474 大学（約 62%）、次いで「教員相互の授業参観」と回答した大学が 403 大学（約 53%）、「新任教員を対象とした研修会等」と回答した大学が 400 大学（約 52%）であった。

令和5年度では、「講演会、シンポジウム等」と回答した大学が最も多く 448 大学（57%）、次いで「教育方法改善のためのワークショップまたは授業検討会」と回答した大学が 420 大学（約 53%）、「新任教員を対象とした研修会等」と回答した大学が 410 大学（約 52%）であった。

一方、令和元年度では、「実務経験を有する教員を対象とした研修会等」と回答した大学が最も少なく 37 大学（約 5%）、次いで「授業コンサルティング」と回答した大学が 44 大学（約 6%）、「自大学の学生や自大学への入学志願者に対する理解を深めるためのワークショップ」と回答した大学が 122 大学（16%）であった。

令和5年度では、「授業コンサルティング」と回答した大学が最も少なく 51 大学（約 7%）、次いで「実務経験を有する教員を対象とした研修会等」と回答した大学が 65 大学（約 8%）、「プログラムとしての学士課程教育の構築を目的としたワークショップまたは授業検討会」と回答した大学が 114 大学（約 15%）であった。

【大学全体】ファカルティ・ディベロップメントの具体的内容



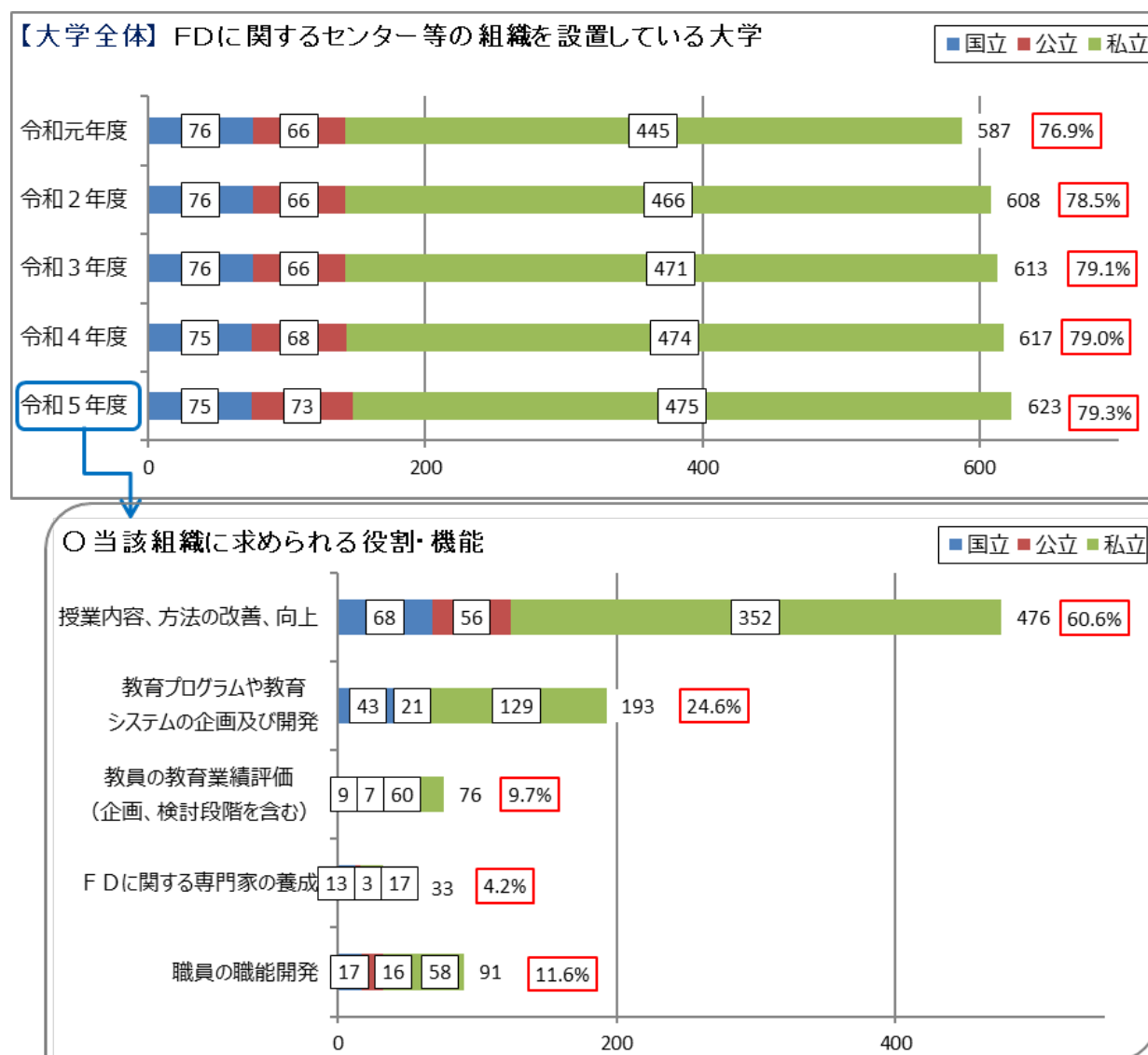
- 各項目に回答した大学を集計。

<6-A ファカルティ・ディベロップメントの実施状況>

② FDに関するセンター等の設置

令和元年度において、FDに関するセンター等の組織を設置しているとは回答したのは587大学（約77%）、令和5年度では、623大学（約79%）であった。

また、当該組織に求められる役割・機能として、「授業内容、方法の改善、向上」と回答した大学が最も多く476大学（約61%）、「FDに関する専門家の養成」と回答した大学が最も少なく33大学（約4%）であった。



- FDに関するセンター等の組織を設置しているかについて、選択肢「学内にセンター等（学内組織を含む）を設置している」「他大学と共同でセンター等を設置している」「（上記選択肢）以外の形で設置している」のいずれかに回答した大学を集計。

また、これらの選択肢に回答した大学において、当該組織に求められる役割・機能として、各項目に回答した大学を集計。

<6-A ファカルティ・ディベロップメントの実施状況>

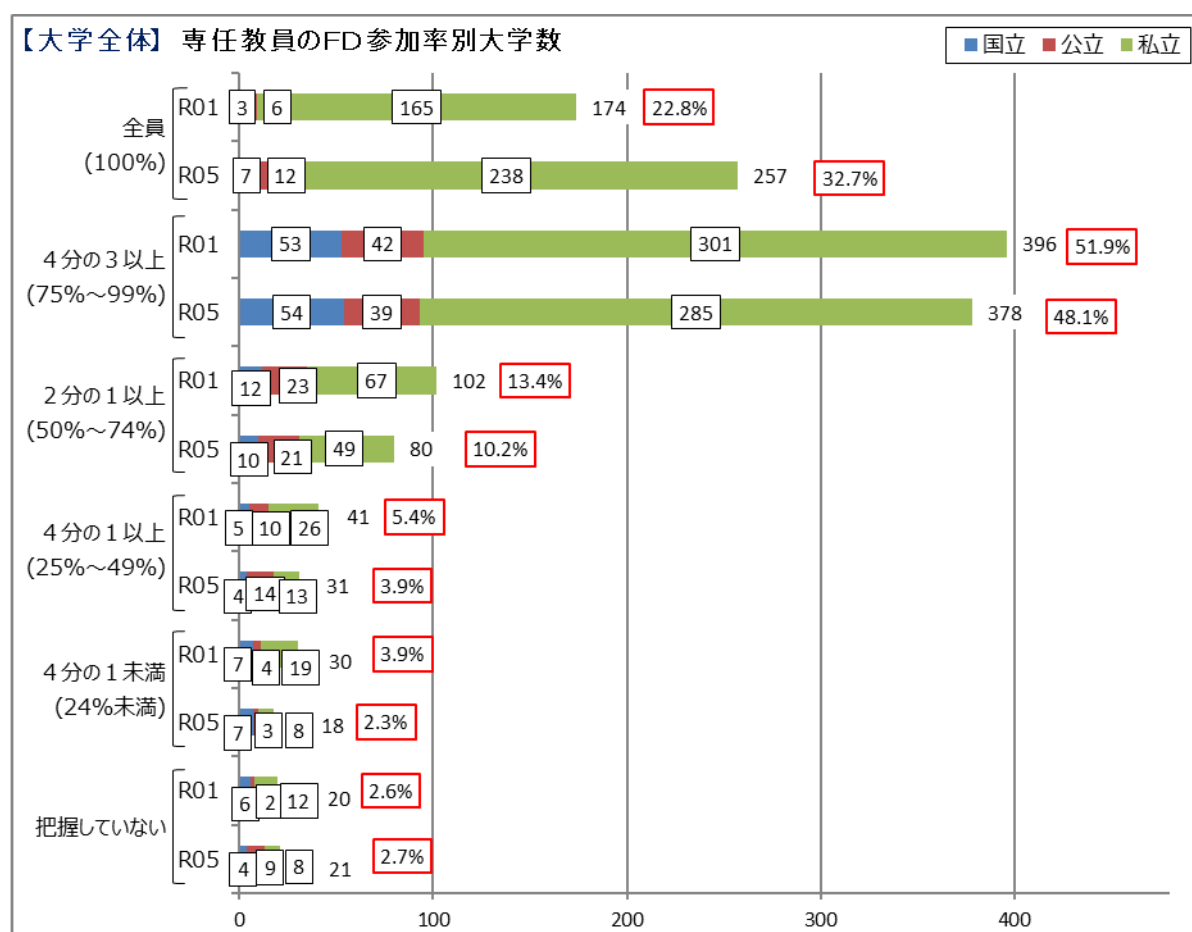
③ FDへの専任教員の参加状況

令和元年度では、専任教員のFD参加率について、「4分の3以上（75%～99%）」と回答した大学が最も多く 396 大学（約 52%）、次いで「全員（100%）」と回答した大学が 174 大学（約 23%）であった。

令和5年度も同様に、「4分の3以上（75%～99%）」と回答した大学が最も多く 378 大学（約 48%）、次いで「全員（100%）」と回答した大学が 257 大学（約 33%）であった。

一方、令和元年度では、「把握していない」と回答した大学が最も少なく 20 大学（約 3%）、次いで「4分の1未満（24%未満）」と回答した大学が 30 大学（約 4%）であった。

令和5年度では、「4分の1未満（24%未満）」と回答した大学が最も少なく 18 大学（約 2%）、次いで「把握していない」と回答した大学が 21 大学（約 3%）であった。



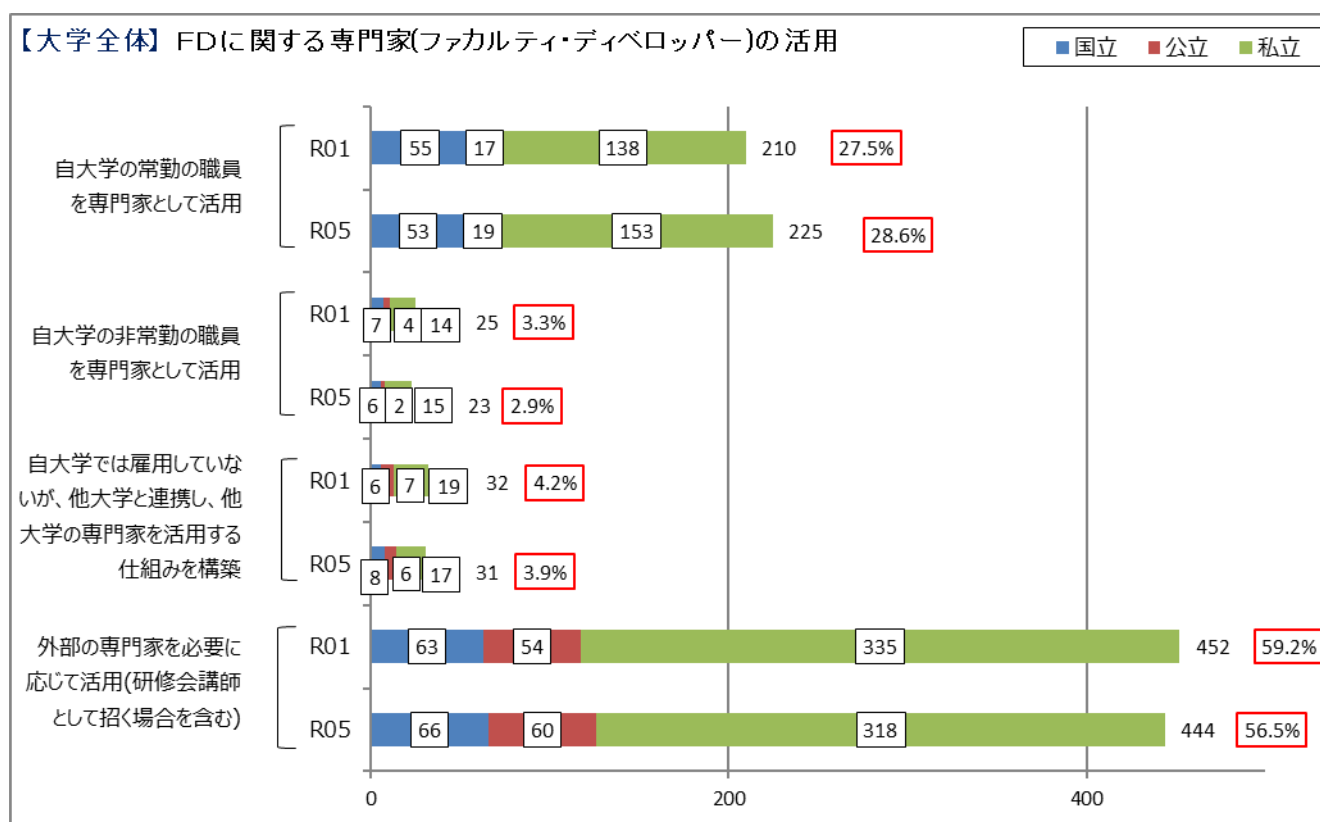
- 各項目に回答した大学を集計。

< 6－A ファカルティ・ディベロップメントの実施状況 >

④ F Dに関する専門家の活用

令和元年度では、F Dに関する専門家（ファカルティ・ディベロッパー）の活用として、「外部の専門家を必要に応じて活用（研修会講師として招く場合を含む）」と回答した大学が最も多く 452 大学（約 59％）、「自大学の非常勤の職員を専門家として活用」と回答した大学が最も少なく 25 大学（約 3％）であった。

令和5年度も同様に、「外部の専門家を必要に応じて活用（研修会講師として招く場合を含む）」と回答した大学が最も多く 444 大学（約 57％）、「自大学の非常勤の職員を専門家として活用」と回答した大学が最も少なく 23 大学（約 3％）であった。

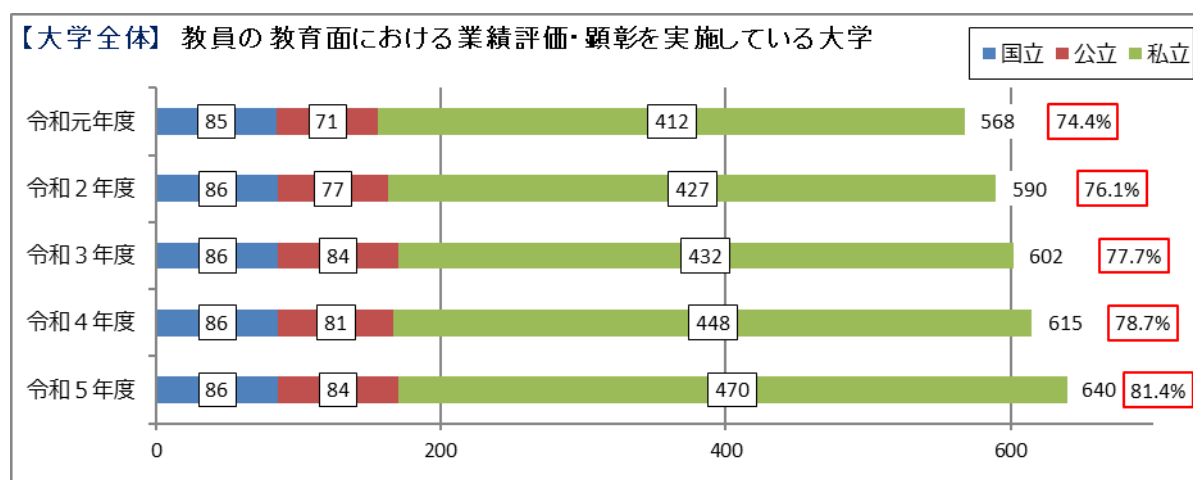


- 各項目に回答した大学を集計。

< 6－B 教員の教育面における評価のための工夫等 >

① 教員の教育面における業績評価や顕彰の実施

令和元年度において、教員の教育面における業績評価・顕彰を実施していると回答したのは 568 大学（約 74%）、令和 5 年度では 640 大学（約 81%）であった。

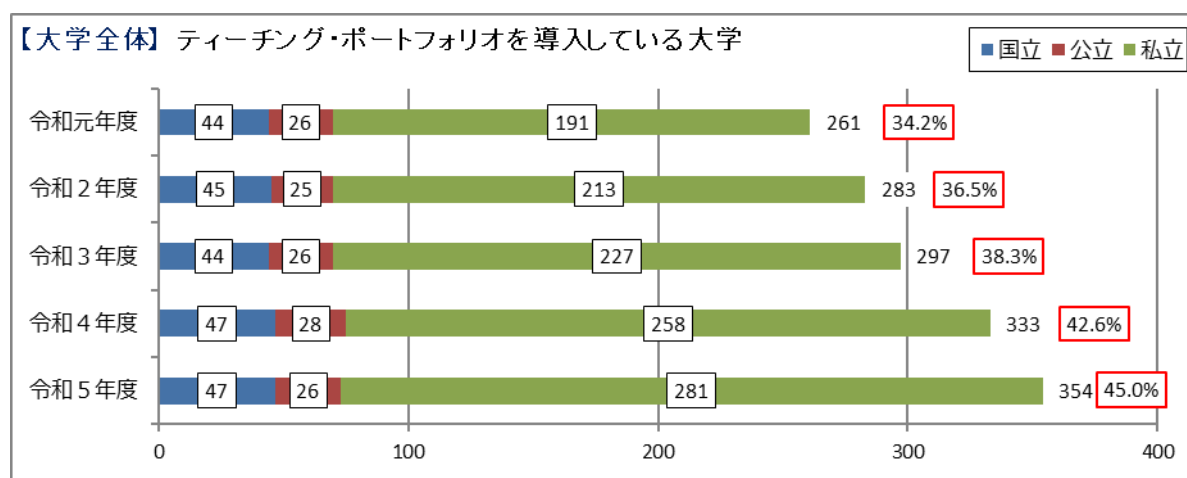


- 教員の教育面における業績評価又は顕彰において「全ての教員を対象とする取組」「一部の教員を対象とする取組」のいずれかに回答した大学を集計。

< 6－B 教員の教育面における評価のための工夫等 >

② ティーチング・ポートフォリオの導入

令和元年度において、ティーチング・ポートフォリオを導入しているとは回答したのは 261 大学（約 34%）、令和 5 年度では 354 大学（45%）であった。



- ティーチング・ポートフォリオの導入を行っているかについて、選択肢「全ての教員を対象に導入している」「一部の教員を対象に導入している」のいずれかに回答した大学を集計。

ティーチング・ポートフォリオ：

大学等の教員が自分の授業や指導において投じた教育努力の少なくとも一部を、目に見える形で自分及び第三者に伝えるために効率的・効果的に記録に残そうとする「教育業績ファイル」、もしくはそれを作成するに於ける技術や概念及び、場合によっては運動を意味するもの。ティーチング・ポートフォリオの導入により、①将来の授業の向上と改善、②証拠の提示による教育活動の正当な評価、③優れた熱心な指導の共有等の効果が認められる。

<6-C ハラスメントの防止>

① ハラスメント等防止のための取組

平成 28 年度において、ハラスメント等防止の取組を実施していると回答したのは 758 大学 (100%)、令和 5 年度では 785 大学とほぼ全ての大学であった。

また、令和 2 年度では、ハラスメントに関する窓口・機関の設置として、「学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置」と回答した大学が最も多く 769 大学 (約 99%)、「常設の機関は置いていないが学内で設置が必要と認めた場合に調査委員会等を設置」と回答した大学が最も少なく 345 大学 (約 45%) であった。

令和 5 年度も同様に、「学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置」と回答した大学が最も多く 780 大学 (約 99%)、「常設の機関は置いていないが、学内で設置が必要と認めた場合に調査委員会等を設置」と回答した大学が最も少なく 367 大学 (約 47%) であった。

令和 2 年度では、学外機関を活用した窓口の設置として、「学内の全ての学生及び教職員が相談できる学外機関を活用した窓口を設置」と回答した大学が最も多く 167 大学 (約 22%)、「学外の NPO 法人と契約し、相談窓口を設置」と回答した大学が最も少なく 3 大学 (0.4%) であった。

令和 5 年度も同様に、「学内の全ての学生及び教職員が相談できる学外機関を活用した窓口を設置」と回答した大学が最も多く 222 大学 (約 28%)、「学外の NPO 法人と契約し、相談窓口を設置」と回答した大学が最も少なく 7 大学 (約 1%) であった。

また、令和 2 年度では、学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組として、「学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組を実施している」と回答した大学が最も多く 350 大学 (約 45%)、「医療、心理、福祉、法律等に関する専門家を調査・対策機関の委員に加えるようにしている」と回答した大学が最も少なく 95 大学 (約 12%) であった。

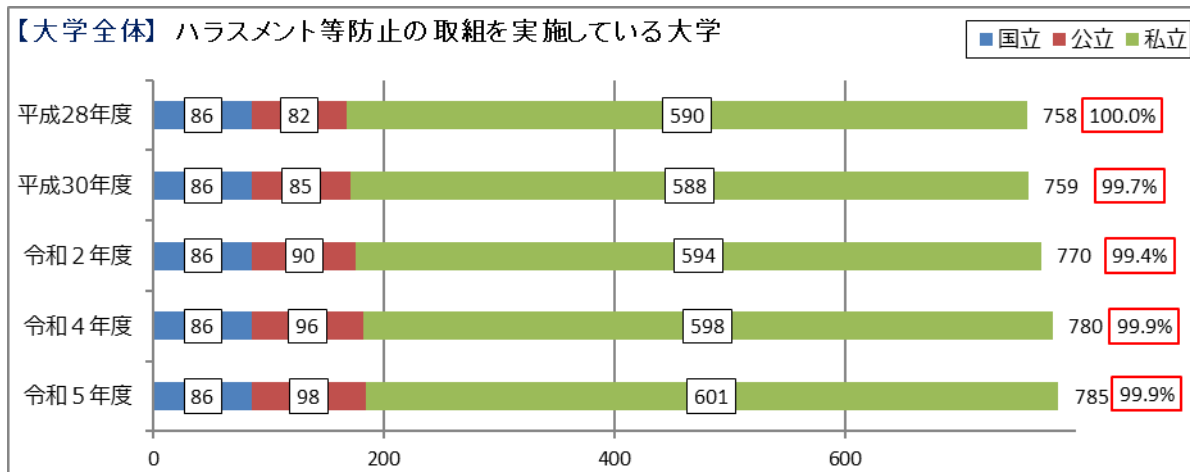
令和 5 年度も同様に、「学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組を実施している」と回答した大学が最も多く 432 大学 (55%)、「医療、心理、福祉、法律等に関する専門家を調査・対策機関の委員に加えるようにしている」と回答した大学が最も少なく 122 大学 (約 16%) であった。

また、令和 4 年度では、ハラスメント防止のための普及・啓発活動や事案発生時の対応周知等の取組として、「ハラスメント防止に関する方針等の策定・明示」と回答した大学が最も多く 744 大学 (約 95%)、次いで「ハラスメントを行った者への対処方針 (懲戒規程等) の策定・明示」と回答した大学が 558 大学 (約 71%) であった。

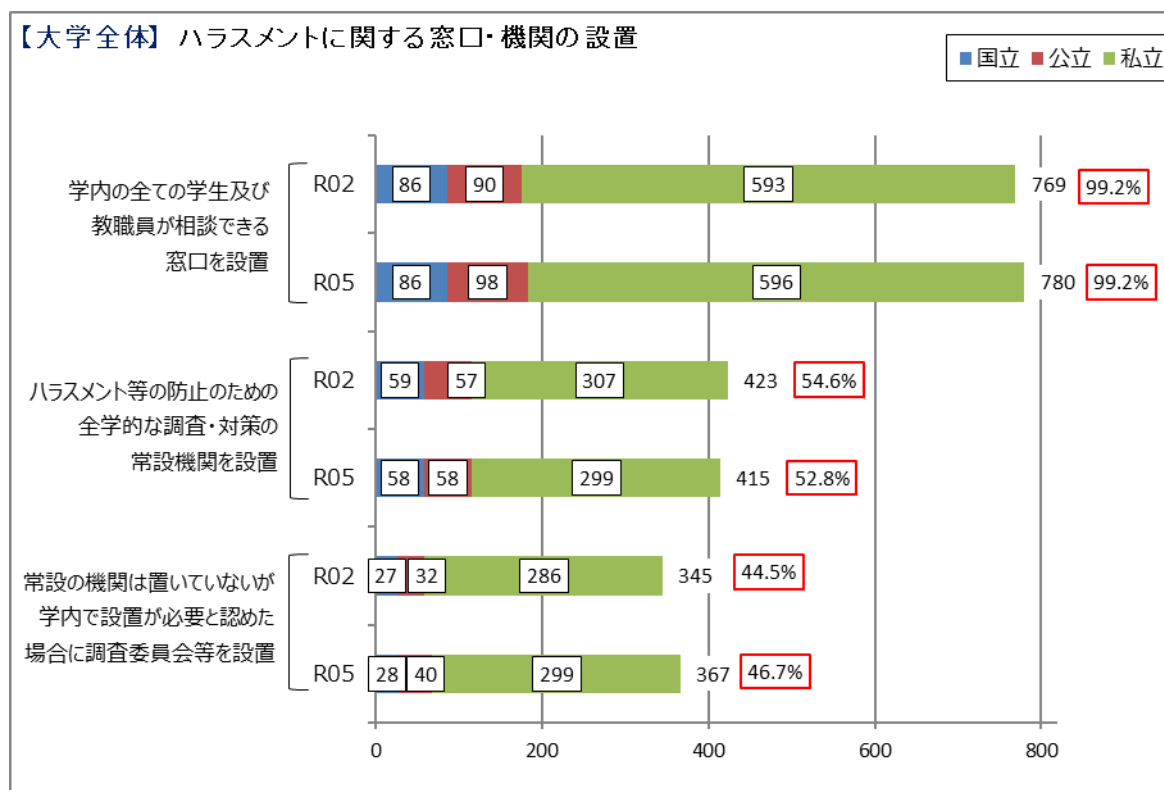
令和 5 年度も同様に、「ハラスメント防止に関する方針等の策定・明示」と回答した大学が最も多く 767 大学 (約 98%)、次いで「ハラスメントを行った者への対処方針 (懲戒規程等) の策定・明示」と回答した大学が 600 大学 (約 76%) であった。

一方、令和 4 年度では、「学生への実態調査」と回答した大学が最も少なく 96 大学 (約 12%)、次いで「教職員への実態調査」と回答した大学が 98 大学 (約 13%) であった。

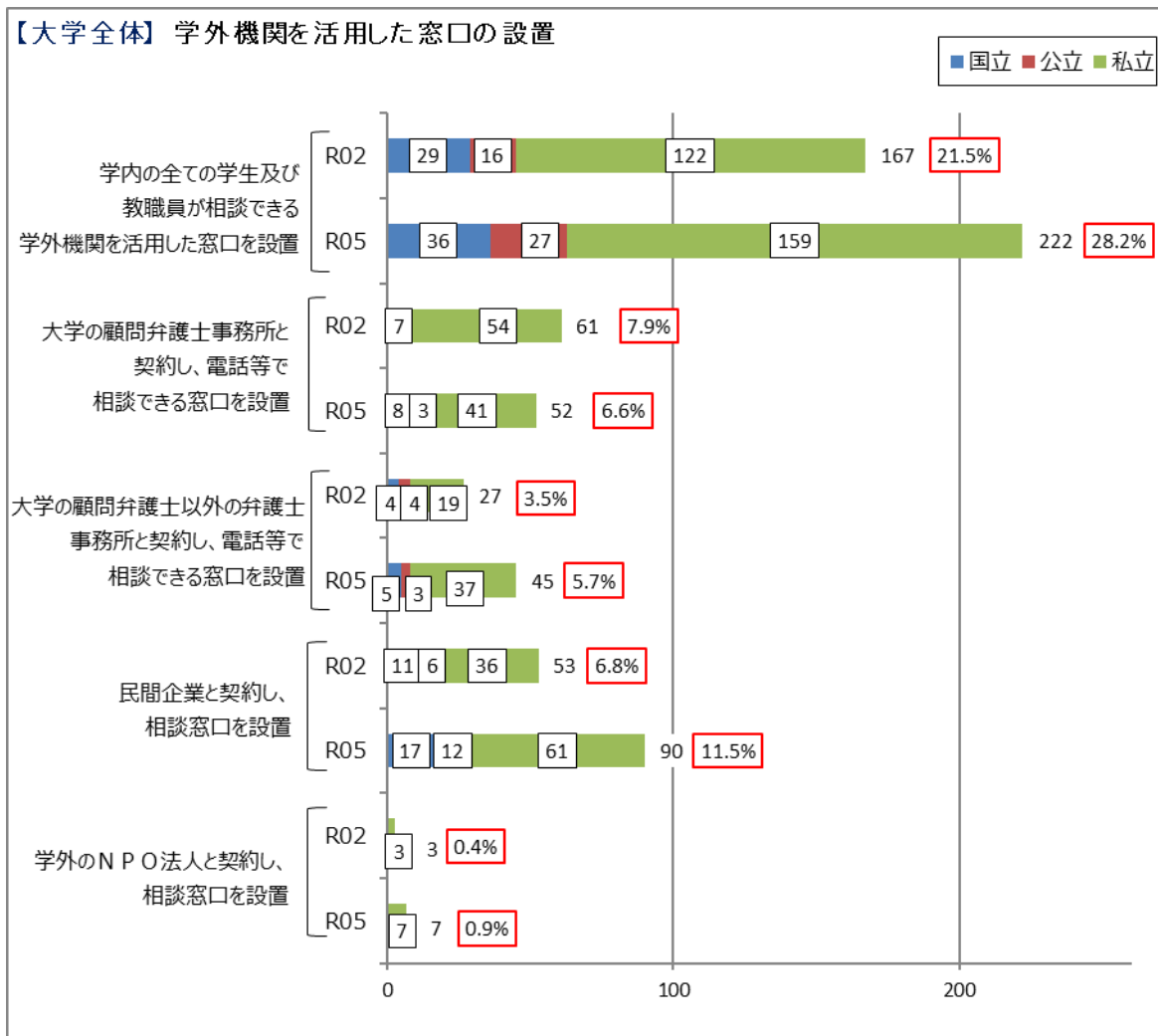
令和 5 年度では、「教職員への実態調査」と回答した大学が最も少なく 100 大学 (約 13%)、次いで「学生への実態調査」と回答した大学が 109 大学 (約 14%) であった。



- ハラスメント等の防止の取組を実施しているかについて、選択肢「実施している」と回答した大学を集計。
 (※) ここでいう「ハラスメント」には、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を含む。
 (※) 令和4年度までは隔年の調査項目であったため、平成29年度、令和元年度、令和3年度は調査をしていない。そのため、当該グラフの起点は令和元年度でない。



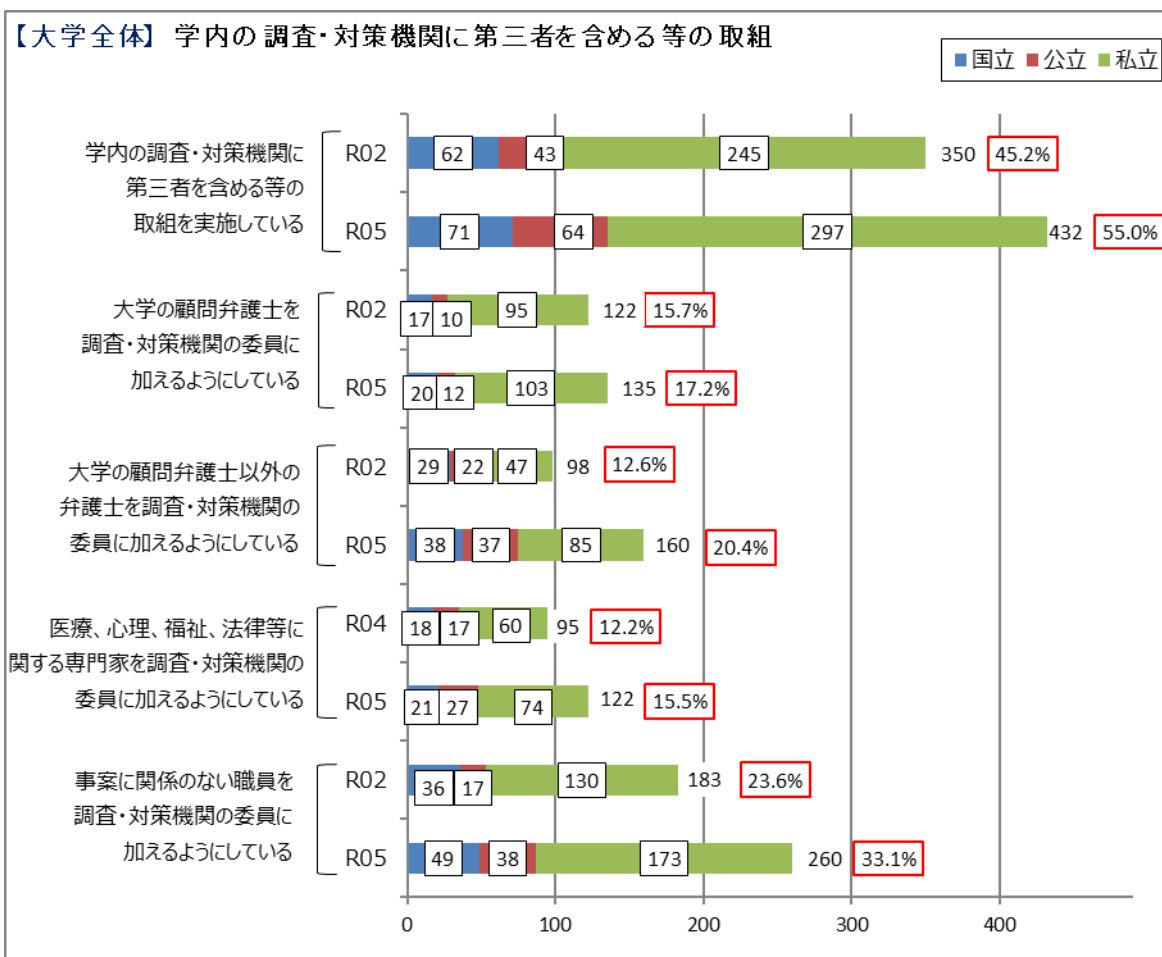
- ハラスメントに関し、学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置しているかについて、選択肢「設置している」と回答した大学を集計。
 さらに、ハラスメント防止のための全学的な調査・対策機関の設置について、各項目に回答した大学を集計。
 (※) 令和4年度までは隔年の調査項目であったため、平成29年度、令和元年度、令和3年度は調査をしていない。そのため、当該グラフの起点は令和元年度でない。



- ハラスメントに関し、学内の全ての学生及び教職員が相談できる学外の機関を活用した窓口を設置しているかについて、選択肢「設けている」と回答した大学を集計。

さらに、学外の機関を活用した窓口の具体的な取組について、各項目に回答した大学を集計。

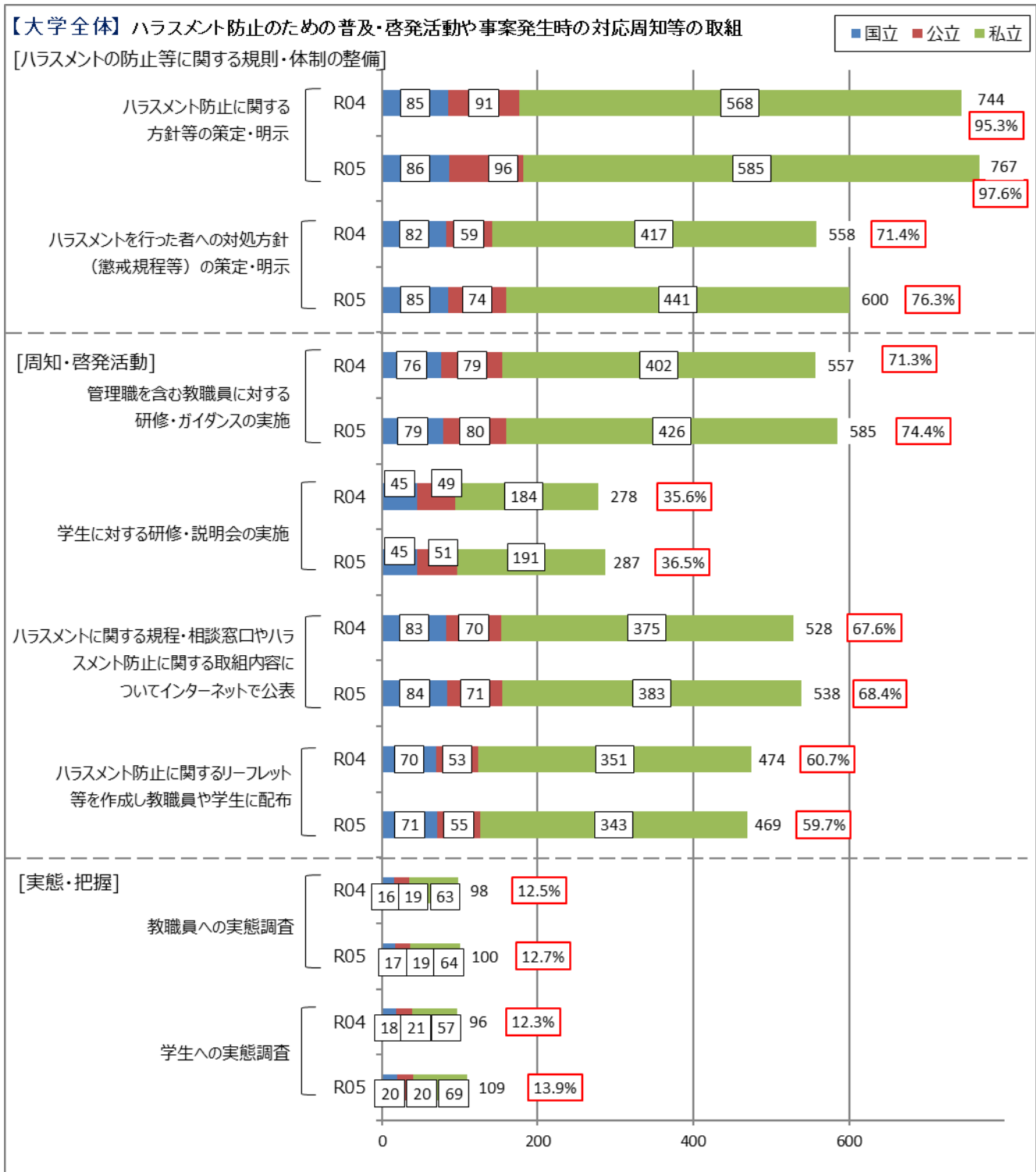
(※) 令和4年度までは隔年の調査項目であったため、平成29年度、令和元年度、令和3年度は調査をしていない。そのため、当該グラフの起点は令和元年度でない。



- 学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組を実施しているかについて、選択肢「取り組んでいる」と回答した大学を集計。

さらに、学内の調査・対策機関に第三者を含める等の具体的な取組について、各項目に回答した大学を集計。

(※) 令和4年度までは隔年の調査項目であったため、平成29年度、令和元年度、令和3年度は調査をしていない。そのため、当該グラフの起点は令和元年度でない。



- 各項目に回答した大学を集計。

(※) 令和4年度までは隔年の調査項目であったため、平成29年度、令和元年度、令和3年度は調査をしていない。そのため、当該グラフの起点は令和元年度でない。

また、令和4年度において当該調査項目の内容の一部を変更したため、当該グラフの起点を令和4年度としている。

7. 組織運営の活性化

<7-A 教員等の採用状況>

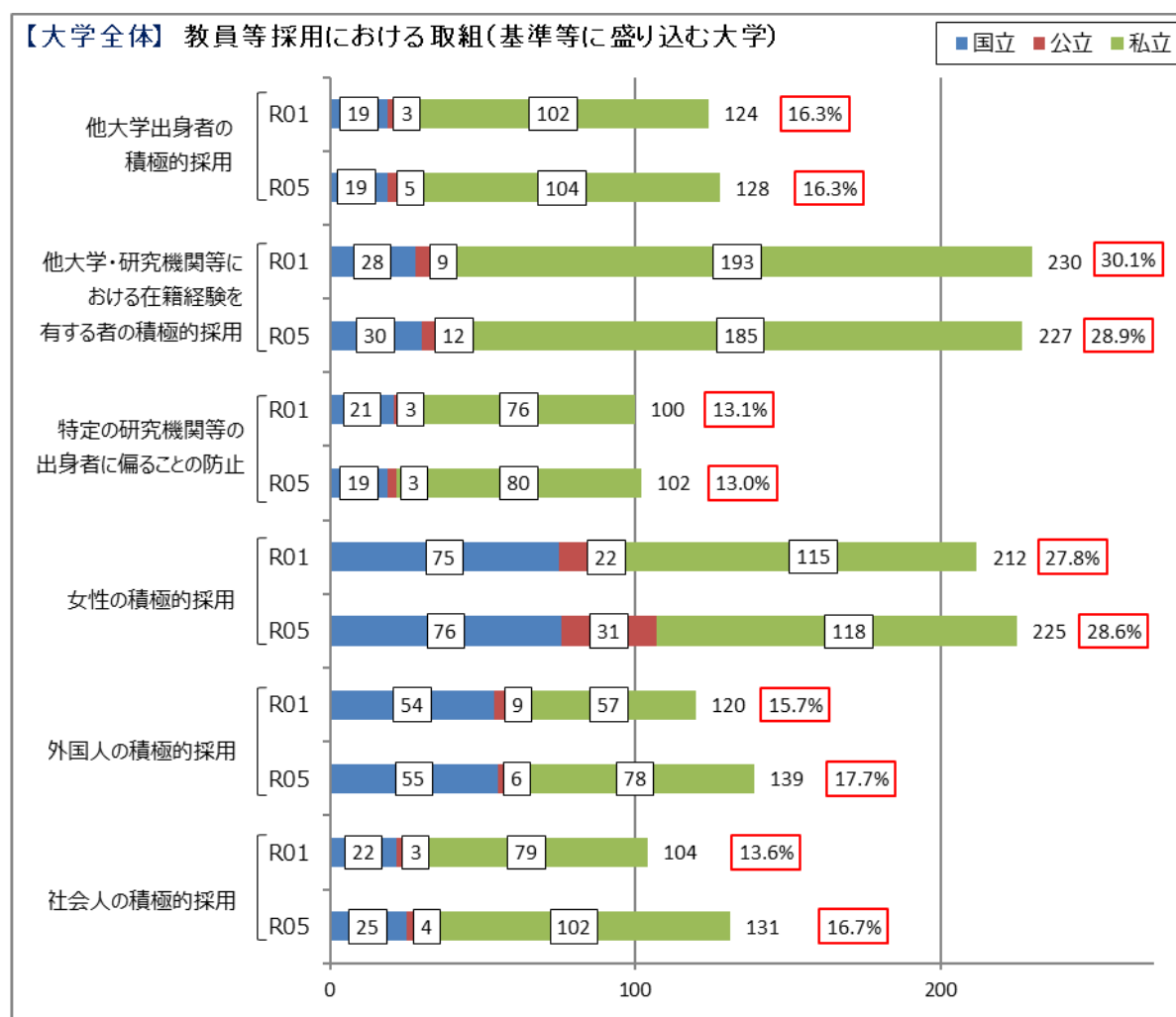
① 教員等採用における取組

令和元年度では、教員等の採用における取組として、「他大学・研究機関等における在籍経験を有する者の積極的採用」と回答した大学が最も多く 230 大学（約 30%）、次いで「女性の積極的採用」と回答した大学が 212 大学（約 28%）であった。

令和5年度も同様に、「他大学・研究機関等における在籍経験を有する者の積極的採用」と回答した大学が最も多く 227 大学（約 29%）、次いで「女性の積極的採用」と回答した大学が 225 大学（約 29%）であった。

一方、令和元年度では、「特定の研究機関等の出身者に偏ることの防止」と回答した大学が最も少なく 100 大学（約 13%）、次いで「社会人の積極的採用」と回答した大学が 104 大学（約 14%）であった。

令和5年度では、「特定の研究機関等の出身者に偏ることの防止」と回答した大学が最も少なく 102 大学（13%）、次いで「他大学出身者の積極的採用」と回答した大学が 128 大学（約 16%）であった。

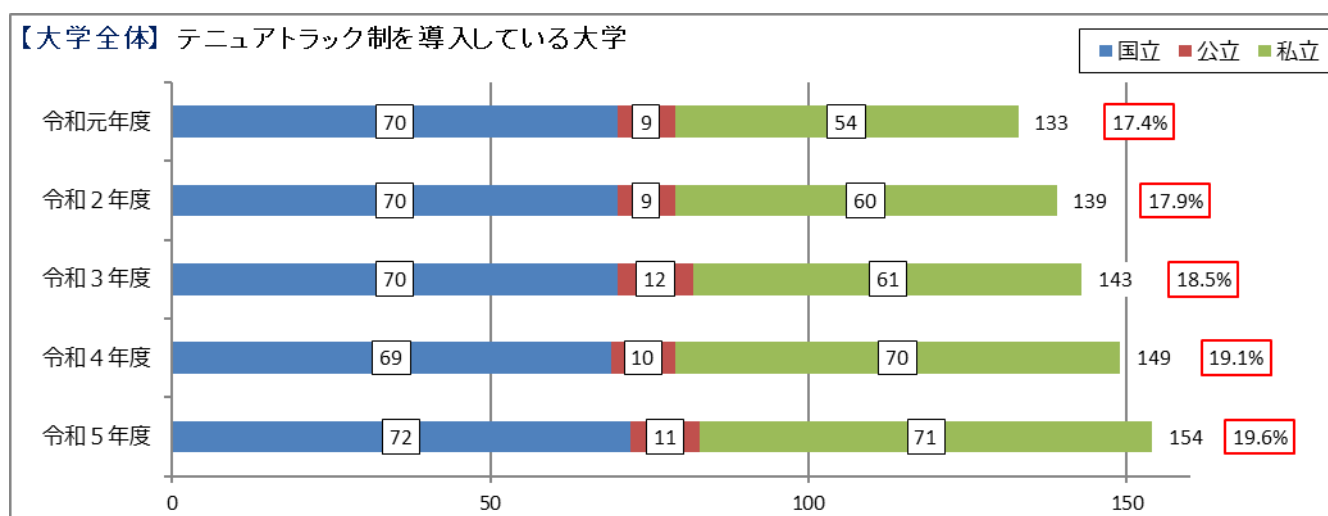


- 各項目に回答した大学を集計。

<7-A 教員等の採用状況>

② テニユアトラック制の導入

令和元年度において、テニユアトラック制を導入しているとは回答したのは133大学（約17%）、令和5年度では154大学（約20%）であった。



- テニユアトラック制の導入をしているかについて、選択肢「全学的に導入している」「一部の学部、研究科等で導入している」のいずれかに回答した大学を集計。

テニユアトラック制：

公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が、審査を経てより安定的な職を得る前に任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組みを指す。

< 7-B 教員等の任期制等の実施状況 >

① 任期を付して任用している教員等がいる大学

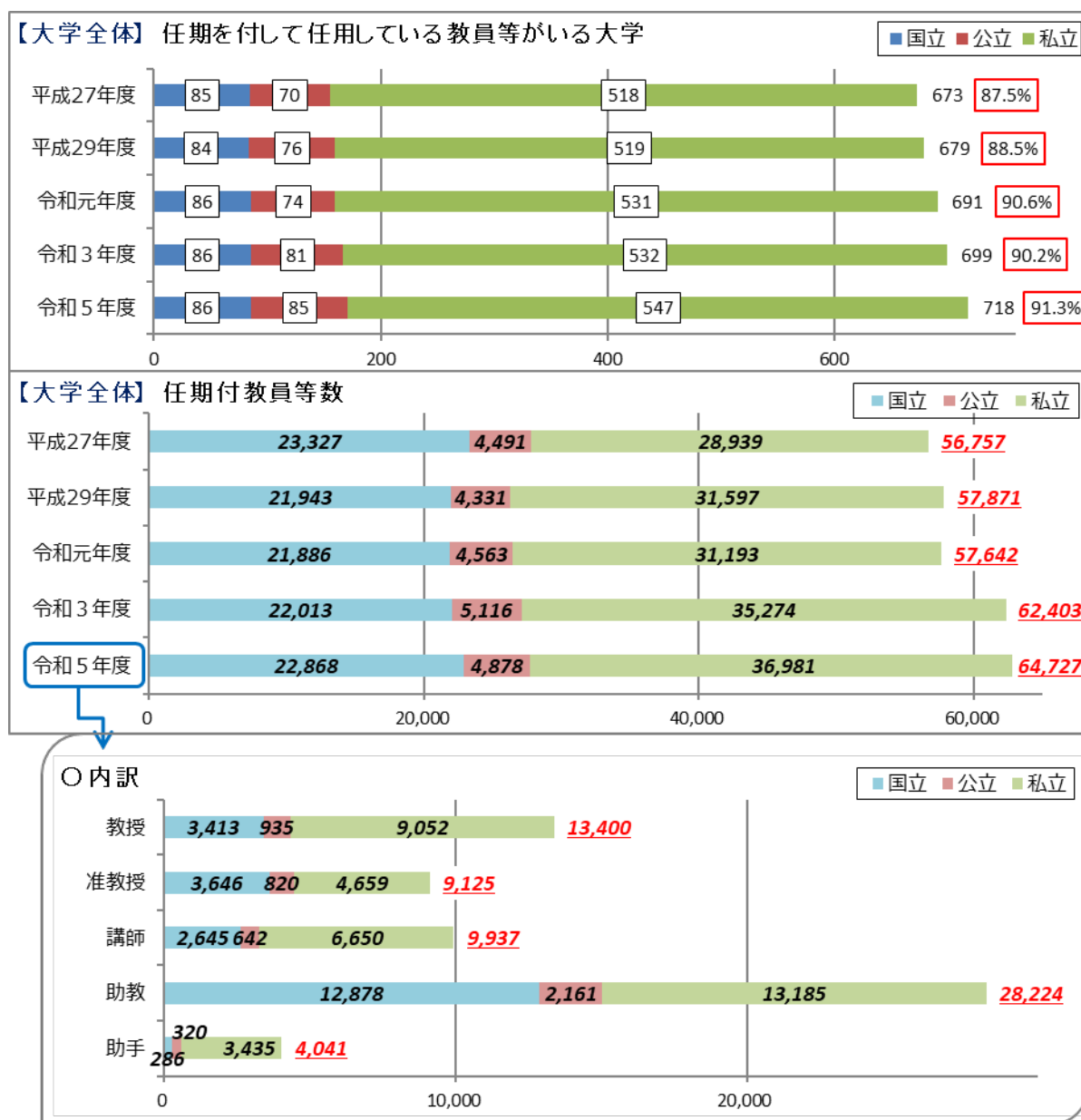
平成 27 年度において、任期を付して任用している教員等がいると回答したのは 673 大学（約 88%）、令和 5 年度では 718 大学（約 91%）であった。

また、平成 27 年度の任期付教員等数は 56,757 人、令和 5 年度は 64,727 人であった。

任期付教員等数の内訳は「助教」が最も多く 28,224 人、「助手」が最も少なく 4,041 人であった。

平成 27 年度の再任可能な任期付教員等数は 45,407 人、令和 5 年度は 52,151 人であった。

再任可能な任期付教員等数の内訳は、「助教」が最も多く 21,386 人、「助手」が最も少なく 3,159 人であった。

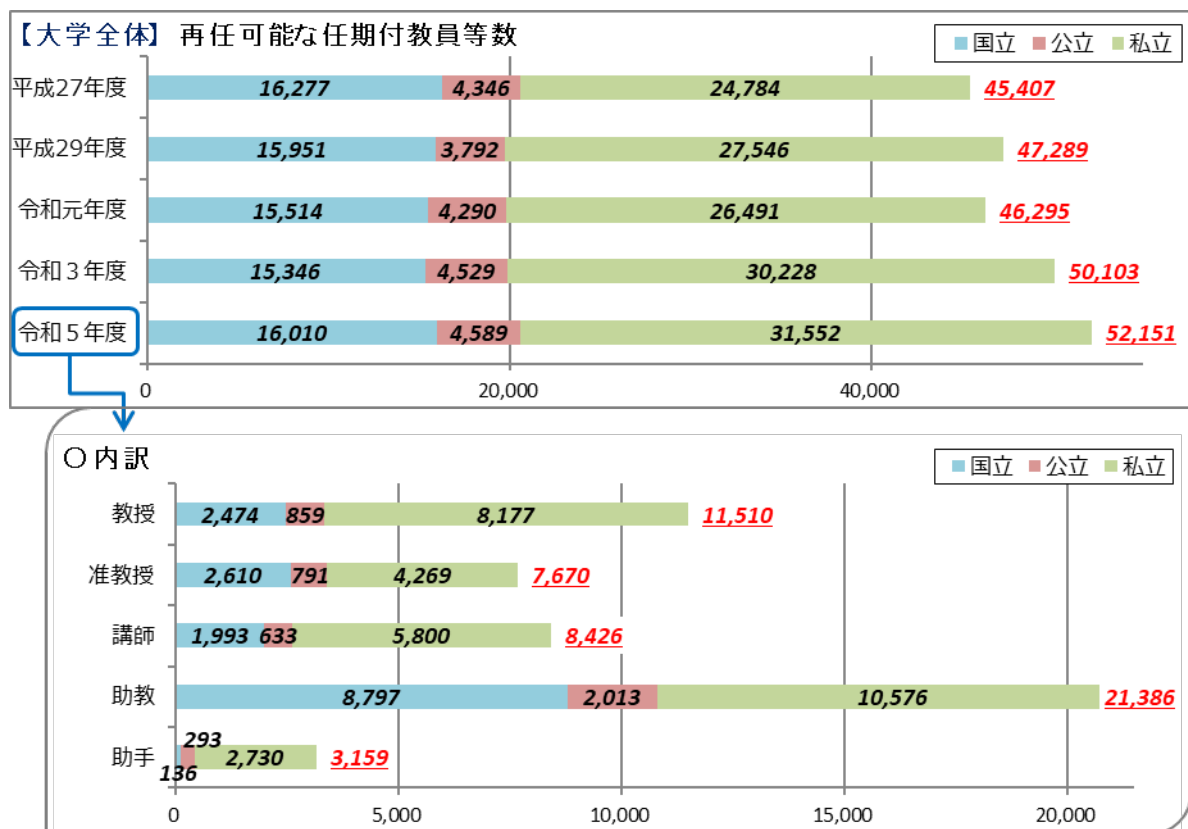


- 任期を付して任用している教員数および、その教員数が 1 名以上の大学を集計。

さらに、任期を付して任用している教員数を職種別に集計。

（※）隔年の調査項目であることから、直近 5 回分の回答を掲載。そのため、当該グラフの

起点は令和元年度でない。（平成 28 年度、平成 30 年度、令和 2 年度、令和 4 年度は調査をしていない）



- 任期を付して任用している教員のうち、再任可能な任期制を適用している教員数を集計。

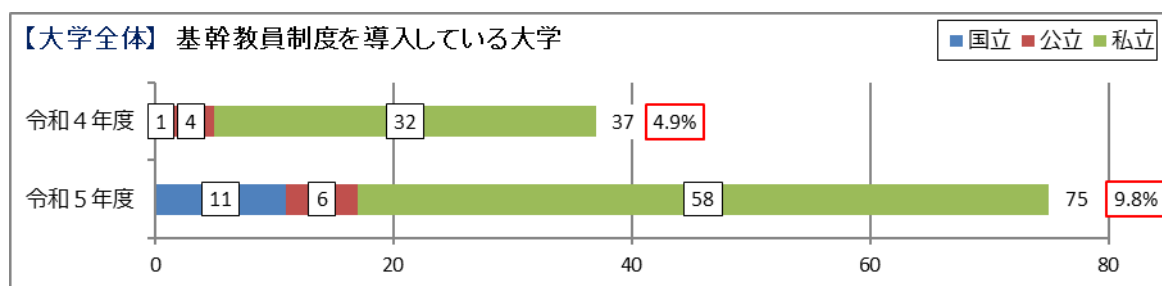
さらに、再任可能な任期制を適用している教員数を職種別に集計。

(※) 隔年の調査項目であることから、直近5回分の回答を掲載。そのため、当該グラフの起点は令和元年度でない。(平成28年度、平成30年度、令和2年度、令和4年度は調査をしていない)

< 7 - C 基幹教員制度の導入状況 >

① 基幹教員制度の導入状況

令和4年度において、基幹教員制度を導入していると回答したのは37大学（約5%）、令和5年度では75大学（約10%）であった。



- 基幹教員制度を導入しているかについて、選択肢「導入している」と回答した大学を集計。
 - (※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
 - (※) 令和4年度から新設した調査項目であるため、当該グラフの起点は令和元年度でない。

<7-D IRに関する取組>

① 全学的なIRを担当する部署の設置

令和元年度では、全学的なIRを専門で担当する部署の設置状況について、「専門の担当部署を設けている」と回答した大学が最も多く 342 大学（約 45%）であった。

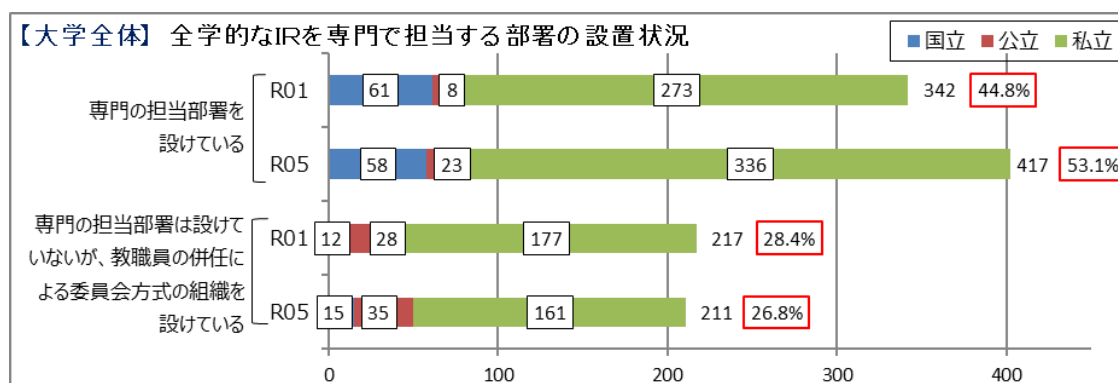
令和5年度も同様に、「専門の担当部署を設けている」と回答した大学が最も多く 417 大学（約 53%）であった。

また、令和元年度において、IRを専門で担当する部署に、専任の教員を置いていると回答したのは 108 大学（約 14%）、令和5年度では 155 大学（約 20%）であった。

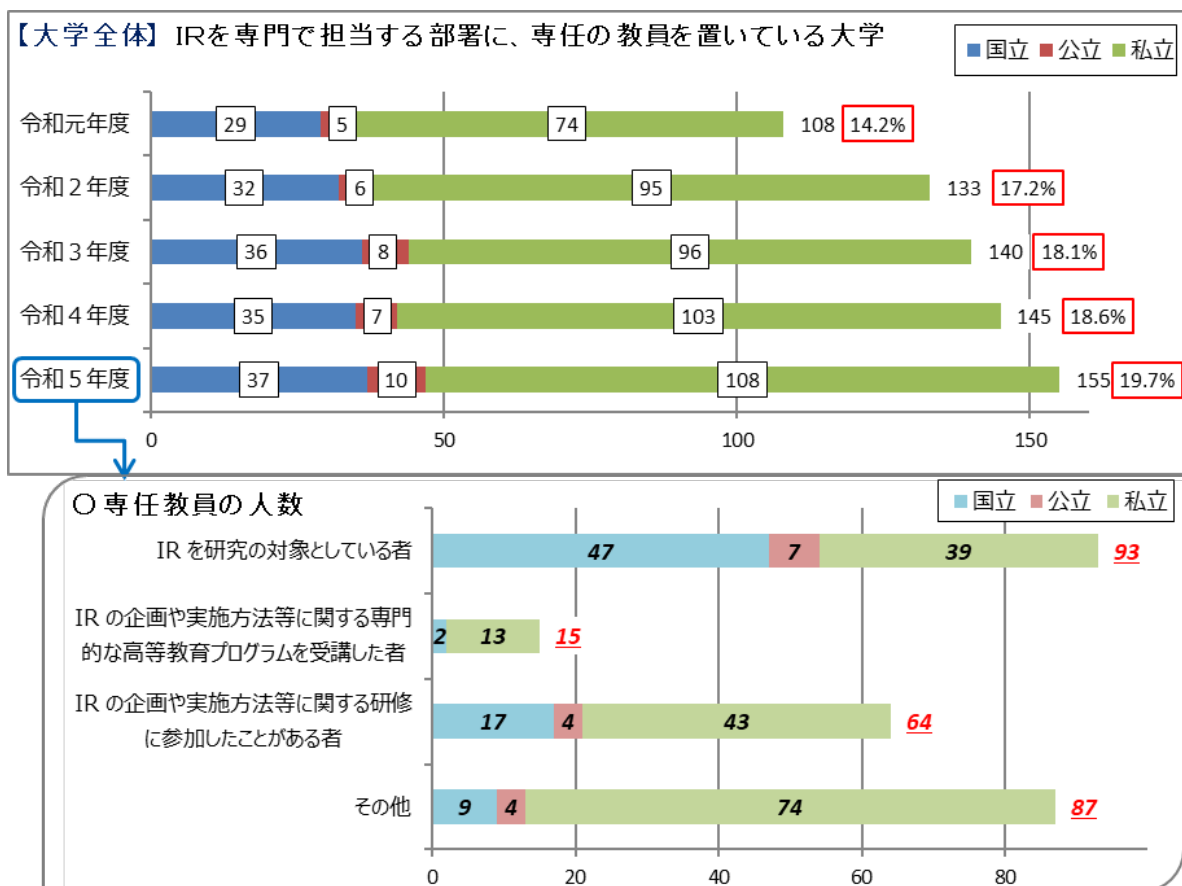
専任教員の人数の属性については、「IRを研究の対象としている者」が最も多く 93 人、「IRの企画や実施方法等に関する専門的な高等教育プログラムを受講した者」が最も少なく 15 名であった。

また、令和元年度において、IRを専門で担当する部署に、専任の職員を置いていると回答したのは 250 大学（約 33%）、令和5年度では 295 大学（約 38%）であった。

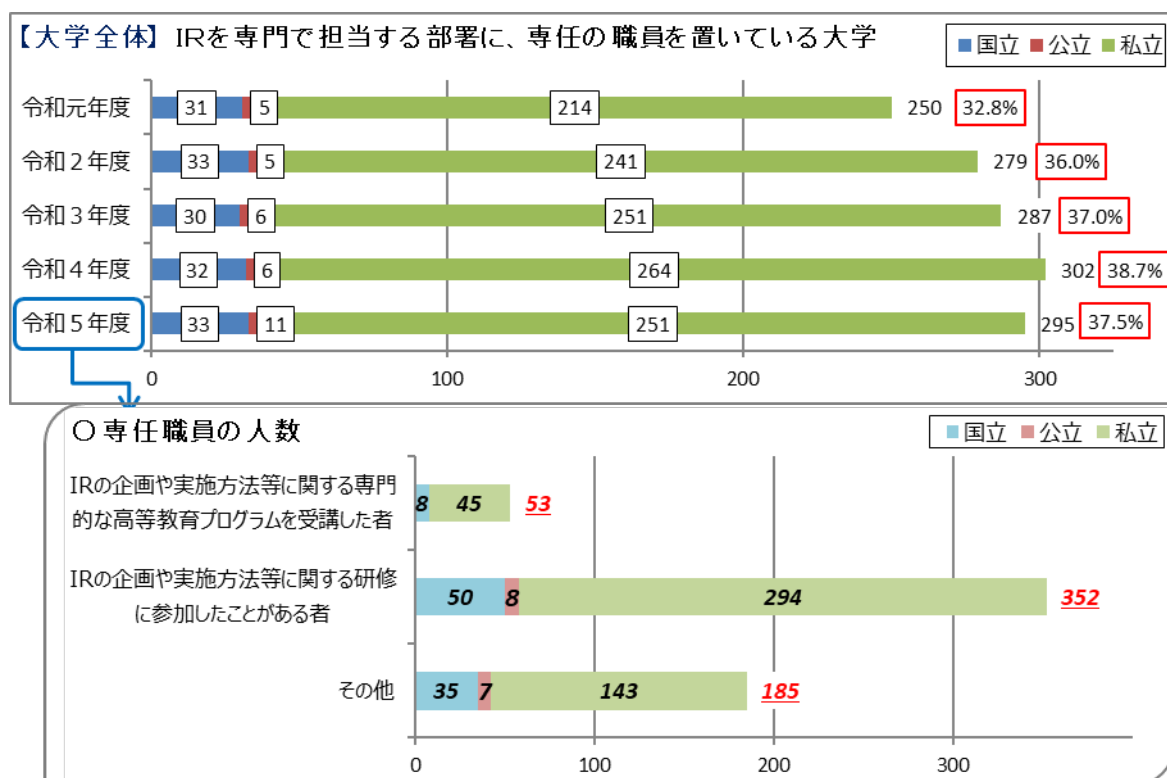
「専任職員の人数」の属性については、「IRの企画や実施方法等に関する研修に参加したことがある者」が最も多く 352 人、「IRの企画や実施方法等に関する専門的な高等教育プログラムを受講した者」が最も少なく 53 人であった。



- 各項目に回答した大学を集計。



- IRを専門で担当する部署に専任の教員を置いているかについて、選択肢「置いている」と回答した大学を集計。
また、選択肢「置いている」と回答した大学において、各項目に該当する専任教員の人数を集計。



- IRを専門で担当する部署に専任の職員を置いているかについて、選択肢「置いている」と回答した大学を集計。
また、選択肢「置いている」と回答した大学において、各項目に該当する専任職員の人数を集計。

＜７－Ｄ　ＩＲに関する取組＞

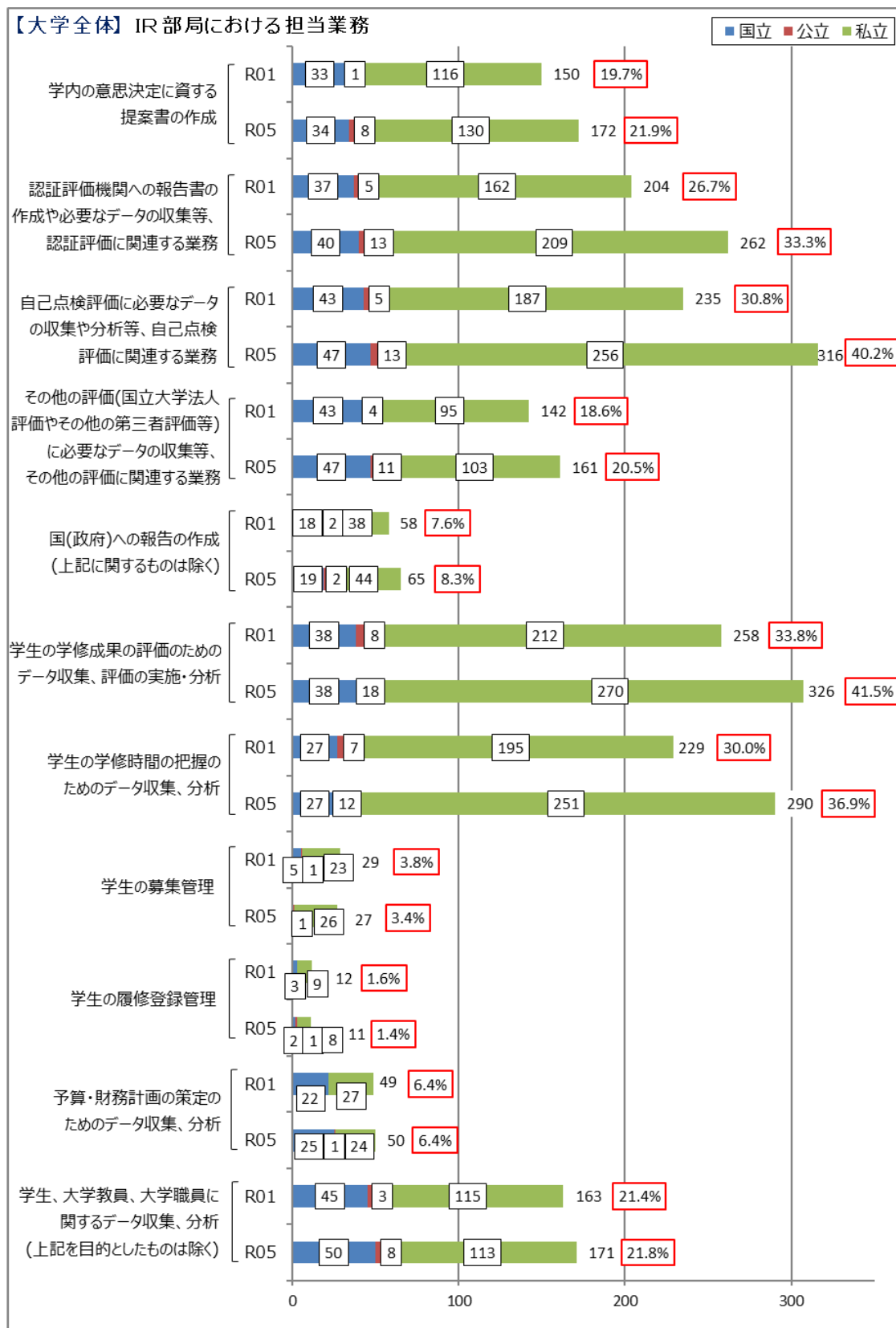
②　ＩＲを専門で担当する部署における業務

令和元年度において、ＩＲ部局における担当業務として、「学生の学修成果の評価のためのデータ収集、評価の実施・分析」と回答した大学が最も多く 258 大学（約 34％）、次いで「自己点検評価に必要なデータの収集や分析等、自己点検評価に関連する業務」と回答した大学が 235 大学（約 31％）、「学生の学修時間の把握のためのデータ収集、分析」と回答した大学が 229 大学（30％）であった。

令和５年度も同様に、「学生の学修成果の評価のためのデータ収集、評価の実施・分析」と回答した大学が最も多く 326 大学（約 42％）、次いで「自己点検評価に必要なデータの収集や分析等、自己点検評価に関連する業務」と回答した大学が 316 大学（約 40％）、「学生の学修時間の把握のためのデータ収集、分析」と回答した大学が 290 大学（約 37％）であった。

一方、令和元年度では、「学生の履修登録管理」と回答した大学が最も少なく 12 大学（約 2％）、次いで「学生の募集管理」と回答した大学が 29 大学（約 4％）、「予算・財務計画の策定のためのデータ収集、分析」と回答した大学が 49 大学（約 6％）であった。

令和５年度も同様に、「学生の履修登録管理」と回答した大学が最も少なく 11 大学（約 1％）、次いで「学生の募集管理」と回答した大学が 27 大学（約 3％）、「予算・財務計画の策定のためのデータ収集、分析」と回答した大学が 50 大学（約 6％）であった。



- 各項目に回答した大学を集計。

IR（インスティトゥーショナル・リサーチ）：

大学の組織や教育研究等に関する情報を収集・分析することで、学内の意思決定や改善活動の支援や、外部に対する説明責任を果たす活動といわれており、アメリカでは、IRを担当する部署で、連邦政府への報告や地域の基準認定に関連した業務、学生の履修登録管理等のデータ収集や分析を行っているとされている。また、我が国でも、複数の大学が連携して共通のデータ収集を行うことによる大学間での相互評価や、学生の状況観測等の取組が行われている。

＜７－Ｅ 入学者受入れに関する取組＞

① 入学者選抜に関する学内組織の役割・機能

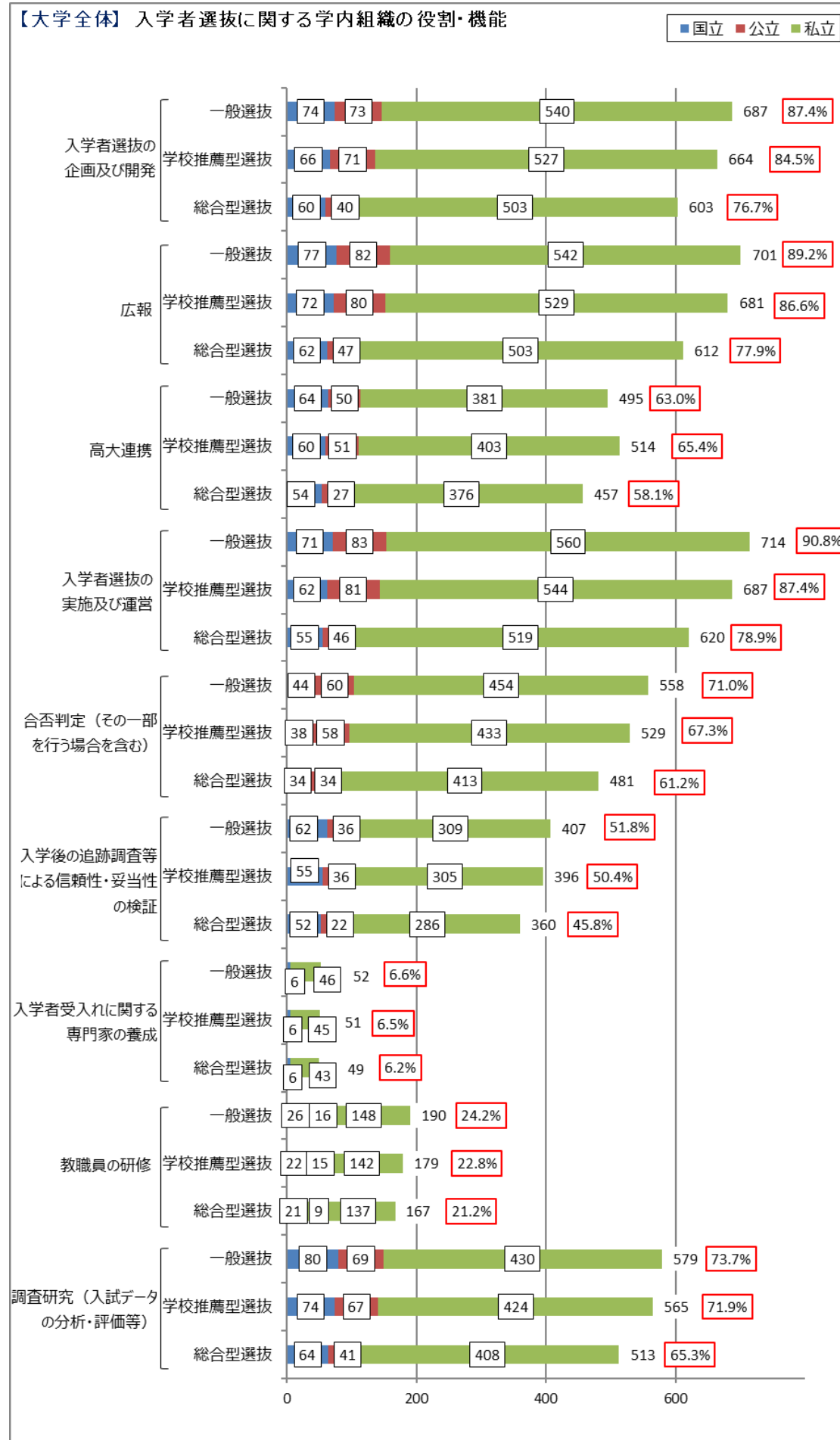
令和５年度では、入学者選抜に関する学内組織の役割・機能について、一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜いずれにおいても、「入学者選抜の実施及び運営」と回答した大学が最も多く、次いで「広報」と回答した大学が多かった。

一般選抜では 714 大学（約 91％）、学校推薦型選抜では 687 大学（約 87％）、総合型選抜では 620 大学（約 79％）が入学者選抜に関する学内組織において、「入学者選抜の実施及び運営」の役割・機能を有しており、一般選抜では 701 大学（約 89％）、学校推薦型選抜では 681 大学（約 87％）、総合型選抜では 612 大学（約 78％）が入学者選抜に関する学内組織において、「広報」の役割・機能を有していた。

一方、一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜いずれにおいても、「入学者受入れに関する専門家の養成」と回答した大学が最も少なく、次いで「教職員の研修」と回答した大学が少なかった。

一般選抜では 52 大学（約 7％）、学校推薦型選抜では 51 大学（約 7％）、総合型選抜では 49 大学（約 6％）が入学者選抜に関する学内組織において、「入学者受入れに関する専門家の養成」の役割・機能を有しており、一般選抜では 190 大学（約 24％）、学校推薦型選抜では 179 大学（約 23％）、総合型選抜では 167 大学（約 21％）が入学者選抜に関する学内組織において、「教職員の研修」の役割・機能を有していた。

【大学全体】 入学者選抜に関する学内組織の役割・機能

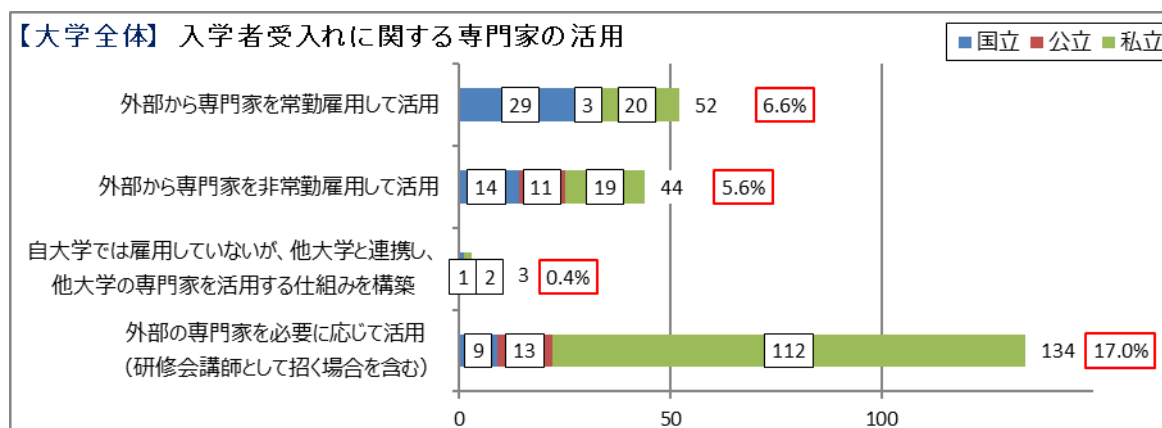


- 各項目に回答した大学を入試区分ごとに集計。

＜7－E 入学者受入れに関する取組＞

② 入学者受入れに関する専門家の活用

令和5年度では、入学者受入れに関する専門家の活用として、「外部の専門家を必要に応じて活用（研修会講師として招く場合を含む）」と回答した大学が最も多く134大学（17%）、「自大学では雇用していないが、他大学と連携し、他大学の専門家を活用する仕組みを構築」と回答した大学が最も少なく3大学（0.4%）であった。

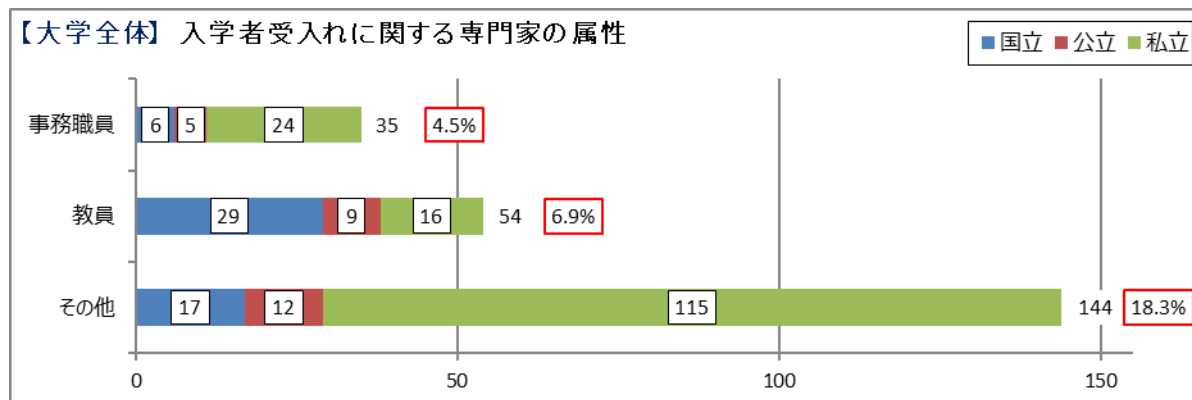


- 各項目に回答した大学を集計。

<7-E 入学者受入れに関する取組>

③ 入学者受入れに関する専門家の属性

令和5年度では、入学者受入れに関する専門家の属性として、「その他」と回答した大学が最も多く144大学（約18%）、「事務職員」と回答した大学が最も少なく35大学（約5%）であった。



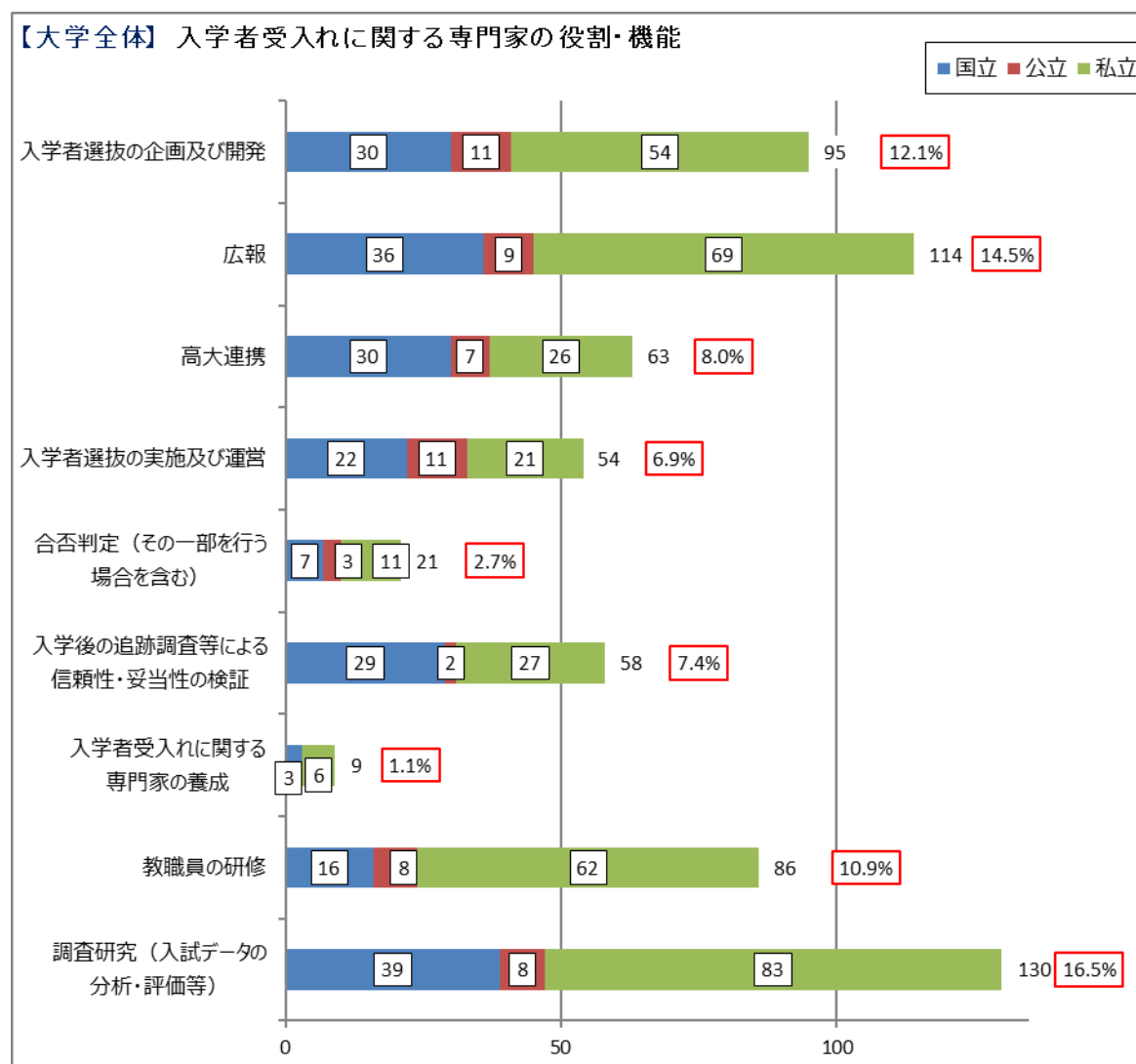
- 各項目に回答した大学を集計。

< 7-E 入学者受入れに関する取組 >

④ 入学者受入れに関する専門家の役割・機能

令和5年度では、入学者受入れに関する専門家の役割・機能として、「調査研究（入試データの分析・評価等）」と回答した大学が最も多く130大学（約17%）、次いで「広報」と回答した大学が114大学（約15%）であった。

一方、「入学者受入れに関する専門家の養成」と回答した大学が最も少なく9大学（約1%）、次いで「合否判定（その一部を行う場合を含む）」と回答した大学が21大学（約3%）であった。



- 各項目に回答した大学を集計。

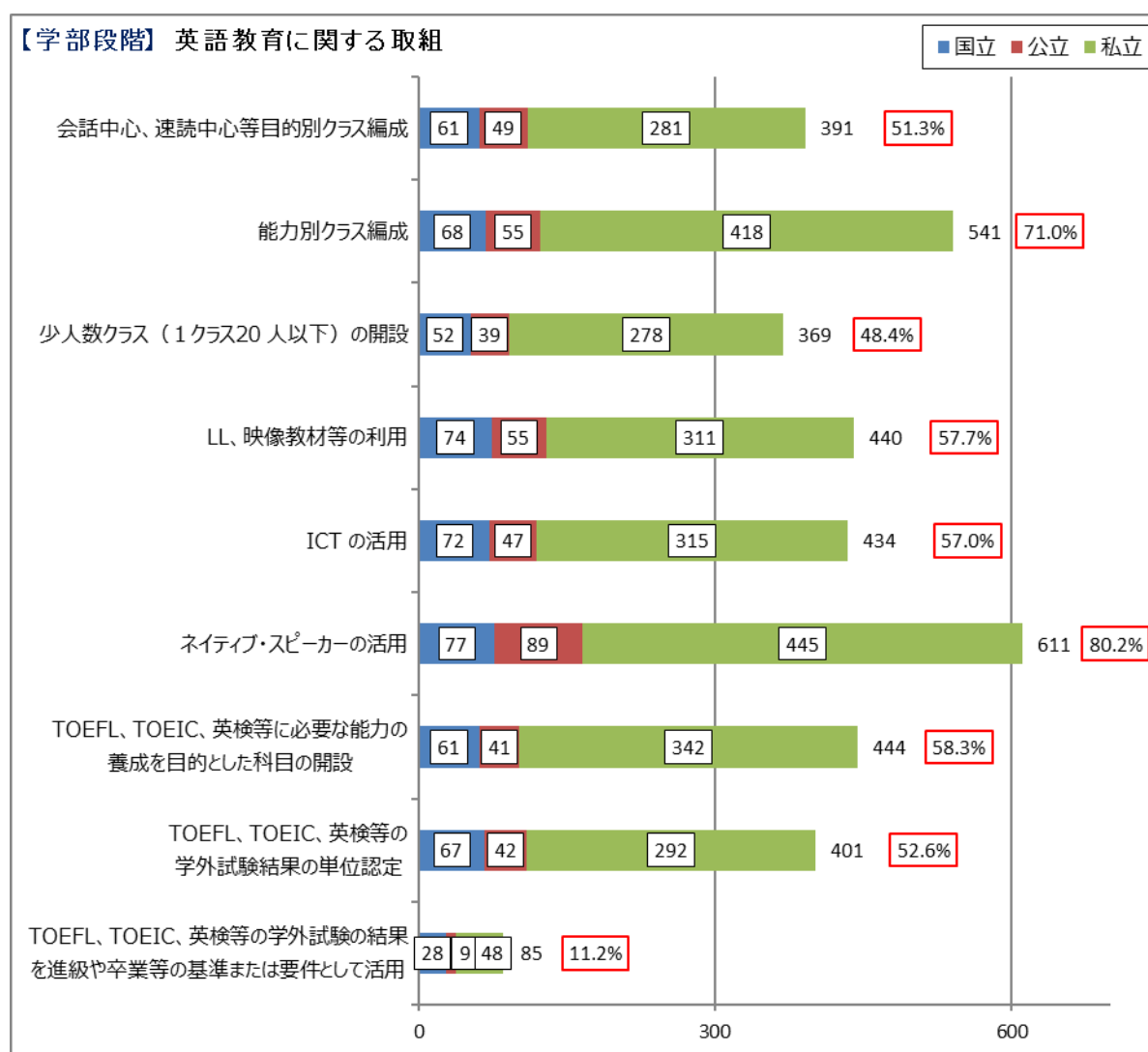
8. グローバル人材育成と大学の国際化の状況

< 8－A 外国語教育の実施状況 >

① 英語教育に関する取組

令和5年度では、英語教育に関する取組として、「ネイティブ・スピーカーの活用」と回答した大学が最も多く611大学（約80％）、次いで「能力別クラス編成」と回答した大学が541大学（71％）であった。

一方、「TOEFL、TOEIC、英検等の学外試験の結果を進級や卒業等の基準または要件として活用」と回答した大学が最も少なく85大学（約11％）、次いで「少人数クラス（1クラス20人以下）の開設」と回答した大学が369大学（約48％）であった。



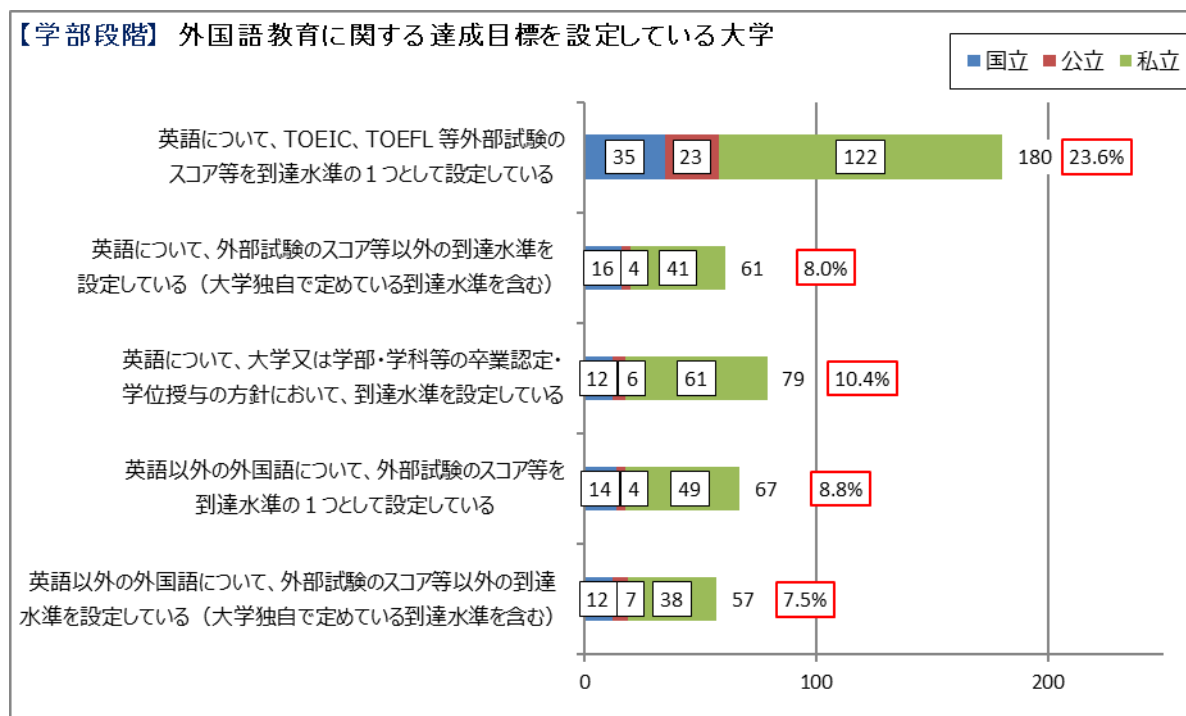
- 各項目において、回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

< 8－A 外国語教育の実施状況 >

② 外国語教育に関する達成目標の設定状況

令和5年度では、外国語教育に関する達成目標を設定している大学について、「英語について、TOEIC、TOEFL 等外部試験のスコア等を到達水準の1つとして設定している」と回答した大学が最も多く180大学（約24%）、「英語以外の外国語について、外部試験のスコア等以外の到達水準を設定している（大学独自で定めている到達水準を含む）」と回答した大学が最も少なく57大学（約8%）であった。



- 各項目において、回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

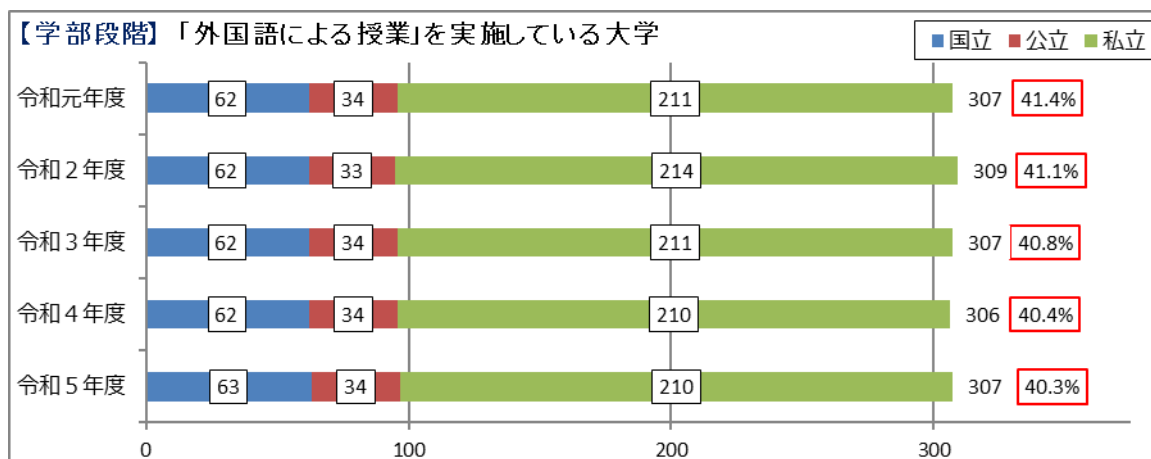
（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

< 8－B 外国語による授業の実施状況 >

① 外国語のみの授業の実施状況

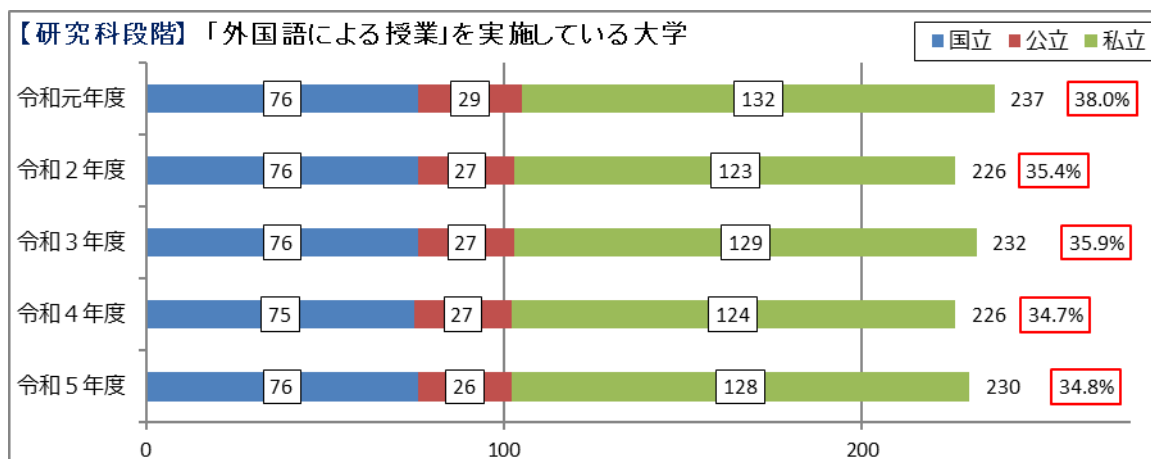
令和元年度において、学部段階で外国語による授業を実施していると回答したのは 307 大学（約 41%）、令和 5 年度では 307 大学（約 40%）であった。

また、令和元年度において、研究科段階で外国語による授業を実施していると回答したのは 237 大学（38%）、令和 5 年度では 230 大学（約 35%）であった。



- 外国語のみの授業（日本語を併用しない授業）の実施について、選択肢「ある」と回答した学部が 1 つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



- 外国語のみの授業（日本語を併用しない授業）の実施について、選択肢「ある」と回答した研究科が 1 つ以上ある大学を集計。

< 8－B 外国語による授業の実施状況 >

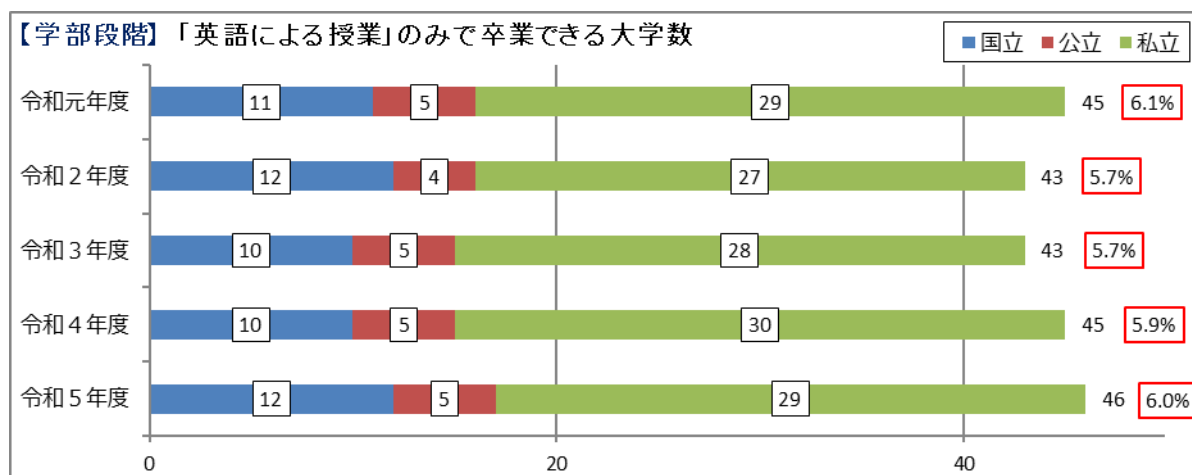
② 「英語による授業」のみで卒業（修了）できる（学科等がある）学部（研究科）

令和元年度において、学部段階で英語による授業のみで卒業できると回答したのは 45 大学（約 6 %）、令和 5 年度では 46 大学（6 %）であった。

令和元年度において、学部段階で英語による授業のみで卒業できる学部数は 90 学部、令和 5 年度では 104 学部であった。

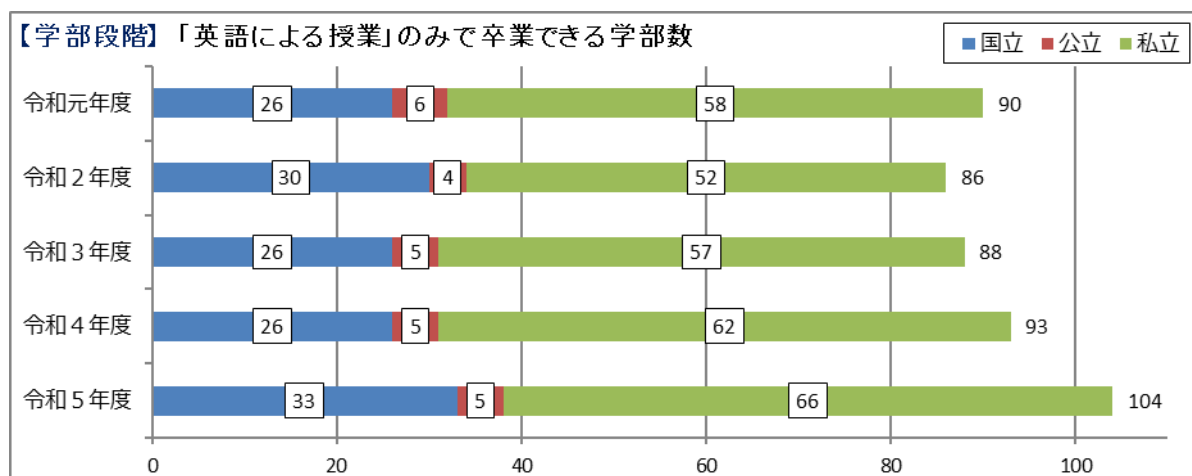
また、令和元年度において、研究科段階で英語による授業のみで修了できると回答したのは 114 大学（約 18 %）、令和 5 年度では 116 大学（約 18 %）であった。

令和元年度において、研究科段階で英語による授業のみで修了できる研究科数は 290 研究科、令和 5 年度では 286 研究科であった。



- 「①外国語のみの授業の実施状況」に該当する大学のうち、選択肢「学部（研究科）の全ての学生に対し、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）することを義務づけている」「学部（研究科）の全ての学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修の義務づけはされていない）」「学部（研究科）の一部の学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修は留学生のみに限定されていない）」のいずれかに回答している学部が 1 つ以上ある大学を集計。

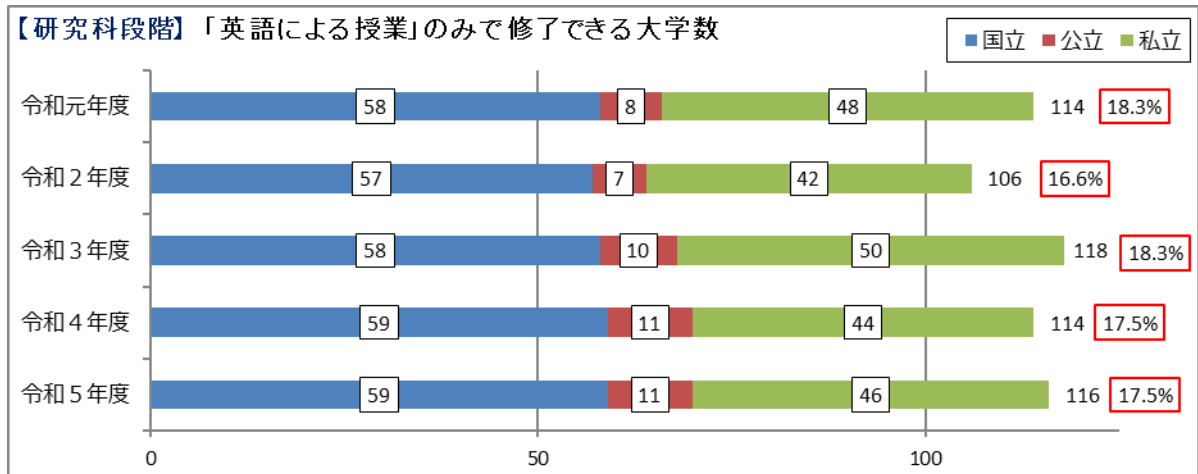
（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



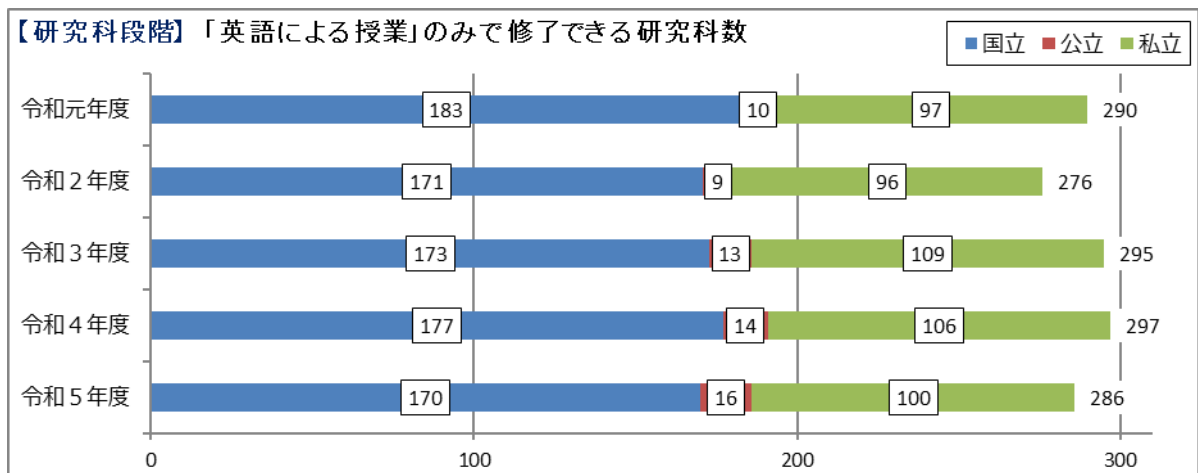
- 選択肢「学部（研究科）の全ての学生に対し、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）することを義務づけている」「学部（研究科）の全ての学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修の義務づけはされていない）」「学部（研究科）の一部の学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修は留学生のみに限定されていない）」のいずれかに回答している学部を集計。

【学部段階】「英語による授業」のみで卒業できる(学科等がある)学部 (46大学104学部)

- ・北海道大学 理学部
- ・東北大学 教育学部、理学部、歯学部、工学部、農学部
- ・筑波大学 生命環境学群
- ・東京大学 理学部、教養学部
- ・一橋大学 商学部、経済学部、法学部、社会学部、ソーシャル・データサイエンス学部
- ・横浜国立大学 教育学部、都市科学部
- ・金沢大学 人間社会学域、理工学域、融合学域
- ・名古屋大学 文学部、法学部、経済学部、理学部、工学部、農学部
- ・京都大学 工学部
- ・広島大学 総合科学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部
- ・九州大学 農学部
- ・宮崎大学 農学部
- ・会津大学 コンピュータ理工学部
- ・東京都立大学 理学部
- ・国際教養大学 国際教養学部
- ・兵庫県立大学 国際商経学部
- ・叡啓大学 ソーシャルシステムデザイン学部
- ・東京国際大学 経済学部、国際関係学部
- ・明海大学 ホスピタリティ・ツーリズム学部
- ・東京基督教大学 神学部
- ・慶應義塾大学 経済学部、総合政策学部、環境情報学部
- ・芝浦工業大学 工学部
- ・上智大学 文学部、総合人間科学部、経済学部、総合グローバル学部、国際教養学部、理工学部
- ・中央大学 国際経営学部
- ・東洋大学 国際学部
- ・法政大学 経済学部、経営学部、人間環境学部、グローバル教養学部
- ・武蔵大学 国際教養学部
- ・明治大学 国際日本学部
- ・明治学院大学 国際学部
- ・立教大学 文学部、法学部、異文化コミュニケーション学部
- ・早稲田大学 政治経済学部、文化構想学部、基幹理工学部、創造理工学部、先進理工学部、社会科学部、国際教養学部、人間科学部
- ・桜美林大学 グローバル・コミュニケーション学群
- ・武蔵野大学 グローバル学部
- ・創価大学 国際教養学部
- ・東洋英和女学院大学 人間科学部、国際社会学部
- ・山梨学院大学 国際リベラルアーツ学部
- ・名古屋商科大学 経営管理課程
- ・愛知淑徳大学 グローバル・コミュニケーション学部
- ・同志社大学 国際教育インスティテュート
- ・立命館大学 国際関係学部、情報理工学部、政策科学部、グローバル教養学部
- ・関西外国語大学 英語キャリア学部、外国語学部、英語国際学部、国際共生学部
- ・徳島文理大学 薬学部
- ・九州国際大学 現代ビジネス学部
- ・九州産業大学 国際文化学部、人間科学部、経済学部、商学部、地域共創学部、理工学部、生命科学部、建築都市工学部、芸術学部
- ・立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部、国際経営学部、サステナビリティ観光学部
- ・宮崎国際大学 国際教養学部



- 「①外国語のみの授業の実施状況」に該当する大学のうち、選択肢「学部（研究科）の全ての学生に対し、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）することを義務づけている」「学部（研究科）の全ての学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修の義務づけはされていない）」「学部（研究科）の一部の学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修は留学生のみに限定されていない）」のいずれかに回答している研究科が1つ以上ある大学を集計。



- 選択肢「学部（研究科）の全ての学生に対し、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）することを義務づけている」「学部（研究科）の全ての学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修の義務づけはされていない）」「学部（研究科）の一部の学生が、英語による授業科目のみの履修で卒業（修了）できる（履修は留学生のみに限定されていない）」のいずれかに回答している研究科を集計。

< 8 - C 国際経験の実施状況 >

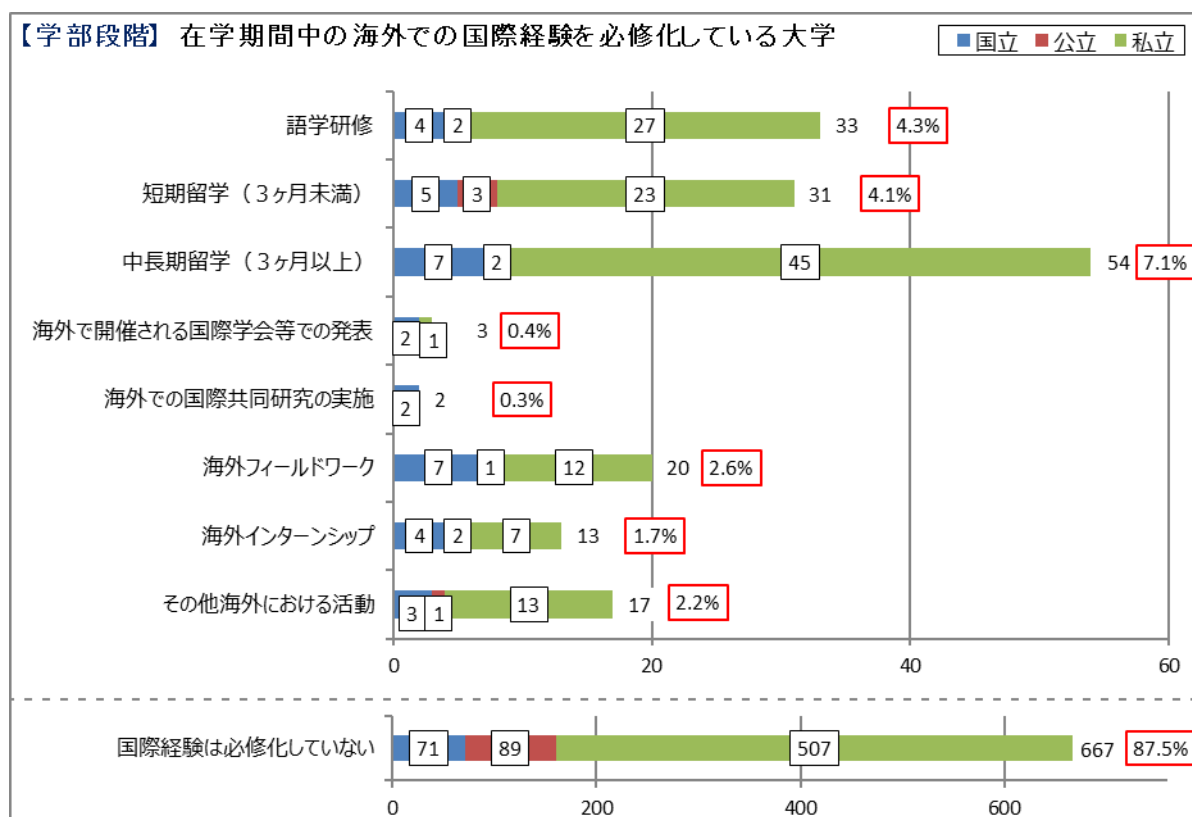
① 在学期間中の海外での国際経験を必修化している大学

令和5年度では、学部段階における在学期間中の海外での国際経験の必修化について、「国際経験は必修化していない」と回答した大学が最も多く667大学（約88%）、次いで「中長期留学（3ヶ月以上）」と回答した大学が54大学（約7%）であった。

一方、「海外での国際共同研究の実施」と回答した大学が最も少なく2大学（0.3%）、次いで「海外で開催される国際学会等での発表」と回答した大学が3大学（0.4%）であった。

また、研究科段階における在学期間中の海外での国際経験の必修化について、「国際経験は必修化していない」と回答した大学が最も多く641大学（約97%）、次いで「海外インターンシップ」と回答した大学が10大学（約2%）であった。

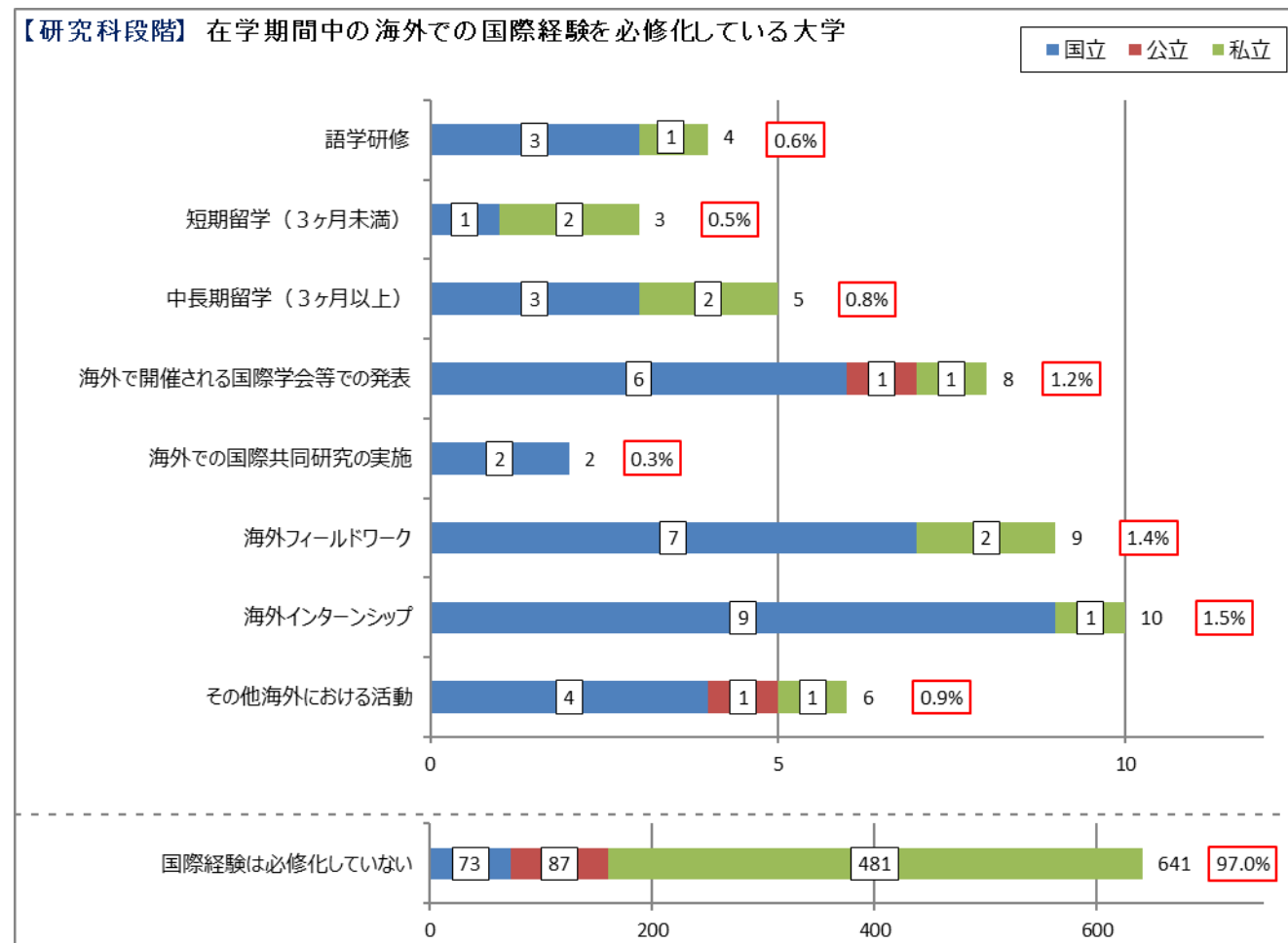
一方、「海外での国際共同研究の実施」と回答した大学が最も少なく2大学（0.3%）、次いで「短期大学（3ヶ月未満）」と回答した大学が3大学（0.5%）であった。



- 各項目に回答した学部が1つ以上ある大学を集計。

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

【研究科段階】 在学期間中の海外での国際経験を必修化している大学



- 各項目に回答した研究科が1つ以上ある大学を集計。

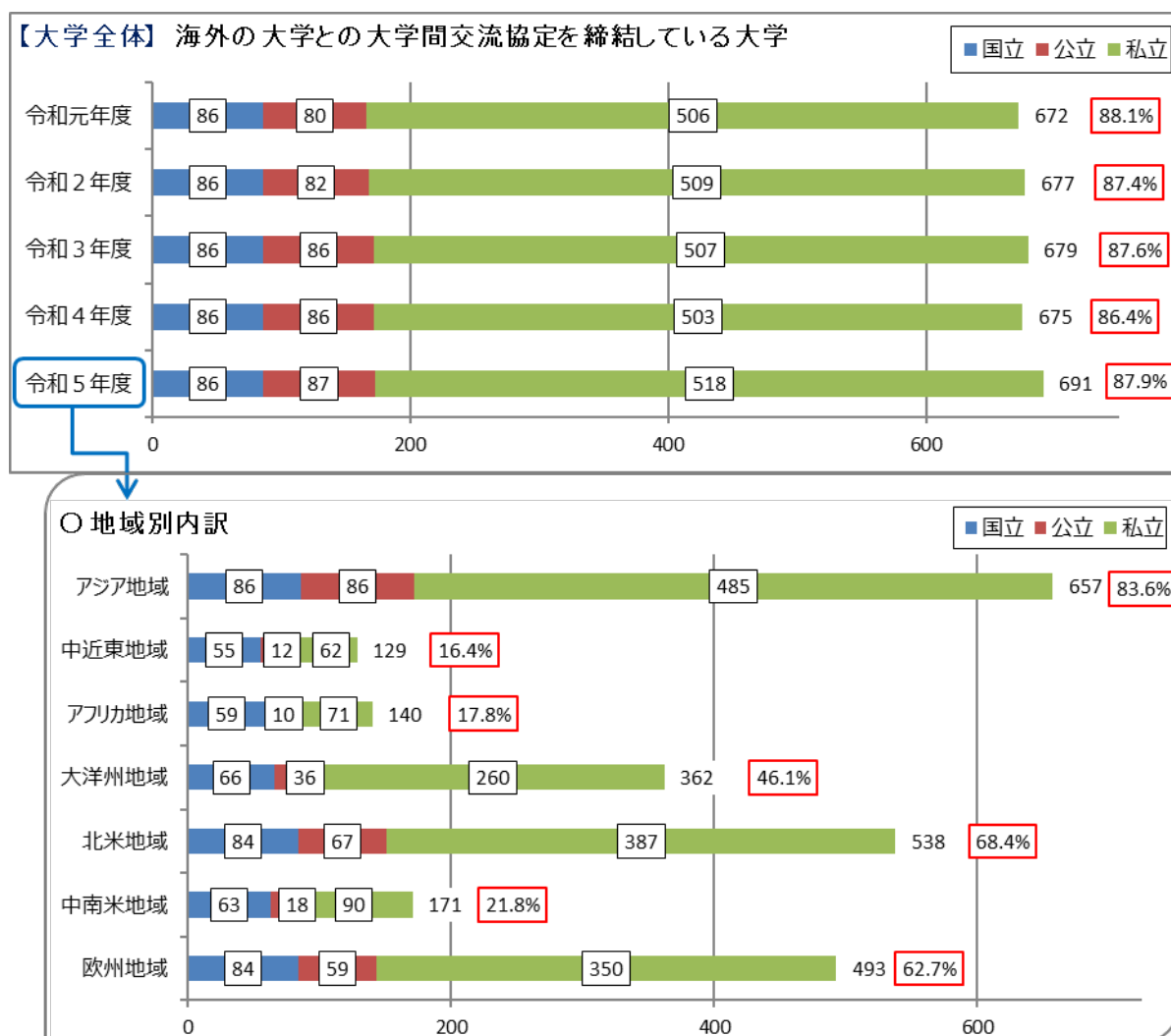
< 8-D 海外の大学との大学間交流協定 >

① 海外の大学との大学間交流協定の締結

令和元年度において、海外の大学との大学間交流協定を締結していると回答したのは 672 大学（約 88%）、令和 5 年度では 691 大学（約 88%）であった。

また、地域別内訳については、「アジア地域」と回答した大学が最も多く 657 大学（約 84%）、次いで「北米地域」と回答した大学が 538 大学（約 68%）であった。

一方、「中近東地域」と回答した大学が最も少なく 129 大学（約 16%）、次いで「アフリカ地域」と回答した大学が 140 大学（約 18%）であった。



- 海外の大学との大学間交流協定を締結しているかについて、選択肢「締結している」と回答した大学を集計。
また、選択肢「締結している」と回答した大学において、各協定の相手方大学が存在する地域について、各地域に属する国または地域を回答した大学を集計。

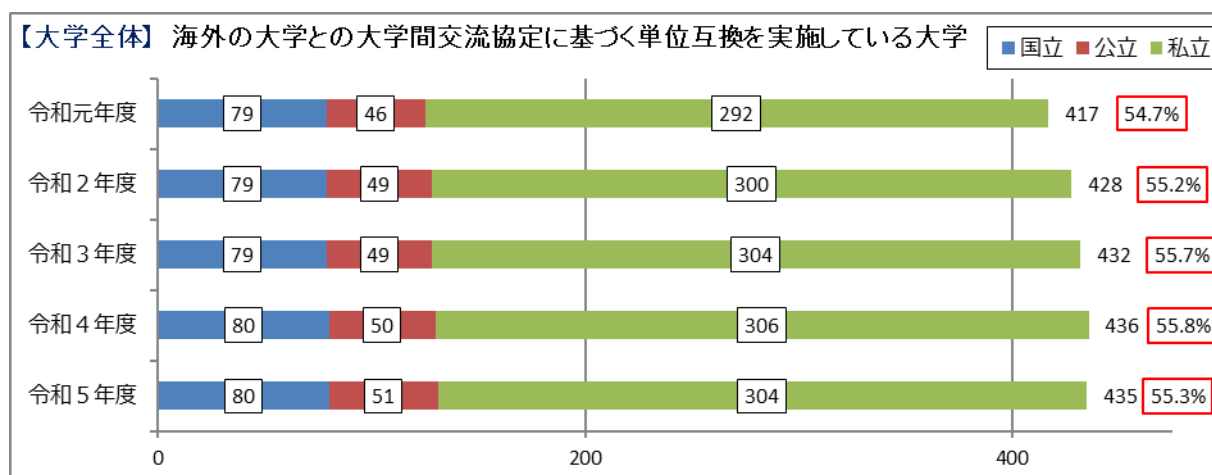
< 8-D 海外の大学との大学間交流協定 >

② 海外の大学との大学間交流協定に基づく単位互換

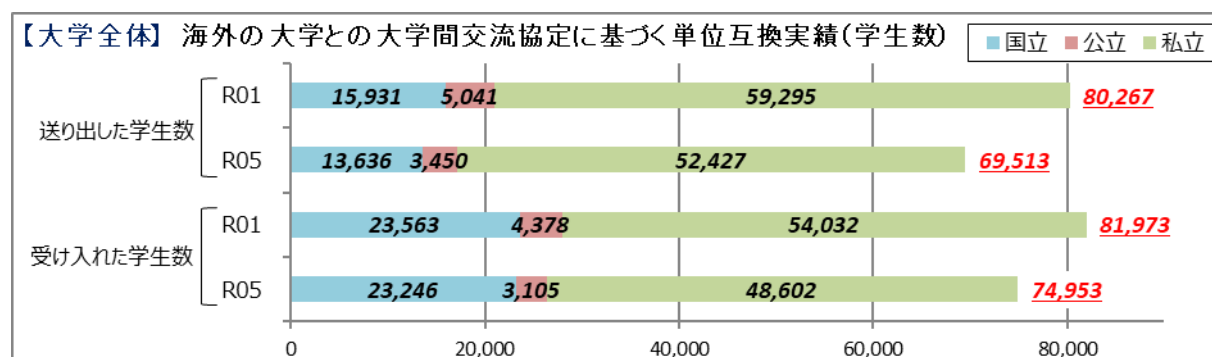
令和元年度において、海外の大学との大学間交流協定に基づく単位互換を実施していると回答したのは417大学（約55%）、令和5年度では435大学（約55%）であった。

また、令和元年度における海外の大学との大学間交流協定に基づく単位互換実績（学生数）のうち、送り出した学生数は80,267人、受け入れた学生数は81,973人であった。

令和5年度において、送り出した学生数は69,513人、受け入れた学生数は74,953人であった。



- 「①海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学のうち、各協定の内容等について、選択肢「単位の互換」と回答した協定が1つ以上ある大学を集計。



- 「①海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学のうち、各協定の内容等について、選択肢「単位の互換」と回答した協定が1つ以上ある大学において、当該協定に基づく学生の派遣・受入れ学生数を集計。

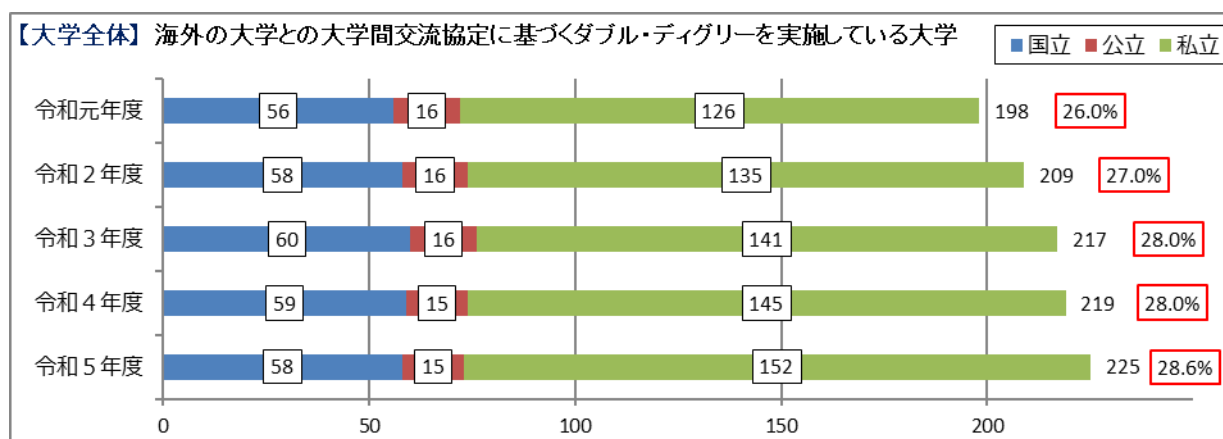
< 8-D 海外の大学との大学間交流協定 >

③ 海外の大学との大学間交流協定に基づくダブル・ディグリー

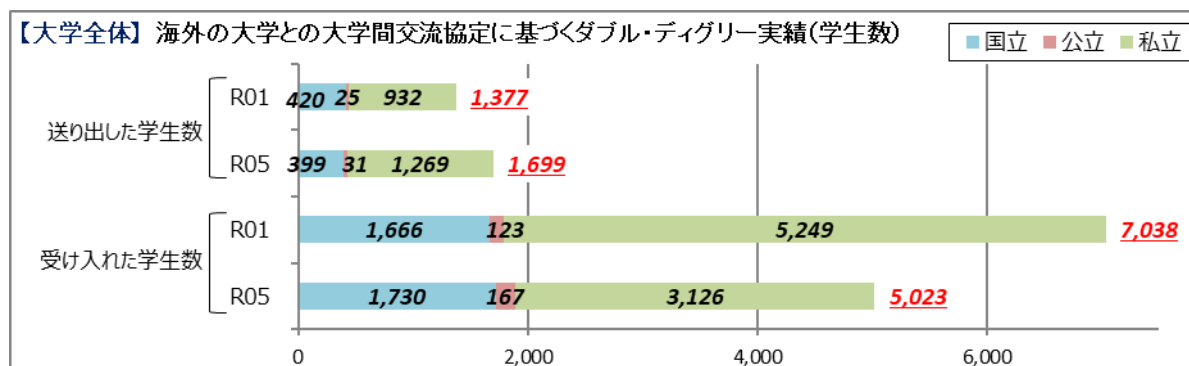
令和元年度において、海外の大学との大学間交流協定に基づくダブル・ディグリーを実施していると回答したのは198大学（26%）、令和5年度では225大学（約29%）であった。

また、令和元年度における海外の大学との大学間交流協定に基づくダブル・ディグリー実績（学生数）のうち、送り出した学生数は1,377人、受け入れた学生数は7,038人であった。

令和5年度に送り出した学生数は1,699人、受け入れた学生数は5,023人であった。



- 「①海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学のうち、各協定の内容等について、選択肢「ダブル・ディグリー」と回答した協定が1つ以上ある大学を集計。



- 「①海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学のうち、各協定の内容等について、選択肢「ダブル・ディグリー」と回答した協定が1つ以上ある大学において、当該協定に基づく学生の派遣・受入れ学生数を集計。

ダブル・ディグリー：

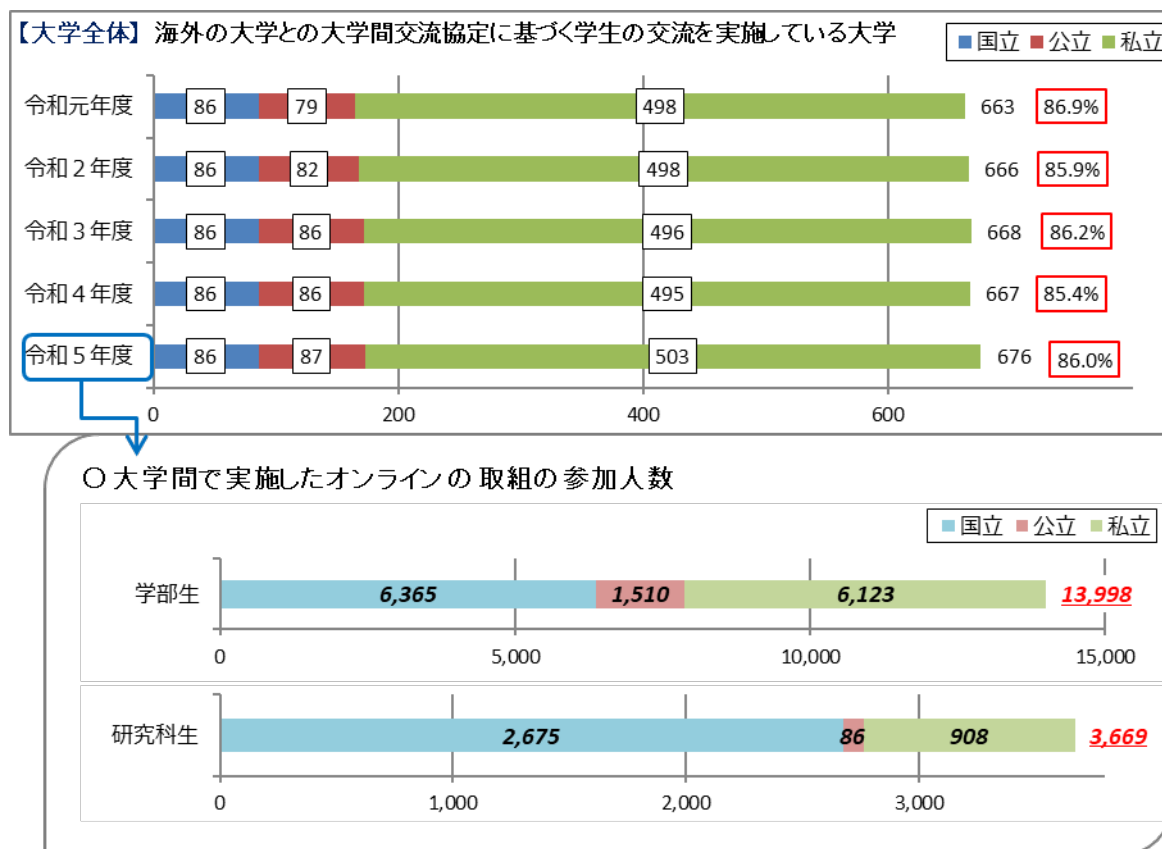
本調査における「ダブル・ディグリー」とは、我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、また、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与する形態を指す。

< 8-D 海外の大学との大学間交流協定 >

④ 海外の大学との大学間交流協定に基づく学生の交流

令和元年度において、海外の大学との大学間交流協定に基づく学生の交流を実施していると回答したのは663大学（約87%）、令和5年度では676大学（86%）であった。

また、大学間で実施したオンラインの取組の参加人数について、学部生は13,998人、研究科生は3,669人であった。



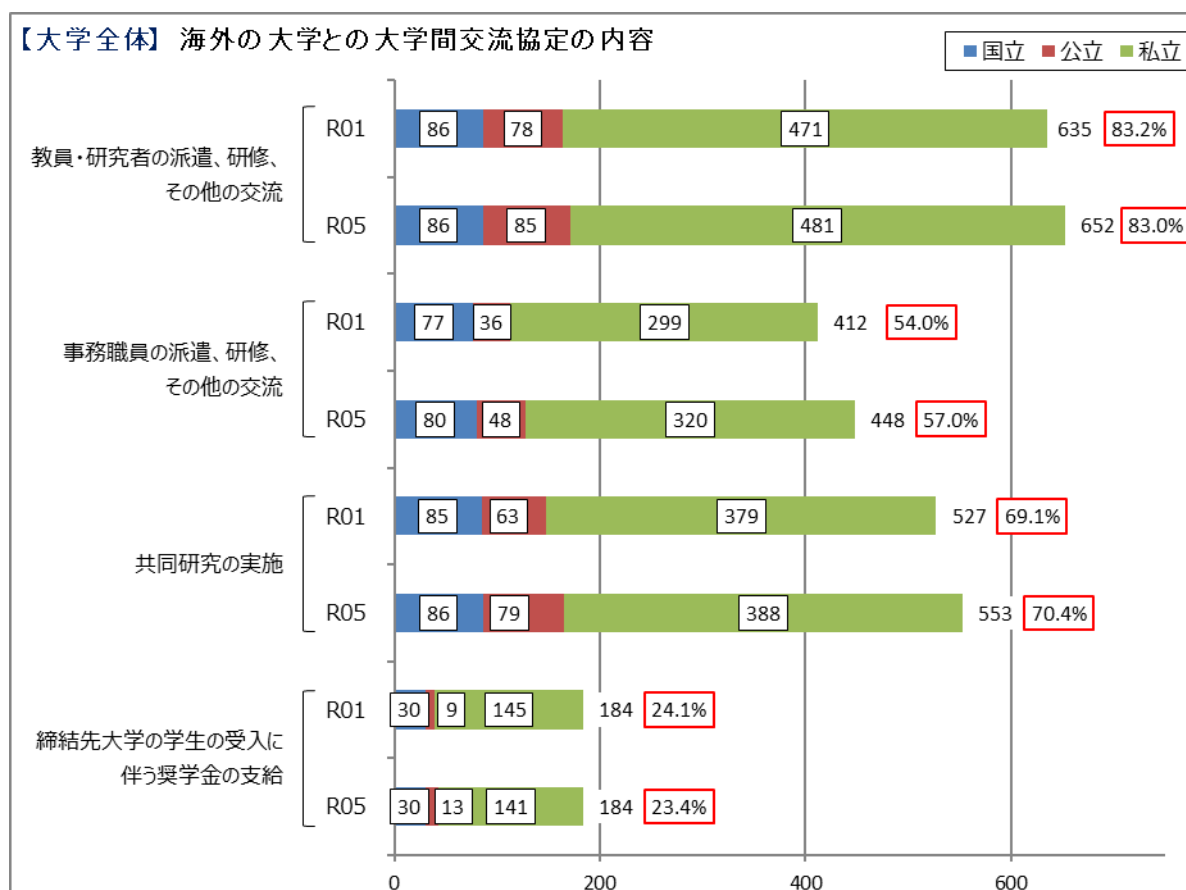
- 「①海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学のうち、各協定の内容等について、選択肢「学生の交流」と回答した協定が1つ以上ある大学を集計。
また、選択肢「学生の交流」と回答した協定が1つ以上ある大学において、当該協定に基づくオンラインでの取組に参加した国内大学の学生数を集計。

< 8－D 海外の大学との大学間交流協定 >

⑤ その他の海外の大学との大学間交流協定

令和元年度では、海外の大学との大学間交流協定の内容として、「教員・研究者の派遣、研修、その他の交流」と回答した大学が最も多く 635 大学（約 83%）、「締結先大学の学生の受入に伴う奨学金の支給」と回答した大学が最も少なく 184 大学（約 24%）であった。

令和 5 年度も同様に、「教員・研究者の派遣、研修、その他の交流」と回答した大学が最も多く 652 大学（83%）、「締結先大学の学生の受入に伴う奨学金の支給」と回答した大学が最も少なく 184 大学（約 23%）であった。



- 「①海外の大学との大学間交流協定の締結」に該当する大学のうち、各協定の内容等について、各項目を回答した大学を集計。

＜ 8－E 海外における拠点＞

① 海外における拠点を設置している大学

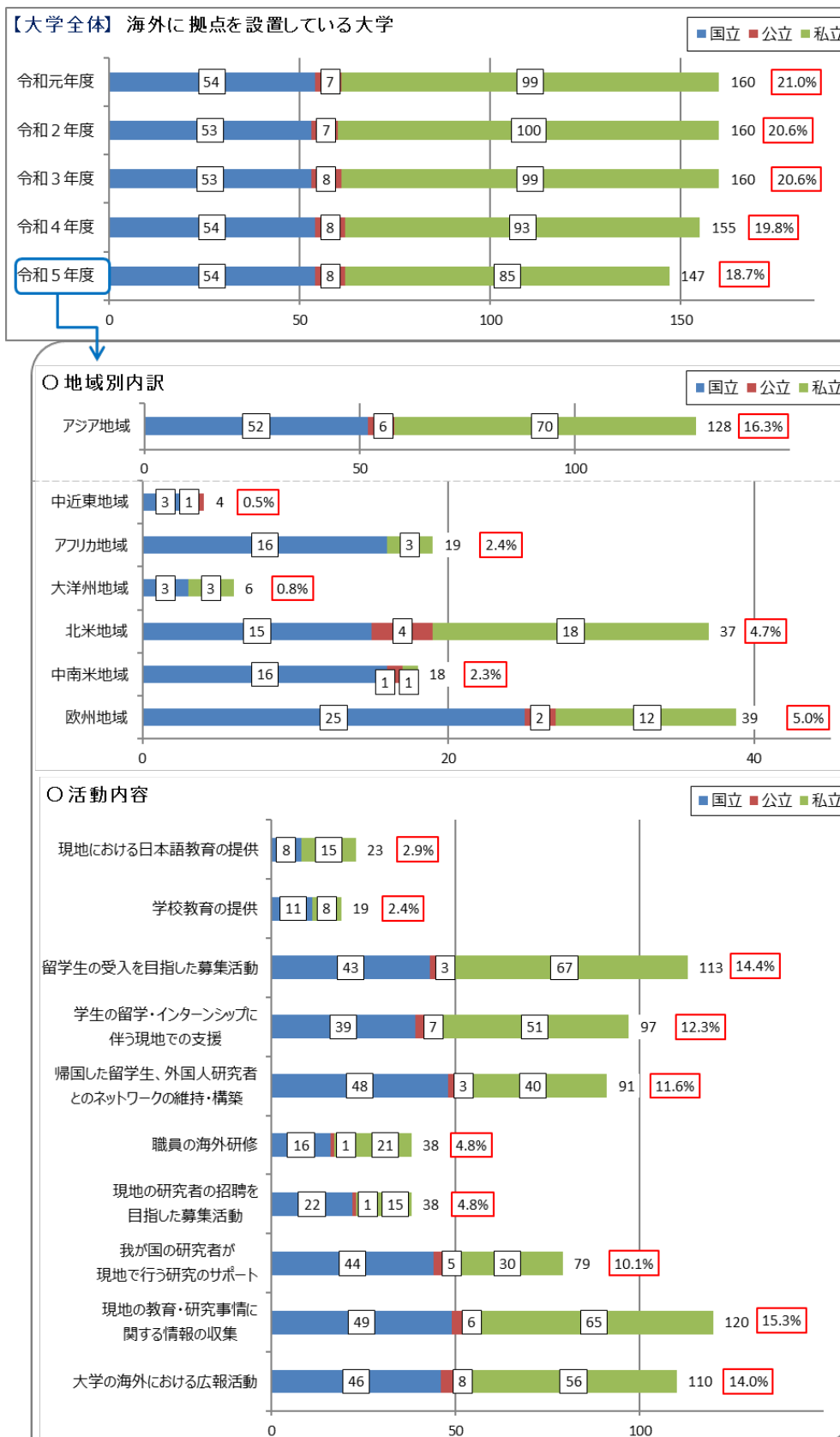
令和元年度において、海外に拠点を設置していると回答したのは 160 大学（21％）、令和 5 年度では 147 大学（約 19％）であった。

また、地域別内訳については、「アジア地域」と回答した大学が最も多く 128 大学（約 16％）、次いで「欧州地域」と回答した大学が 39 大学（5％）であった。

一方、「中近東地域」と回答した大学が最も少なく 4 大学（約 1％）、次いで「大洋州地域」と回答した大学が 6 大学（約 1％）であった。

また、活動内容については、「現地の教育・研究事情に関する情報の収集」と回答した大学が最も多く 120 大学（約 15％）、次いで「留学生の受入を目指した募集活動」と回答した大学が 113 大学（約 14％）、「大学の海外における広報活動」と回答した大学が 110 大学（14％）であった。

一方、「学校教育の提供」と回答した大学が最も少なく 19 大学（約 2％）、次いで「現地における日本語教育の提供」と回答した大学が 23 大学（約 3％）、「職員の海外研修」、「現地の研究者の招聘を目指した募集活動」と回答した大学がいずれも 38 大学（約 5％）であった。



- 海外に拠点を設置しているかについて、選択肢「設置している」と回答した大学を集計。
また、選択肢「設置している」と回答した大学において、当該拠点の存在する地域について、各地域に属する国または地域を回答した大学を集計。
さらに、選択肢「設置している」と回答した大学において、当該拠点における活動内容について、各項目を回答した大学を集計。